

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SAT100-9 r. 4. 1
提出年月日	令和4年10月18日

## 泊発電所 3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の  
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を  
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」  
に係る適合状況説明資料  
比較表

### 1.0 重大事故等対策における共通事項

令和4年10月  
北海道電力株式会社

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>女川原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>&lt; 目次 &gt;</p> <p>1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象 5. 保管場所の評価 6. 屋外アクセスルートの評価 7. 屋内アクセスルートの評価 8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集 9. 別紙 (1) 女川原子力発電所における敷地の特徴について (2) 海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて (3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 自然現象の重畠による影響について (5) アクセスルート降灰・降雪除去時間評価について (6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について (9) 2011年東北地方太平洋沖地震及びその後に発生した津波による被害状況について</p>	<p>島根原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>&lt; 目次 &gt;</p> <p>はじめに 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所の評価 4. 屋外のアクセスルートの評価 5. 屋内のアクセスルートの評価 6. 発電所構外からの重大事故等に対処する要員参集 7. 別紙 (39) 島根原子力発電所における敷地の特徴について (3) 淡水及び海水の取水場所について (2) 可搬型設備の接続口の配置及び仕様について (1) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畠による影響について (23) 屋外のアクセスルート除雪時間評価 (24) 屋外のアクセスルート除灰時間評価 (26) 降水に対する影響評価結果について (27) 可搬型設備の小動物対策について (25) 森林火災発生時における屋外のアクセスルートの影響</p>	<p>泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>&lt; 目次 &gt;</p> <p>1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象 5. 保管場所の評価 6. 屋外のアクセスルートの評価 7. 屋内のアクセスルートの評価 8. 発電所構外からの重大事故等に対処する要員参集 9. 別紙 (1) 泊発電所における敷地の特徴について (2) 淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて (3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畠による影響について (5) 屋外のアクセスルート除雪・除灰時間評価について (6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は、保管場所及びアクセスルートの方針及び影響を及ぼす外部事象の項目を分けて記載。)</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【島根】資料構成の相違 ・泊は、別紙(5)にて降灰・降雪の除去時間を評価している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【島根】資料構成の相違 ・泊は、別紙(5)にて降灰・降雪の除去時間を評価している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 ・泊は、女川2号炉における東北太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

I.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
(10) 屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (11) 建屋関係の耐震評価について	(28) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (37) 建物関係の耐震評価について	(9) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について  <b>(10) 建屋関係の耐震評価について</b>	<b>【女川】記載表現の相違</b>
(12) 送電鉄塔倒壊評価について	(40) 鉄塔の影響評価方針について	(11) 送電鉄塔の影響評価方針について	<b>【女川】記載内容の相違</b> ・詳細設計段階で示す送電鉄塔の耐震評価の評価方針を記載
(13) 鉄塔基礎の安定性について (14) 保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価について	(4) 鉄塔基礎の安定性について (31) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について (32) 敷地の地質・地質構造の特徴及び想定されるリスクについて	(12) 鉄塔基礎の安定性について (13) 保管場所及び屋外のアクセスルートに関する斜面の安定性評価について	<b>【女川】記載表現の相違</b>
(15) 屋外アクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について	(29) 揺すり込み沈下の影響評価	<b>(14) 屋外のアクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について</b>	<b>【島根】記載表現の相違</b>
(16) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (17) H形鋼敷設による段差対策について	(30) 路盤補強（段差緩和対策）について	(15) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (16) H形鋼敷設による段差対策について	<b>【島根】記載表現の相違</b>
(18) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	(7) 自衛消防隊（消防チーム）による消火活動等について (6) 可燃物施設の火災について	(17) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	<b>【島根】資料構成の相違</b> ・泊は女川と同様に「別紙(17)」にて初期消火要員による消火活動及び可燃物施設火災時の消火活動について整理している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

I.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
(19) 復水脱塩装置他薬品タンクの外部への漏えいについて (20) 可搬型設備車両の耐浸水性について	(8) 可搬型設備（車両）の走行について (10) 車両走行性能の検証 (12) がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について  (9) 構内道路補修作業の検証について	(18) 薬品タンクの外部への漏えいについて (19) 可搬型設備車両の耐浸水性について (20) 車両走行性能の検証 (21) がれき及び土砂撤去時のホイールローダ作業量時間について  (22) 構内道路補修作業の検証について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違  【島根】対応方針の相違 ・泊は土砂撤去についても作業量時間を算出
(22) アクセスルート仮復旧作業の検証について（がれき撤去作業） (23) アクセスルート仮復旧作業の検証について（段差解消作業）			【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて仮復旧作業の検証について整理している。
(21) アクセスルートの仮復旧計画時間の評価について (24) アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) アクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) アクセスルート復旧後における車両の通行量について (27) アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について  (28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	(19) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）  (16) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明 (20) 資材設置後の作業成立性	(23) 屋外のアクセスルートの仮復旧計画時間の評価について (24) 屋外のアクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) 屋外のアクセスルート復旧後における車両の通行量について (27) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について (28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(30) 屋内アクセスルートの設定について (31) 屋内アクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内アクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について  (33) 地震随伴火災の影響評価について  (34) 地震による内部溢水の影響評価について  (36) 積雪、凍結時のすべり止め対策について	(13) 屋内のアクセスルートの設定について (14) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (15) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について  (17) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価  (18) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価	(30) 屋内のアクセスルートの設定について (31) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内のアクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について  (33) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について  (34) 屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について  (35) 積雪、凍結時の通行性確保について	【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違  【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載表現の相違
(37) 保管場所及び屋外アクセスルートの評価における地下水位の設定方法について	(36) 敷地内の地下水位の設定について  (5) 屋外のアクセスルート現場確認結果  (38) 地滑り又は土石流による影響評価について	(36) 敷地内の地下水位の設定方針について  (37) 屋外のアクセスルート現場確認結果  (38) 地滑りによる影響評価について	【島根】記載内容の相違 ・泊は土石流による影響がないことから記載していない。
		【追記】他条文の審査状況の反映】 (地滑り影響評価について、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する知見等を踏まえ、再評価を行うため)	

## 泊発電所3号炉 機構的能力 比較表

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
(35) 基準津波を超える津波時のアクセスルートについて		(39) アクセスルートトンネルの耐震評価方針について 【追而】(今後作成予定)	今後作成予定
	(11) 地震時の地中埋設構造物損壊による影響について		【島根】対応方針の相違 ・島根は代表構造物が地震時に損壊しないことを確認。泊はアクセスルート上の地下構造物を抽出し、損壊を仮定した上で段差緩和対策を実施し、通行性を確保（泊は「本文6.(3)g. 地下構造物の損壊による影響評価」に記載）。
	(34) 外部事象の抽出について		【女川】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に外部事象の抽出プロセスについては設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照するようしている。
	(35) 薬品類の漏えい時に使用する防護具について		【島根】記載方針の相違 ・泊は、薬品漏えい時ににおいても溢水防護具と同様の防護具を着用して対応する。また、使用する防護具については別紙(34)に記載している。（女川と同様）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

I.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
10. 補足資料	8. 補足資料 (1) 第159回審査会合（平成26年11月13日）からの主要な変更点について  別紙(33) 屋外タンク溢水時の影響等について (2) 作業に伴う屋外の移動手段について  (5) 屋外での通信機器通話状況の確認 (6) 1～3号炉同時発災時における屋外のアクセスルートへの影響  別紙(21) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況  別紙(22) 発電所構外からの要員の参集について	10. 補足資料 (1) 第38回審査会合（平成25年10月29日）からの主要な変更点について (2) 火災の重畳による熱影響評価について (3) 溢水評価について (4) 作業に伴う屋外の移動手段について (5) 可搬型設備設置可能時間の保守性について (6) 屋外での通信機器通話状況の確認について (7) 1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について (8) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況 (9) 仮復旧後の対応について (10) 発電所構外からの要員参集について (11) 防潮堤盛土堤防の直下を横断する排水路について  <b>(11) 防潮堤の直下を横断する排水路について</b>  【追記】(今後作成予定)	【島根】記載表現の相違
(2) 火災の重畳による熱影響評価について			【島根】記載表現の相違
(3) 溢水評価について			【島根】記載表現の相違
(6) 可搬型設備設置可能時間の保守性について			【島根】記載表現の相違
(7) 屋外での通信機器通話状況の確認について			【島根】記載表現の相違
(8) 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について			【島根】記載表現の相違
(9) 保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について			【島根】記載表現の相違
(10) 仮復旧後の対応について			【島根】記載表現の相違
(11) 発電所構外からの要員参集について			【島根】記載表現の相違
(13) 防潮堤盛土堤防の直下を横断する排水路について			【島根】今後、同様の資料を作成予定。
(14) 保管場所内の可搬型設備配置について	(16) 保管場所内の可搬型設備配置について	(12) 保管場所内の可搬型設備配置について (13) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて	
(15) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて	(3) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について (15) 迂回路における人力による仮置資機材の排除の考え方について	(14) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について (15) 屋内アクセスルートにおける人力による資機材の排除の考え方について	【島根】評価内容の相違 ・泊は、アクセスルート及び迂回路の両方について、資機材転倒時に人力による排除を考慮したアクセス性の評価を実施している。(島根は、迂回路のみ人力による排除を考慮している。)
(4) 保管場所内の可搬型設備配置について	(4) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (7) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (11) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について	(16) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (17) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (18) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について  【追記】(今後作成予定)	【島根】今後、同様の資料を作成予定。
(15) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて	(12) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (14) アクセスルートの用語の定義 (10) 大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて	(19) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (20) アクセスルートの用語の定義 (21) 可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて  【追記】(今後作成予定)	【島根】今後、同様の資料を作成予定。
(4) 耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源について			【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(2)」にて耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源を整理している。

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 機器的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
(5) 想定以上の段差が発生した場合の対応について			【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて想定以上の段差が発生した場合の対応を整理している。
(1) 0Fケーブル洞道のアクセスルートに対する影響について (12) 事務建屋の周辺斜面について	(8) 防波壁通路防波扉の運用について (9) 2号炉原子炉建物南側屋外のアクセスルートについて (13) 2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による屋外のアクセスルートへの影響 (17) 有効性評価で用いる屋外のアクセスルートの設定について (18) 第819回審査会合（令和元年12月24日）からの主要な変更点について (19) 第861回審査会合（令和2年5月18日）からの主要な変更点について (20) 海岸付近のアクセスルートの通行について		【女川】記載方針の相違 ・女川2号固有の補足資料。  【島根】記載方針の相違 ・島根2号固有の補足資料。

泊発電所3号炉 機器的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>はじめに</p> <p>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定）では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p><b>II 要求事項</b></p> <p><b>1. 重大事故等対策における要求事項</b></p> <p><b>1.0 共通事項</b></p> <p><b>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</b></p> <p><b>②アクセスルートの確保</b></p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所（以下「工場等」という。）内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> <p>本要求に対し島根原子力発電所2号炉では、アクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <p><b>1.0.2 共通事項</b></p> <p><b>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</b></p> <p><b>b. アクセスルートの確保</b></p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p><b>(a) 屋外アクセスルート</b></p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備（大量送水車、高圧発電機車、可搬式モニタリング・ポスト等）の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、合わせて、軽油タンク、常設代替交流電源設備及びその他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p><b>(b) 屋内アクセスルート</b></p> <p>重大事故等が発生した場合において、屋内の現場操作場所までのアクセスルートの状況確認を行い、合わせて、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>本資料では、重大事故等時の対応に必要となる可搬型重大事故等対処設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの緊急時対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊の記載方針は、女川の資料構成をベースとし、島根2号の審査知見を取り入れる方針としており、「2.概要(1)目的」に記載</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

I.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>1. 新規制基準への適合状況 可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所及び同設備の運搬道路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1)「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。） 第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>1. 新規制基準への適合状況 可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。 (1)「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>1. 新規制基準への適合状況 可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所及び同設備の運搬道路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1)「実用発電用原子炉及び附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。） 第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・島根はアクセスルートについて具体的に定義している</p>
<p>新規制基準の項目</p> <p>第3項</p> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動Ssで必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p>	<p>新規制基準の項目</p> <p>第3項</p> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動Ssで必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</p>	<p>新規制基準の項目</p> <p>第3項</p> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、想定される水位に対しても高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計としている。（伊方と同様）</p>	<p>【女川及び島根】 対応方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【女川及び島根】 設備名称の相違</p> <p>【女川及び島根】 対応方針の相違 ・泊は、集水槽に設置する放射性物質吸着剤を除き、可搬型設備は、高台に保管している。放射性物質吸着剤は、想定される水位に対し機能を喪失しない設計としている。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

I.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由							
(2)「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。) 第五十四条（重大事故等対処設備）		(2)「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 第五十四条（重大事故等対処設備）	(1)「実用発電用原子炉及び附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。) 第五十四条（重大事故等対処設備）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動Ssで必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</td> </tr> </tbody> </table>		新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動Ssで必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。		
新規制基準の項目	適合状況										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。										
七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動Ssで必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動Ssで必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> </tbody> </table>		新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動Ssで必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。		
新規制基準の項目	適合状況										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。										
七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動Ssで必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2. 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>a. 要求事項 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定)では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p><b>II 要求事項</b></p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1. 0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項 ②アクセスルートの確保 発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所(以下「工場等」という。)内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p>		<p>2. 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>a. 要求事項 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定)では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p><b>II 要求事項</b></p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1. 0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項 ②アクセスルートの確保 発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所(以下「工場等」という。)内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p>	<p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は、「はじめに」に記載</p>
<p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項 b. アクセスルートの確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。 屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p>		<p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項 b. アクセスルートの確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。 屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p>	<p>【女川】名称の相違</p>
<p>本資料は、重大事故等発生時の対応に必要となる可搬型設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの重大事故等対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>		<p>本資料は、重大事故等発生時の対応に必要となる可搬型設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの災害対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>	

## 泊発電所3号炉 機器的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(2) 適合状況確認手順</p> <p>本資料では、まず「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」を定め、方針に基づき可搬型設備の保管場所及びアクセスルートを設定し、「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において、発電所敷地内で想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）のうち、設定した保管場所及びアクセスルートへの影響を及ぼす事象を抽出し、影響評価を実施するとともに、詳細な影響評価が必要な事象を選定する。</p> <p>次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外アクセスルートの評価」及び「7. 屋内アクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施する。また、設定したアクセスルートの現時点で想定される被害に対し、復旧方法及び復旧時間の評価を行い、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1)a. 要求事項」を満足していることを確認する。</p> <p>最後に、重大事故等が発生しても発電所内に常駐している重大事故等対策要員で対応可能であるが、交代要員は必要不可欠であることから、「8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集」においてその成立性を確認する。</p>		<p>(2) 適合状況確認手順</p> <p>本資料では、まず「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」を定め、方針に基づき可搬型設備の保管場所及びアクセスルートを設定し、「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において、発電所敷地内で想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）のうち、設定した保管場所及びアクセスルートへの影響を及ぼす事象を抽出し、影響評価を実施するとともに、詳細な影響評価が必要な事象を選定する。</p> <p>次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外のアクセスルートの評価」及び「7. 屋内のアクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施する。また、設定したアクセスルートの現時点で想定される被害に対し、復旧方法及び復旧時間の評価を行い、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1)a. 要求事項」を満足していることを確認する。</p> <p>最後に、重大事故等が発生しても発電所内に常駐している災害対策要員で対応可能であるが、交代要員は必要不可欠であることから、「8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集」においてその成立性を確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

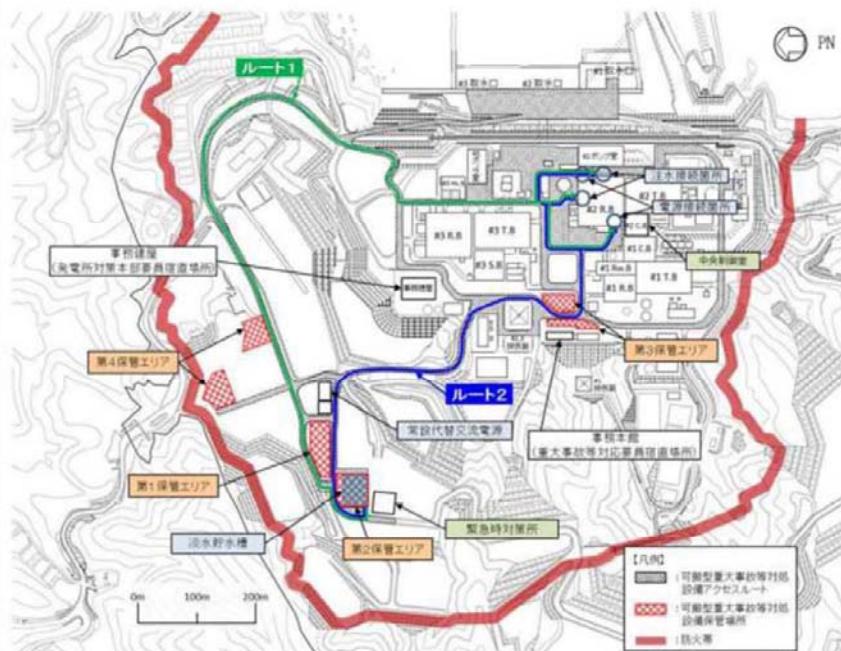
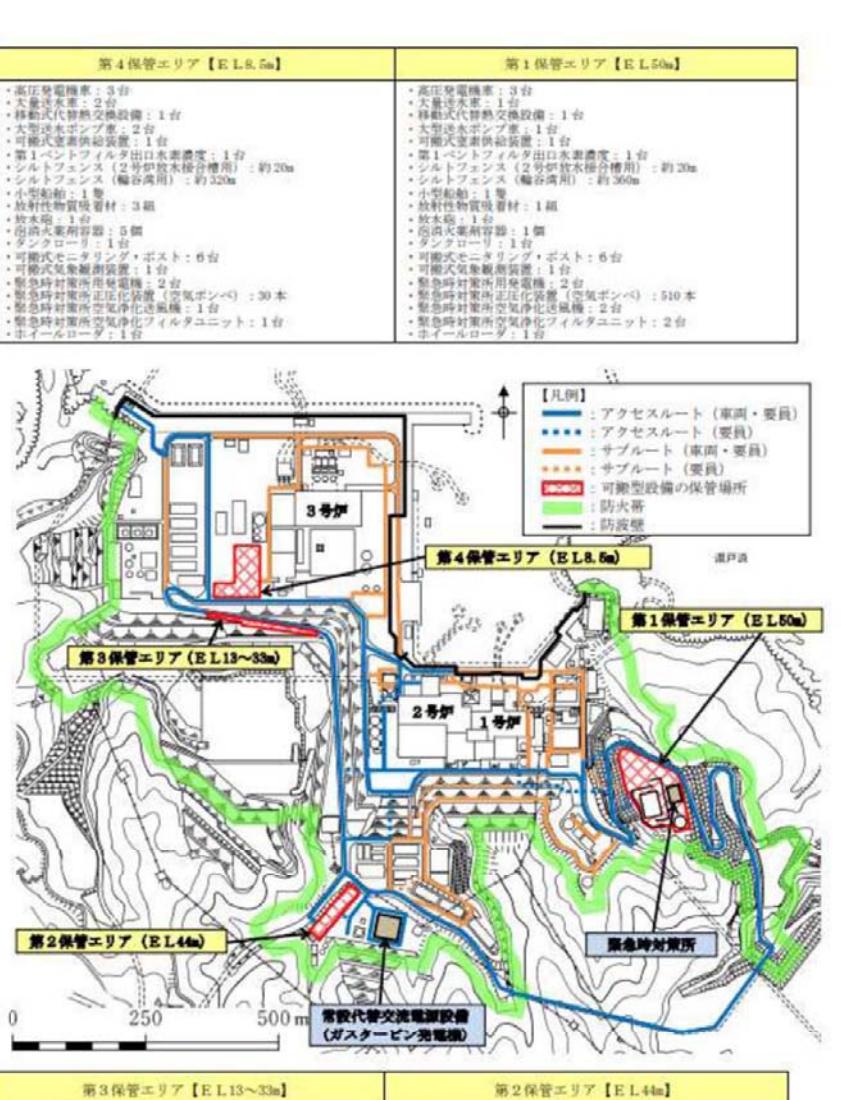
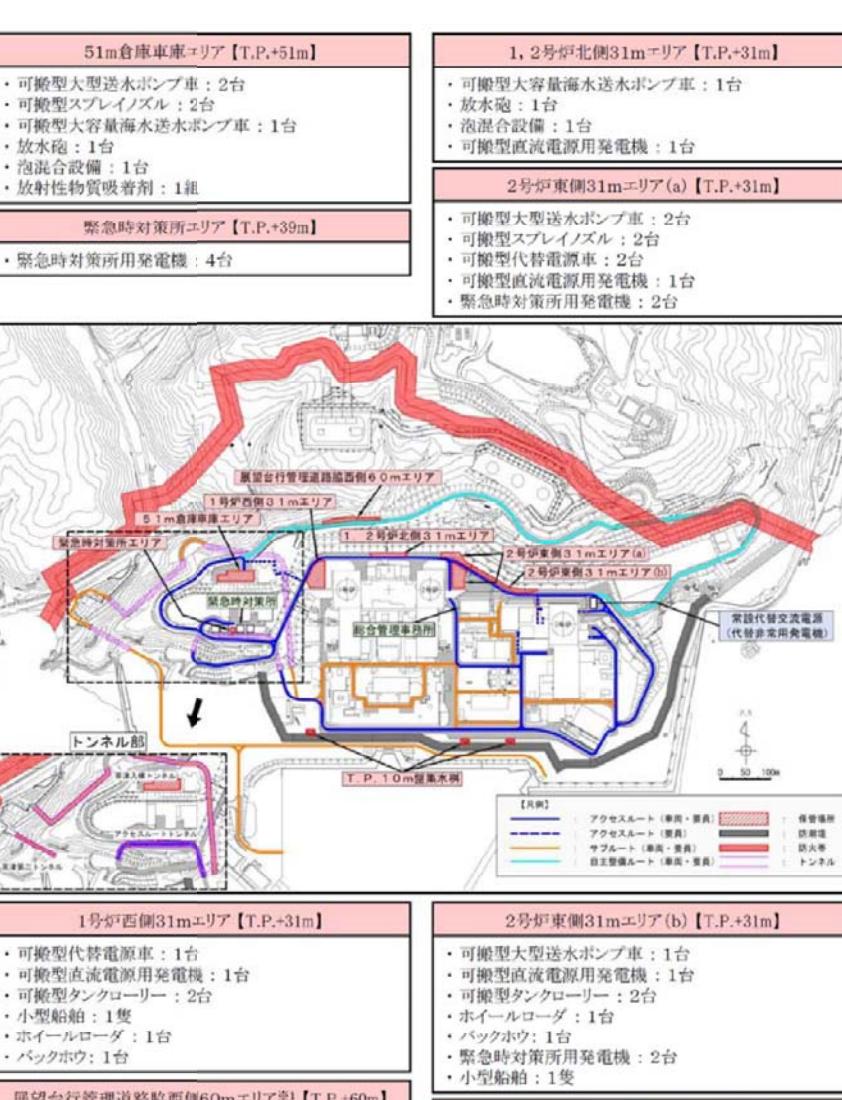
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>(1) 保管場所及びアクセスルートの設定方針</p> <p>「a. 保管場所の基本方針」及び「b. 屋外アクセスルートの基本方針」を踏まえて設定した保管場所及び屋外アクセスルートを第3-1図及び第3-2図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>なお、保管場所及び屋外アクセスルートを選定するに当たって考慮した女川原子力発電所における敷地の特徴を別紙(1)に示す。</p> <p>a. 保管場所の基本方針</p> <p>屋外の可搬型設備の保管場所は、地震、津波、その他の自然現象（洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）又は大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮して、設計基準事故対処設備又は常設重大事故等対処設備と共に要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保するとともに、屋外の常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保する。</p> <p>また、同じ機能をもつ可搬型設備が複数ある場合は、保管場所を分散配置する。</p> <p>b. 屋外アクセスルートの基本方針</p> <p>屋外アクセスルートは、可搬型設備が各保管場所から可搬型設備の設置場所及び接続箇所まで、複数のルートにより移動が可能な設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートに対する自然現象による影響（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）及び人為事象を想定して、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保する。</p> <p>c. 屋内アクセスルートの基本方針</p> <p>屋内アクセスルートは、外部起因事象として地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合でも、アクセスルートを確保できる設計とする。各フロアには各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせて通ることで、資機材の転倒や仮設配管等の脱落に対して、迂回路も含めた複数のルートの選定が可能となる設計とする。迂回については、転倒資機材の人力による排除や乗越え等も考慮する。</p> <p>また、屋内アクセスルートは外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p>	<p>2. 概要</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第2-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第2-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の第1～第4保管エリアの合計4箇所設定している。</p> <p>重大事故等時には緊急時対策所及び保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。</p>	<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第3-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の複数箇所に設定している。</p> <p>重大事故等時には保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、災害対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルート、使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊の記載方針は、女川の構成をベースとし、島根の審査知見を取り入れる方針としているが、屋外アクセスルート設定の考え方は、島根を参考としていることから、3章については島根の構成をベースとする。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートの設定について記載</p>

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																		
 <p>第3-1図 保管場所及びアクセスルート図</p> <p>【ルート距離（淡水貯水槽～原子炉建屋東側注水接続口）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ルート1※: 1,610m</li> <li>ルート2※: 1,220m</li> </ul> <p>※ 有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉注水作業に係るルート</p>	 <p>第2-1図 保管場所及び屋外アクセスルート図</p> <p>第3-2図 保管場所からの離隔距離（原子炉建屋、常設代替交流電源設備）</p>	 <p>第3-1図 保管場所及び屋外アクセスルート図</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(5).b. 屋外アクセスルート設定」に記載。</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(3).b. 保管場所設定」に記載。</p>	<p>泊発電所3号炉 技術的能力 比較表</p> <table border="1"> <tr> <td>第4保管エリア【E L8.5m】</td> <td>第1保管エリア【E L50m】</td> <td>51m倉庫車庫エリア【T.P.+51m】</td> <td>1,2号炉北側31mエリア【T.P.+31m】</td> </tr> <tr> <td>・高圧発電機車：3台 ・大量送水車：2台 ・移動式代替熱交換設備：1台 ・大型送水ポンプ車：2台 ・可搬型並列供給装置：1台 ・第1シントフィルタ出入口水素濃度：1台 ・シルトフェンス（2号炉放水接合構造）：約20m ・シルトフェンス（船用消音用）：約320m ・小型船舶：1隻 ・放射性物質吸着材：3組 ・放水栓：1台 ・放水栓用消音器：5個 ・タンクローリー：1台 ・可搬式電力ターリング・ボスト：6台 ・可搬式象嵌測量装置：1台 ・緊急時対策所用発電機：2台 ・緊急時対策所用正压化装置（空気ボンベ）：30本 ・緊急時対策所用送風機：1台 ・緊急時対策所空気淨化装置ユニット：1台 ・ホイールローダー：1台</td> <td>・高圧発電機車：3台 ・大量送水車：1台 ・移動式代替熱交換設備：1台 ・大型送水ポンプ車：1台 ・可搬型並列供給装置：1台 ・第1シントフィルタ出入口水素濃度：1台 ・シルトフェンス（2号炉放水接合構造）：約20m ・シルトフェンス（船用消音用）：約360m ・小型船舶：1隻 ・放射性物質吸着材：1組 ・放水栓：1台 ・放水栓用消音器：1個 ・タンクローリー：1台 ・可搬式電力ターリング・ボスト：6台 ・可搬式象嵌測量装置：1台 ・緊急時対策所用発電機：2台 ・緊急時対策所用正压化装置（空気ボンベ）：510本 ・緊急時対策所用送風機：2台 ・緊急時対策所空気淨化装置ユニット：2台 ・ホイールローダー：1台</td> <tr> <td>・緊急時対策所用発電機：4台</td> <td>・緊急時対策所用発電機：4台</td> <td>・可搬型大型送水ポンプ車：2台 ・可搬型スプレインズル：2台 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 ・放水砲：1台 ・泡混合設備：1台 ・可搬型直流電源用発電機：1台</td> <td>・可搬型大型海水送水ポンプ車：1台 ・放水砲：1台 ・泡混合設備：1台 ・可搬型直流電源用発電機：1台</td> </tr> <tr> <td>【凡例】</td> <td>【凡例】</td> <td>【凡例】</td> <td>【凡例】</td> </tr> <tr> <td>■：可搬型重大事故等対処設備アクセスルート ●：可搬型重大事故等対処設備保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤</td> <td>■：アクセスルート（車両・要員） ●：アクセスルート（要員） ■：サブルート（車両・要員） ●：サブルート（要員） ■：可搬型設備の保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤</td> <td>■：アクセスルート（車両・要員） ■：アクセスルート（要員） ■：サブルート（車両・要員） ■：サブルート（要員） ■：可搬型設備の保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤</td> <td>■：アクセスルート（車両・要員） ■：アクセスルート（要員） ■：サブルート（車両・要員） ■：サブルート（要員） ■：可搬型設備の保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤</td> </tr> </tr></table>	第4保管エリア【E L8.5m】	第1保管エリア【E L50m】	51m倉庫車庫エリア【T.P.+51m】	1,2号炉北側31mエリア【T.P.+31m】	・高圧発電機車：3台 ・大量送水車：2台 ・移動式代替熱交換設備：1台 ・大型送水ポンプ車：2台 ・可搬型並列供給装置：1台 ・第1シントフィルタ出入口水素濃度：1台 ・シルトフェンス（2号炉放水接合構造）：約20m ・シルトフェンス（船用消音用）：約320m ・小型船舶：1隻 ・放射性物質吸着材：3組 ・放水栓：1台 ・放水栓用消音器：5個 ・タンクローリー：1台 ・可搬式電力ターリング・ボスト：6台 ・可搬式象嵌測量装置：1台 ・緊急時対策所用発電機：2台 ・緊急時対策所用正压化装置（空気ボンベ）：30本 ・緊急時対策所用送風機：1台 ・緊急時対策所空気淨化装置ユニット：1台 ・ホイールローダー：1台	・高圧発電機車：3台 ・大量送水車：1台 ・移動式代替熱交換設備：1台 ・大型送水ポンプ車：1台 ・可搬型並列供給装置：1台 ・第1シントフィルタ出入口水素濃度：1台 ・シルトフェンス（2号炉放水接合構造）：約20m ・シルトフェンス（船用消音用）：約360m ・小型船舶：1隻 ・放射性物質吸着材：1組 ・放水栓：1台 ・放水栓用消音器：1個 ・タンクローリー：1台 ・可搬式電力ターリング・ボスト：6台 ・可搬式象嵌測量装置：1台 ・緊急時対策所用発電機：2台 ・緊急時対策所用正压化装置（空気ボンベ）：510本 ・緊急時対策所用送風機：2台 ・緊急時対策所空気淨化装置ユニット：2台 ・ホイールローダー：1台	・緊急時対策所用発電機：4台	・緊急時対策所用発電機：4台	・可搬型大型送水ポンプ車：2台 ・可搬型スプレインズル：2台 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 ・放水砲：1台 ・泡混合設備：1台 ・可搬型直流電源用発電機：1台	・可搬型大型海水送水ポンプ車：1台 ・放水砲：1台 ・泡混合設備：1台 ・可搬型直流電源用発電機：1台	【凡例】	【凡例】	【凡例】	【凡例】	■：可搬型重大事故等対処設備アクセスルート ●：可搬型重大事故等対処設備保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤	■：アクセスルート（車両・要員） ●：アクセスルート（要員） ■：サブルート（車両・要員） ●：サブルート（要員） ■：可搬型設備の保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤	■：アクセスルート（車両・要員） ■：アクセスルート（要員） ■：サブルート（車両・要員） ■：サブルート（要員） ■：可搬型設備の保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤	■：アクセスルート（車両・要員） ■：アクセスルート（要員） ■：サブルート（車両・要員） ■：サブルート（要員） ■：可搬型設備の保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤
第4保管エリア【E L8.5m】	第1保管エリア【E L50m】	51m倉庫車庫エリア【T.P.+51m】	1,2号炉北側31mエリア【T.P.+31m】																		
・高圧発電機車：3台 ・大量送水車：2台 ・移動式代替熱交換設備：1台 ・大型送水ポンプ車：2台 ・可搬型並列供給装置：1台 ・第1シントフィルタ出入口水素濃度：1台 ・シルトフェンス（2号炉放水接合構造）：約20m ・シルトフェンス（船用消音用）：約320m ・小型船舶：1隻 ・放射性物質吸着材：3組 ・放水栓：1台 ・放水栓用消音器：5個 ・タンクローリー：1台 ・可搬式電力ターリング・ボスト：6台 ・可搬式象嵌測量装置：1台 ・緊急時対策所用発電機：2台 ・緊急時対策所用正压化装置（空気ボンベ）：30本 ・緊急時対策所用送風機：1台 ・緊急時対策所空気淨化装置ユニット：1台 ・ホイールローダー：1台	・高圧発電機車：3台 ・大量送水車：1台 ・移動式代替熱交換設備：1台 ・大型送水ポンプ車：1台 ・可搬型並列供給装置：1台 ・第1シントフィルタ出入口水素濃度：1台 ・シルトフェンス（2号炉放水接合構造）：約20m ・シルトフェンス（船用消音用）：約360m ・小型船舶：1隻 ・放射性物質吸着材：1組 ・放水栓：1台 ・放水栓用消音器：1個 ・タンクローリー：1台 ・可搬式電力ターリング・ボスト：6台 ・可搬式象嵌測量装置：1台 ・緊急時対策所用発電機：2台 ・緊急時対策所用正压化装置（空気ボンベ）：510本 ・緊急時対策所用送風機：2台 ・緊急時対策所空気淨化装置ユニット：2台 ・ホイールローダー：1台	・緊急時対策所用発電機：4台	・緊急時対策所用発電機：4台	・可搬型大型送水ポンプ車：2台 ・可搬型スプレインズル：2台 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 ・放水砲：1台 ・泡混合設備：1台 ・可搬型直流電源用発電機：1台	・可搬型大型海水送水ポンプ車：1台 ・放水砲：1台 ・泡混合設備：1台 ・可搬型直流電源用発電機：1台	【凡例】	【凡例】	【凡例】	【凡例】	■：可搬型重大事故等対処設備アクセスルート ●：可搬型重大事故等対処設備保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤	■：アクセスルート（車両・要員） ●：アクセスルート（要員） ■：サブルート（車両・要員） ●：サブルート（要員） ■：可搬型設備の保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤	■：アクセスルート（車両・要員） ■：アクセスルート（要員） ■：サブルート（車両・要員） ■：サブルート（要員） ■：可搬型設備の保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤	■：アクセスルート（車両・要員） ■：アクセスルート（要員） ■：サブルート（車両・要員） ■：サブルート（要員） ■：可搬型設備の保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤								
・緊急時対策所用発電機：4台	・緊急時対策所用発電機：4台	・可搬型大型送水ポンプ車：2台 ・可搬型スプレインズル：2台 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 ・放水砲：1台 ・泡混合設備：1台 ・可搬型直流電源用発電機：1台	・可搬型大型海水送水ポンプ車：1台 ・放水砲：1台 ・泡混合設備：1台 ・可搬型直流電源用発電機：1台																		
【凡例】	【凡例】	【凡例】	【凡例】																		
■：可搬型重大事故等対処設備アクセスルート ●：可搬型重大事故等対処設備保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤	■：アクセスルート（車両・要員） ●：アクセスルート（要員） ■：サブルート（車両・要員） ●：サブルート（要員） ■：可搬型設備の保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤	■：アクセスルート（車両・要員） ■：アクセスルート（要員） ■：サブルート（車両・要員） ■：サブルート（要員） ■：可搬型設備の保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤	■：アクセスルート（車両・要員） ■：アクセスルート（要員） ■：サブルート（車両・要員） ■：サブルート（要員） ■：可搬型設備の保管場所 ■：防火柵 ■：防波堤																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																															
<p>※ 図中に示す略語は以下のとおり（以後の図の記載も同様）</p> <p>#1 : 1号炉 #2 : 2号炉 #3 : 3号炉 R.B : 原子炉建屋 T.B : タービン建屋 C.B : 制御建屋 R.W.B : 廃棄物処理建屋 S.B : サービス建屋 Aux.B.B : 補助ボイラー建屋 Hx.B : 海水熱交換器建屋 ポンプ室 : 海水ポンプ室</p>	<p>第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>標 高</th><th>原子炉建屋<sup>※2</sup>からの離隔距離</th><th>常設代替交流電源設備からの離隔距離<sup>※3</sup></th><th>支持地盤の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保管エリア</td><td>O.P.+62m<sup>※1</sup></td><td>約530m</td><td>—</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>第2保管エリア</td><td>O.P.+62m<sup>※1</sup></td><td>約550m</td><td>約150m</td><td>岩盤 (淡水貯水槽)</td></tr> <tr> <td>第3保管エリア</td><td>O.P.+14.8m<sup>※1</sup></td><td>約110m</td><td>約440m</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>第4保管エリア</td><td>O.P.+62m<sup>※1</sup></td><td>約550m</td><td>約110m</td><td>岩盤</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地盤変動を考慮すると、表記値より一様に約1m沈下。以後の記載についても同様。 2011年東北地方太平洋沖地震に伴い、牡鹿半島全体が約1m沈下したことが確認されており、女川原子力発電所の敷地も一様におおよそ1m沈下したことを見認している。 また、原子炉建屋のほか主要な建屋のレベル測定を行い、建屋の水平性が確保されていることを確認している。 その後、国土地理院により、牡鹿半島は2019年2月時点において58cm程度隆起していることが確認されている。</p> <p>※2 原子炉建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所、制御建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所を比較した場合、原子炉建屋のほうが近接していることから、原子炉建屋を代表で記載している。</p> <p>※3 常設代替交流電源設備と電源車の離隔距離を示す。</p> <p>各設備の保管場所及び設置場所については、今後の検討結果等により、変更となる可能性がある。</p>	保管場所	標 高	原子炉建屋 <sup>※2</sup> からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 <sup>※3</sup>	支持地盤の種類	第1保管エリア	O.P.+62m <sup>※1</sup>	約530m	—	岩盤	第2保管エリア	O.P.+62m <sup>※1</sup>	約550m	約150m	岩盤 (淡水貯水槽)	第3保管エリア	O.P.+14.8m <sup>※1</sup>	約110m	約440m	岩盤	第4保管エリア	O.P.+62m <sup>※1</sup>	約550m	約110m	岩盤	<p>第2-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>標 高</th><th>原子炉建屋等からの離隔距離<sup>※1,2</sup></th><th>常設代替交流電源設備からの離隔距離<sup>※1</sup></th><th>地盤の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保管エリア</td><td>E.L.50m</td><td>約270m</td><td>約480m</td><td>切土地盤 (一部、埋戻部)</td></tr> <tr> <td>第2保管エリア</td><td>E.L.44m</td><td>約260m</td><td>—<sup>※4</sup></td><td>盛土地盤 (輪谷貯水槽 (西1／西2))</td></tr> <tr> <td>第3保管エリア</td><td>E.L.13~33m</td><td>約200m</td><td>約530m</td><td>切土地盤</td></tr> <tr> <td>第4保管エリア</td><td>E.L.8.5m</td><td>約320m</td><td>約690m</td><td>切土地盤 (一部、埋戻部)</td></tr> </tbody> </table> <p>※ : 各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 ※1: 原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋のうち、各保管場所からの距離が最も短い建物からの離隔距離を示す。また、可搬型設備（大量送水車、大型送水ポンプ車、移動式代替熱交換設備、高圧発電機車、タンクローリー、第1ベントフィルタ出口水素濃度、緊急時対策所用発電機）がその機能を代替する原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋内の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備を以下に示す。 原子炉建屋 : 残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系、低圧原子炉代替注水系、原子炉補機冷却系、格納容器フィルタベント系、燃料プール冷却系、非常用交流電源設備、非常用直流電源設備（H.P.C.S系）、常設代替交流電源設備、格納容器水素濃度（B系）、格納容器水素濃度（S.A） タービン建屋 : 原子炉補機海水系 廃棄物処理建屋 : 非常用直流電源設備（A系） ※2: 低圧原子炉代替注水系が位置する低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽及び格納容器フィルタベント系が位置する第1ベントフィルタ格納槽と保管場所の離隔距離は、原子炉建屋近傍に位置していることから原子炉建屋からの離隔距離を代表とした。 ※3: 常設代替交流電源設備と高圧発電機車及びタンクローリーを配置している保管場所との離隔距離を示す。 ※4: 第2保管エリアに高圧発電機車及びタンクローリーを配置しないため「—」としている。</p>	保管場所	標 高	原子炉建屋等からの離隔距離 <sup>※1,2</sup>	常設代替交流電源設備からの離隔距離 <sup>※1</sup>	地盤の種類	第1保管エリア	E.L.50m	約270m	約480m	切土地盤 (一部、埋戻部)	第2保管エリア	E.L.44m	約260m	— <sup>※4</sup>	盛土地盤 (輪谷貯水槽 (西1／西2))	第3保管エリア	E.L.13~33m	約200m	約530m	切土地盤	第4保管エリア	E.L.8.5m	約320m	約690m	切土地盤 (一部、埋戻部)	<p>第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>標 高</th><th>原子炉補助建屋<sup>※1</sup>からの離隔距離</th><th>常設代替交流電源設備からの離隔距離<sup>※2</sup></th><th>支持地盤の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51m倉庫車庫エリア</td><td>T.P.+51m</td><td>約520m</td><td>—</td><td>岩盤 (51m倉庫・車庫)</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所エリア</td><td>T.P.+39m</td><td>約560m</td><td>—</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>1号炉西側31mエリア</td><td>T.P.+31m</td><td>約380m</td><td>約520m</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>1, 2号炉北側31mエリア</td><td>T.P.+31m</td><td>約240m</td><td>—</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td><td>T.P.+31m</td><td>約110m</td><td>約250m</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(b)<sup>※3</sup></td><td>T.P.+31m</td><td>約25m</td><td>—</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>展望台行管理道路脇西側60mエリア<sup>※4</sup></td><td>T.P.+60m</td><td>約320m</td><td>約490m</td><td>岩盤</td></tr> <tr> <td>T.P.10m盤集水樹</td><td>T.P.+10m</td><td>約190m</td><td>—</td><td>置換コンクリート</td></tr> </tbody> </table> <p>※ : 各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 ※1 : 原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対処設備保管場所に最も近接している原子炉補助建屋からの離隔距離を代表して記載している。 ※2 : 常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）と可搬型代替電源車の離隔距離を示す。 ※3 : 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。 ※4 : 保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。</p>	保管場所	標 高	原子炉補助建屋 <sup>※1</sup> からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 <sup>※2</sup>	支持地盤の種類	51m倉庫車庫エリア	T.P.+51m	約520m	—	岩盤 (51m倉庫・車庫)	緊急時対策所エリア	T.P.+39m	約560m	—	岩盤	1号炉西側31mエリア	T.P.+31m	約380m	約520m	岩盤	1, 2号炉北側31mエリア	T.P.+31m	約240m	—	岩盤	2号炉東側31mエリア(a)	T.P.+31m	約110m	約250m	岩盤	2号炉東側31mエリア(b) <sup>※3</sup>	T.P.+31m	約25m	—	岩盤	展望台行管理道路脇西側60mエリア <sup>※4</sup>	T.P.+60m	約320m	約490m	岩盤	T.P.10m盤集水樹	T.P.+10m	約190m	—	置換コンクリート
保管場所	標 高	原子炉建屋 <sup>※2</sup> からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 <sup>※3</sup>	支持地盤の種類																																																																																														
第1保管エリア	O.P.+62m <sup>※1</sup>	約530m	—	岩盤																																																																																														
第2保管エリア	O.P.+62m <sup>※1</sup>	約550m	約150m	岩盤 (淡水貯水槽)																																																																																														
第3保管エリア	O.P.+14.8m <sup>※1</sup>	約110m	約440m	岩盤																																																																																														
第4保管エリア	O.P.+62m <sup>※1</sup>	約550m	約110m	岩盤																																																																																														
保管場所	標 高	原子炉建屋等からの離隔距離 <sup>※1,2</sup>	常設代替交流電源設備からの離隔距離 <sup>※1</sup>	地盤の種類																																																																																														
第1保管エリア	E.L.50m	約270m	約480m	切土地盤 (一部、埋戻部)																																																																																														
第2保管エリア	E.L.44m	約260m	— <sup>※4</sup>	盛土地盤 (輪谷貯水槽 (西1／西2))																																																																																														
第3保管エリア	E.L.13~33m	約200m	約530m	切土地盤																																																																																														
第4保管エリア	E.L.8.5m	約320m	約690m	切土地盤 (一部、埋戻部)																																																																																														
保管場所	標 高	原子炉補助建屋 <sup>※1</sup> からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 <sup>※2</sup>	支持地盤の種類																																																																																														
51m倉庫車庫エリア	T.P.+51m	約520m	—	岩盤 (51m倉庫・車庫)																																																																																														
緊急時対策所エリア	T.P.+39m	約560m	—	岩盤																																																																																														
1号炉西側31mエリア	T.P.+31m	約380m	約520m	岩盤																																																																																														
1, 2号炉北側31mエリア	T.P.+31m	約240m	—	岩盤																																																																																														
2号炉東側31mエリア(a)	T.P.+31m	約110m	約250m	岩盤																																																																																														
2号炉東側31mエリア(b) <sup>※3</sup>	T.P.+31m	約25m	—	岩盤																																																																																														
展望台行管理道路脇西側60mエリア <sup>※4</sup>	T.P.+60m	約320m	約490m	岩盤																																																																																														
T.P.10m盤集水樹	T.P.+10m	約190m	—	置換コンクリート																																																																																														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(1) 基本方針 可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の 基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突 その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等 対処設備及び設計基準事故対処設備から十分な離隔を確保した保 管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突 その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬 型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセス ルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは緊急時対策 所から原子炉建物内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。） 地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影 響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、 各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p> <p>(2) 島根原子力発電所の特徴 島根原子力発電所を設置する敷地は、島根半島の中央部、日本海 に面した松江市鹿島町に位置している。敷地の形状は、輪谷湾を中心とした半円状であり、東西及び南側を山に囲まれている。2号炉は、敷地中央部の輪谷湾に面している。敷地高さは主にE L 8.5m, E L 15m, E L 44m, E L 50m等の高さに分かれている。 基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに 当たっては、島根原子力発電所構内の地形や敷地の使用状況などの 特徴を踏まえる必要がある。以下に島根原子力発電所の特徴を示す。 ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること</p>	<p>(1) 基本方針 可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の 基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突そ の他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処 設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機 能が損なわれることがないようにするために、保管場所を分散して設 定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突そ の他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型設備の保管場所から 設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。 また、屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建屋又は原子 炉補助建屋内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。） 地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影 響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、 各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p> <p>(2) 泊発電所の特徴 泊発電所を設置する敷地は、北海道積丹半島の西側基部の古宇郡 泊村の海岸沿いに位置している。敷地の形状は、おおむね半円状で あり、敷地西側は日本海に面し、背後は積丹半島中央部の山嶺に続 く標高40～130mの丘陵地である。敷地高さは主にT.P.+10m, T.P.+31m, T.P.+39m, T.P.+51m, T.P.+60m等の高さに分かれてい る。 基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに 当たっては、泊発電所構内の地形や敷地の使用状況などの特徴を踏 まえる必要がある。以下に泊発電所の特徴を示す。 ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること</p>	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、共通要因による 影響を想定してもSA 対応に必要な機能を喪 失しないよう、必要セ ット数について、建屋 と離隔して保管する設 計としている。（伊方 と同様）</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所 を起点としたルート を設定しているが、 泊は女川と同様に保 管場所を起点とした ルートを設定してい る。</p> <p>【島根】建屋名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違によ る敷地形状等の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙（39）参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定 基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、原子炉建物等から十分な離隔を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方 基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔を確保する。</li> </ul>	<p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙（1）参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定 基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共に要因によつて同時に必要な機能が損なわれることがないようにするために、保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方 基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所 可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対応において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備をそれぞれ配備し、以下のとおり保管する。</p> <p>・2セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環海水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備及び屋外の常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔を確保する。</p>	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、「<math>2n+\alpha</math>」と「n」の可搬型設備の保管場所設定の考え方方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、「<math>2n+\alpha</math>」の可搬型設備は、故障用と保守点検用の予備をそれぞれ配備する方針としている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様） ・泊は、原子炉補機冷却海水ポンプは循環海水ポンプ建屋内の取水ピット室に設置されている。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>・地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上離隔を確保した保管場所に分散配置する。</p> <p>・基準津波の影響を受けない、<b>防波壁</b>の内側の場所とする。</p> <p>・基準地震動S sによる被害（周辺構造物の損壊（<b>建物</b>、<b>鉄塔</b>等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊）の影響を受けない場所とする。</p> <p>・2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セットは高台とする。</p> <p>・防火帯の内側の場所とする。</p>	<p>・地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上離隔を確保した保管場所に分散配置する。</p> <p>・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋から100m以上離隔していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットある可搬型設備から可能な限り離隔した場所に保管する。</p> <p>・基準津波の影響を受けない、<b>防潮堤</b>の内側の場所とする。</p> <p>・基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（<b>建屋</b>、<b>鉄塔</b>等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。ただし、保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、基準地震動による被害を受ける可能性がある場所に保管することを許容する。</p> <p>・T.P.+31m以上の高台とする。</p> <p>・防火帯の内側の場所とする。</p>	<p>・地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上離隔を確保した保管場所に分散配置する。</p> <p>・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋から100m以上離隔していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットある可搬型設備から可能な限り離隔した場所に保管する。</p> <p>・基準津波の影響を受けない、<b>防潮堤</b>の内側の場所とする。</p> <p>・基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（<b>建屋</b>、<b>鉄塔</b>等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。ただし、保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、基準地震動による被害を受ける可能性がある場所に保管することを許容する。</p> <p>・T.P.+31m以上の高台とする。</p> <p>・防火帯の内側の場所とする。</p>	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について建屋と離隔して保管する設計としており、予備については2セットある可搬型設備から可能な限り離隔させることとしている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・「<math>2n+\alpha</math>」設備の<math>\alpha</math>は、故障時用と保守点検時用で兼用しておらず、それぞれ配備する方針としている。このため、保守点検用の<math>\alpha</math>は地震の影響評価対象外とし、使用可能であれば活用することとしている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は「<math>2n+\alpha</math>」の可搬型設備は、高台に保管している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備を配備し、以下とのとおり保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上離隔した場所に保管する。</li> <li>・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上離隔していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットある可搬型設備から100m以上離隔した場所に保管する。</li> <li>・基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。</li> <li>・基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び搖り込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。</li> <li>・T.P.+31m以上の高台とする。ただし、放射性物質吸着剤については、T.P.+10mの想定される水位に対し、機能を喪失しないことから、1セットを使用場所であるT.P.+10mの集水槽内に保管する。</li> <li>・防火帯の内側の場所に保管する。</li> </ul>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、「<math>2n+\alpha</math>」と「n」の可搬型設備で保管場所設定の考え方があることから、分割して記載。（伊方と同様）</li> </ul> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、1セットある可搬型設備については、1セットのみ原子炉建屋等から離隔を確保する方針としている。（伊方と同様）</li> </ul> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としており、予備については1セットある可搬型設備から離隔した場所に保管する設計としている。（伊方と同様）</li> </ul> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、放射性物質吸着剤を除いた「n」の可搬型設備は、高台に保管している。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

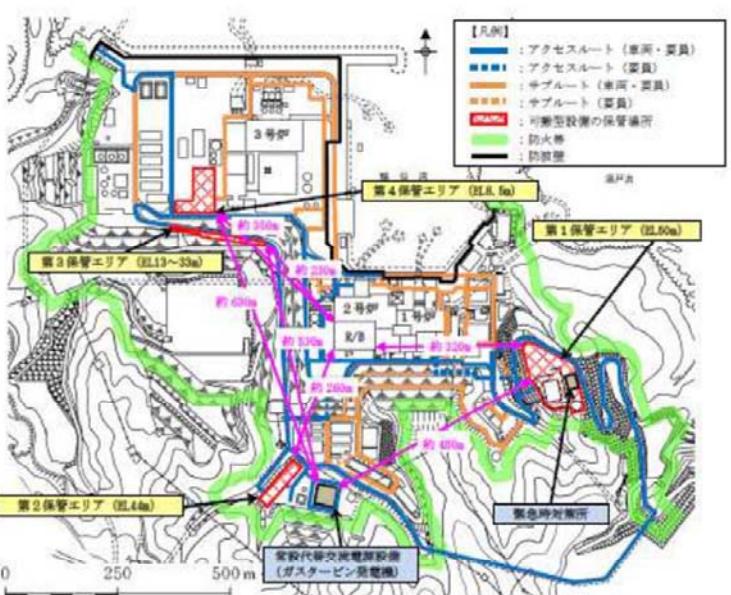
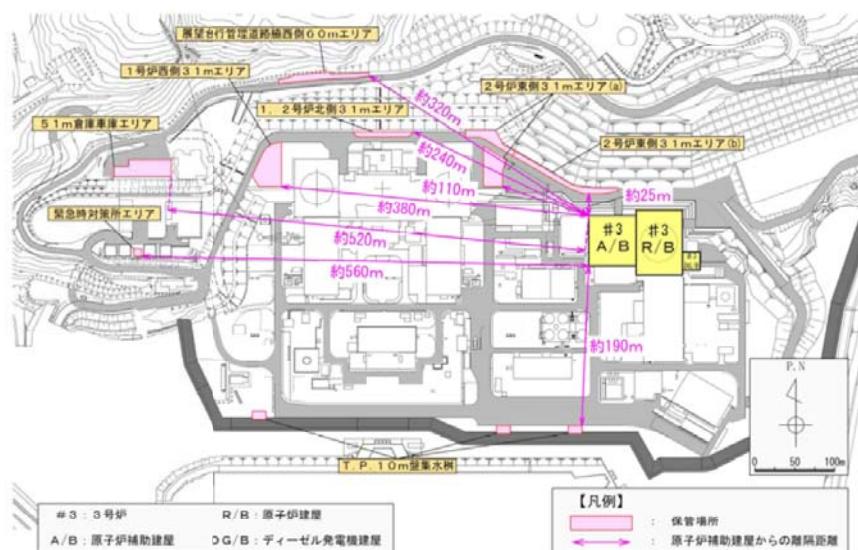
赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>b. 保管場所設定 保管場所設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。 また、保管場所の配置を第2-2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防波壁の内側かつ防火帯の内側（別紙（25）参照）に保管場所を4箇所設定する。</li> <li>淡水取水場所（E L44m）及び海水取水場所（E L8.5m）と接続口（E L15m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、淡水取水場所（E L44m）周辺で使用する可搬型設備は、淡水取水場所直上に位置する第2保管エリア（E L44m）又は淡水取水場所へのアクセス性と第2保管エリア（E L44m）との位置的分散を考慮した第3保管エリア（E L13~33m）に配置する。 また、接続口（E L15m）及び海水取水場所（E L8.5m）周辺で使用する可搬型設備は、緊急時対策所からのアクセス性を考慮し第1保管エリア（E L50m）又は海水取水場所へのアクセス性と第1保管エリア（E L50m）との位置的分散を考慮した第4保管エリア（E L8.5m）に配置する。</li> <li>第3保管エリア（E L13~33m）と第4保管エリア（E L8.5m）は100m以上の離隔距離が確保できないことから、2セットある可搬型設備は互いに配置しない。</li> </ul>	<p>b. 保管場所設定 保管場所設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。 また、保管場所の配置を第3-2図に示す</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防潮堤の内側かつ防火帯の内側（別紙（8）参照）に保管場所を複数箇所設定する。</li> <li>2セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、1セットを2号炉東側31mエリア(a)に配置し、もう1セットを2号炉東側31mエリア(a)との位置的分散を考慮した1号炉西側31mエリア又は51m倉庫車庫エリアに配備する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1, 2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(b)又は展望台行管理道路脇西側60mエリアに配備する。ただし、展望台行管理道路脇西側60mエリアからの屋外アクセスルートが基準地震動による被害（送電鉄塔の倒壊に伴うルートへの送電線の垂れ下がり）を受ける可能性があることから、当該保管場所には保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備のみを配備する。</li> </ul> <p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防潮堤の内側かつ防火帯の内側に保管場所を複数箇所設定する。</li> <li>1セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、T.P.+31mにある2号炉東側31mエリア(a), 1, 2号炉北側31mエリア又は1号炉西側31mエリアに配備する。ただし、緊急時対策所用発電機及び放射性物質吸着剤については、それぞれ使用場所である緊急時対策所エリア及びT.P.10m盤集水槽に配備する。</li> <li>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1セットある可搬型設備から100m以上離隔した場所に配備する。</li> </ul>	<p>【島根】記載方針の方針 ・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方方が異なることから、分割して記載。</p> <p>【島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による保管場所設定の相違。</p> <p>【島根】記載方針の方針 ・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方方が異なることから、分割して記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による保管場所設定の相違。</p>

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 1.0 重大事故等対策における共通事項

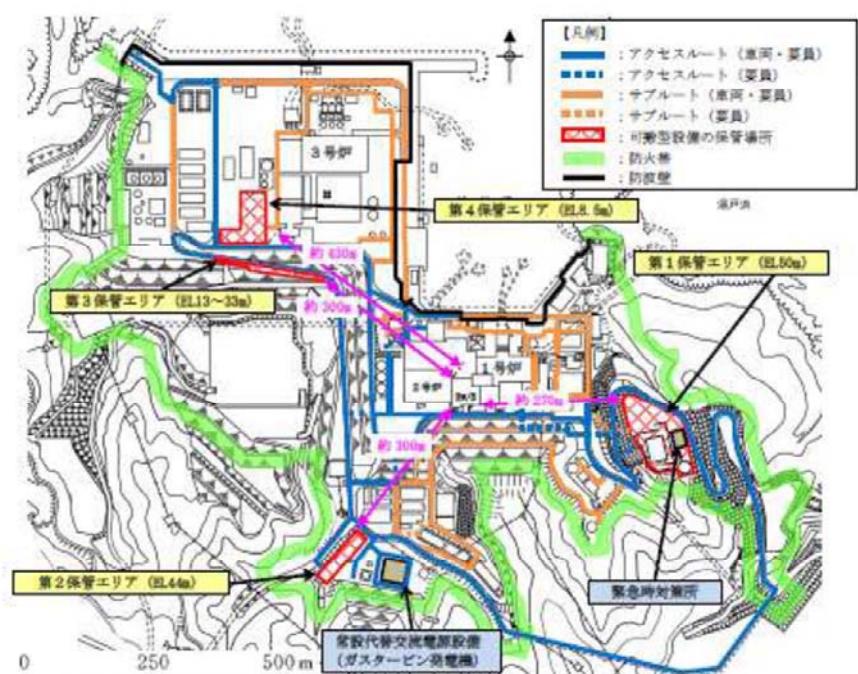
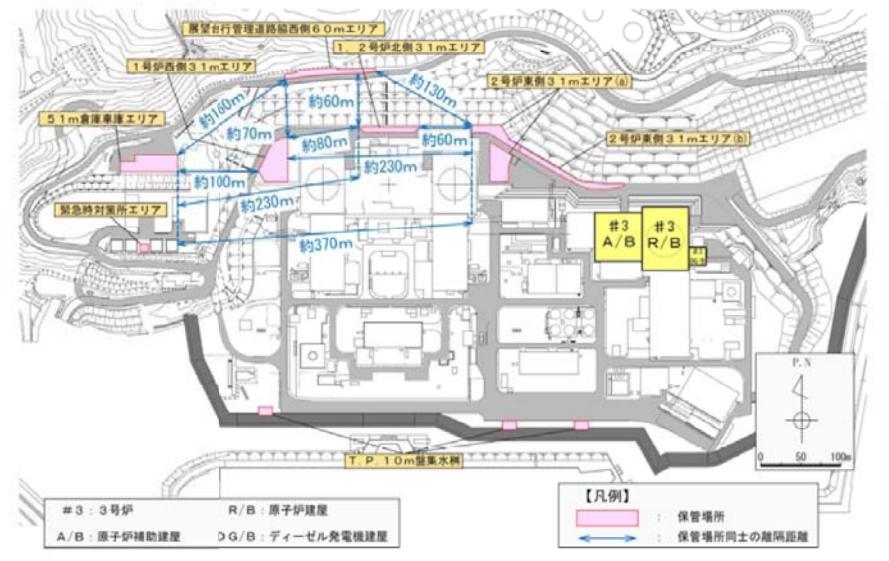
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>【凡例】          ■ アクセスルート（車両・委員）          ■■■ アクセスルート（委員）          ■■■■ サブルート（車両・委員）          ■■■■■ サブルート（委員）          ■■■■■■ 可燃型設備の保管場所          ■■■■■■■ 防火帯          ■■■■■■■■ 防護壁</p> <p>第1保管エリア (EL.50m)      第2保管エリア (EL.44m)      第3保管エリア (EL.13~33m)      第4保管エリア (EL.8m)</p> <p>常設代替交流電源設備      (ガスタービン発電機)</p> <p>0 250 500 m</p>	 <p>【凡例】          ■■■■■■■■ 保管場所          ← 原子炉補助建屋からの離隔距離</p> <p>1号炉西側3.1mエリア      2号炉東側3.1mエリア(a)      1, 2号炉北側3.1mエリア      51m貯蔵庫屋エリア      緊急時対応施設エリア      #3 A/B #3 R/B      #3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋      A/B : 原子炉補助建屋 D/G/B : ディーゼル発電機建屋</p> <p>約320m 約240m 約110m 約25m      約520m 約380m 約560m 約190m</p> <p>T.P. 10m 豊栄水槽      P.N.</p>	<p>【島根】記載内容の相違      ・プラントの相違による      図の内容の相違</p>
	 <p>【凡例】          ■ アクセスルート（車両・委員）          ■■■ アクセスルート（委員）          ■■■■ サブルート（車両・委員）          ■■■■■ サブルート（委員）          ■■■■■■ 可燃型設備の保管場所          ■■■■■■■ 防火帯          ■■■■■■■■ 防護壁</p> <p>第1保管エリア (EL.50m)      第2保管エリア (EL.44m)      第3保管エリア (EL.13~33m)      第4保管エリア (EL.8m)</p> <p>常設代替交流電源設備      (ガスタービン発電機)</p> <p>0 250 500 m</p>	 <p>【凡例】          ■■■■■■■■ 保管場所          ← 原子炉補助建屋からの離隔距離</p> <p>1号炉西側3.1mエリア      2号炉東側3.1mエリア(a)      1, 2号炉北側3.1mエリア      51m貯蔵庫屋エリア      緊急時対応施設エリア      #3 A/B #3 R/B      #3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋      A/B : 原子炉補助建屋 D/G/B : ディーゼル発電機建屋</p> <p>約320m 約240m 約110m 約25m      約520m 約380m 約560m 約190m</p> <p>T.P. 10m 豊栄水槽      P.N.</p>	<p>保管場所と原子炉補助建屋との離隔距離</p>

第2-2図 保管場所の配置（1／2）

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違</p> <p>保管場所と廃棄物処理建物との離隔距離</p> <p>島根原子力発電所2号炉の保管場所配置図。図には4つの保管エリアが示されています：第1保管エリア (EL8.5m)、第2保管エリア (EL4.4m)、第3保管エリア (EL13~33m)、第4保管エリア (EL8.5m)。各エリア間の距離が示されています：約300m、約300m、約300m、約300m。また、各エリアから廃棄物処理建物までの距離も示されています：約300m、約300m、約300m、約300m。</p> <p>保管場所間の離隔距離</p> <p>島根原子力発電所2号炉の保管場所間の配置図。図には4つの保管エリアが示されています：第1保管エリア (EL8.5m)、第2保管エリア (EL4.4m)、第3保管エリア (EL13~33m)、第4保管エリア (EL8.5m)。各エリア間の距離が示されています：約300m、約300m、約300m、約300m。</p> <p>第2-2 図 保管場所の配置 (2/2)</p>	 <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違</p> <p>保管場所間の離隔距離</p> <p>泊発電所3号炉の保管場所間の配置図。図には3号炉、R/B（原子炉建屋）、A/B（原子炉補助建屋）、D/G/B（ディーゼル発電機建屋）が示されています。各建屋間の距離が示されています：約160m、約70m、約60m、約230m、約370m。</p> <p>第3-2 図 保管場所の配置</p>	

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(2) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針 可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における可搬型設備の配備の基本方針を第3-3表に、主要可搬型設備の配備数を第3-4表に、主要設備の配備数を第3-5表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数は、「<math>2n + \alpha</math>」、「<math>n + \alpha</math>」、「<math>n</math>」の設備に分類し、それらを屋外設備であれば第1～第4保管エリアに、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置する設計とする。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの可搬型設備の配置については補足資料(14)に示す。</p>	<p><b>【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</b></p> <p>(1) 保管場所における主要可搬型設備等 主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第3-1図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第3-1表に、主要設備の配備数を第3-2表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「<math>2n + \alpha</math>」、「<math>n + \alpha</math>」、「<math>n</math>」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「<math>2n + \alpha</math>」の可搬型設備の<math>\alpha</math>及び「<math>n</math>」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第1～第4保管エリア）に保管する。<math>n</math>と<math>\alpha</math>及び<math>n</math>と予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛※を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。</p> <p>さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>※：飛来物発生防止対策エリア内のみが対象。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。</p> <p>さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、可搬型タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>屋外の可搬型設備の配置については補足資料(12)に示す。</p>	<p>(4) 保管場所における主要可搬型設備等 主な可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における主な可搬型設備の配置を第3-3表に、主要設備の配備数を第3-4表に、可搬型設備の離隔距離を第3-3図示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「<math>2n + \alpha</math>」、「<math>n + \alpha</math>」、「<math>n</math>」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「<math>2n + \alpha</math>」の可搬型設備の<math>\alpha</math>及び「<math>n</math>」の可搬型設備の予備）について、「<math>2n + \alpha</math>」の可搬型設備の<math>\alpha</math>は、2セットある<math>n</math>から可能な限り離隔した場所に配備し、かつ故障時のバックアップとしての<math>\alpha</math>と保守点検による待機除外時のバックアップとして<math>\alpha</math>を分散配置するため、同時に機能喪失することはない。「<math>n</math>」の可搬型設備の予備は、<math>n</math>と予備をそれぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。</p> <p>さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、可搬型タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>【島根】設備名称の相違 【島根】設備の相違 ・泊は保管場所に配備する可搬型設備は飛来物発生防止対策を実施している。</p>	<p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は、「3. 保管場所の評価」に記載 【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】 ・泊は、可搬型設備毎の離隔距離図を整理。 【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】設計方針の相違 ・泊における「<math>2n + \alpha</math>」の可搬型設備の<math>\alpha</math>は、<math>n</math>と離隔できていない設備もあるが、故障用と保守点検用の<math>\alpha</math>をそれぞれ配備し、それを分散配置していることから、同時に必要な機能が喪失しない設計としている。</p> <p>【島根】設備の相違 ・泊は保管場所に配備する可搬型設備は飛来物発生防止対策を実施している。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

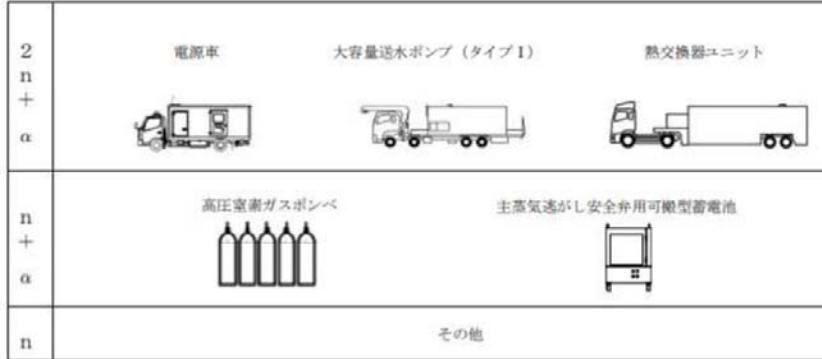
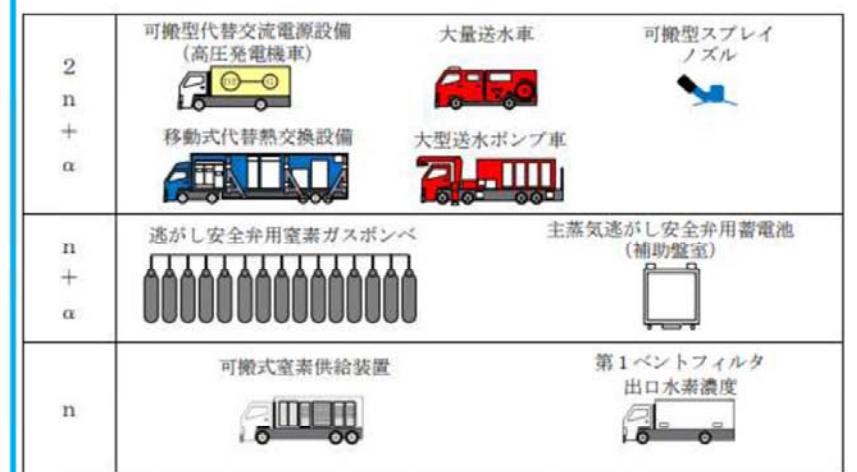
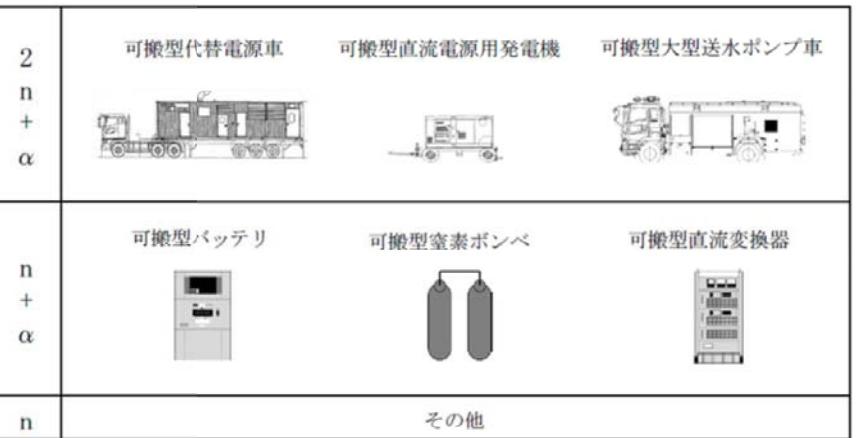
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
a. 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(a)対象設備）  原子炉建屋外から水・電力を供給する電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットについては、必要となる容量を有する設備を1基当たり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。	<b>【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</b>  a. 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型設備  原子炉建物外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。  なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。  また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建物内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建物内に分散配置する。	a. 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(a)対象設備）  原子炉建屋及び原子炉補助建屋外から水・電力を供給する可搬型大型送水ポンプ車、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機については、必要となる容量を有する設備を1基当たり2セット及び予備を保有し、屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に分散配置する。  なお、2号炉東側31mエリア(a)、1号炉西側31mエリア又は51m倉庫車庫エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉西側31mエリア又は51m倉庫車庫エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。	【女川及び島根】記載表現の相違
b. 「 $n + \alpha$ 」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(b)対象設備）  負荷に直接接続する、高圧窒素ガスボンベ及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内又は制御建屋内に分散配置する。	b. 「 $n + \alpha$ 」の可搬型設備  負荷に直接接続する、逃がし安全弁用窒素ガスボンベ、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、逃がし安全弁用窒素ガスボンベは原子炉建物内にそれぞれ分散配置する。また、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は廃棄物処理建物内にそれぞれ分散配置する。	b. 「 $n + \alpha$ 」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(b)対象設備）  負荷に直接接続する、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、加圧器逃がし弁操作用バッテリ、原子炉補機冷却水サービタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ及び可搬型直流変換器については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内又は原子炉補助建屋内に分散配置する。	【女川及び島根】記載表現の相違
c. 「 $n$ 」の可搬型設備（その他）  上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。  また、「 $n$ 」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。	c. 「 $n$ 」の可搬型設備（その他）  上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。  また、「 $n$ 」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。	c. 「 $n$ 」の可搬型設備（その他）  上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。  また、「 $n$ 」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に分散配置する。	【女川及び島根】記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																								
<p>海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に示す。</p> <p>第3-2表 可搬型設備の分類</p>  <table border="1"> <caption>第3-2表 可搬型設備の分類</caption> <tr> <td>2 n + α</td> <td>電源車</td> <td>大量送水ポンプ（タイプ1）</td> <td>熱交換ユニット</td> </tr> <tr> <td>n + α</td> <td>高圧窒素ガスボンベ</td> <td>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</td> <td></td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	2 n + α	電源車	大量送水ポンプ（タイプ1）	熱交換ユニット	n + α	高圧窒素ガスボンベ	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池		n	その他			<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。</p> <p>また、「<math>2 n + \alpha</math>」と「<math>n + \alpha</math>」の可搬型設備<math>\alpha</math>及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p> <p>第3-1 主な可搬型重大事故等対処設備の分類</p>  <table border="1"> <caption>第3-1 主な可搬型重大事故等対処設備の分類</caption> <tr> <td>2 n + α</td> <td>可搬型代替交流電源設備 (高圧発電機車)</td> <td>大量送水車</td> <td>可搬型スプレイノズル</td> </tr> <tr> <td>n + α</td> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>大型送水ポンプ車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>n + α</td> <td>逃がし安全弁用窒素ガスボンベ</td> <td>主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>可搬式窒素供給装置</td> <td>第1ベントフィルタ 出口水素濃度</td> <td></td> </tr> </table>	2 n + α	可搬型代替交流電源設備 (高圧発電機車)	大量送水車	可搬型スプレイノズル	n + α	移動式代替熱交換設備	大型送水ポンプ車		n + α	逃がし安全弁用窒素ガスボンベ	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室)		n	可搬式窒素供給装置	第1ベントフィルタ 出口水素濃度		<p>淡水及び海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(17)示す。</p> <p>また、「<math>2 n + \alpha</math>」と「<math>n + \alpha</math>」の可搬型設備<math>\alpha</math>及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p> <p>第3-2表 可搬型設備の分類</p>  <table border="1"> <caption>第3-2表 可搬型設備の分類</caption> <tr> <td>2 n + α</td> <td>可搬型代替電源車</td> <td>可搬型直流電源用発電機</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> </tr> <tr> <td>n + α</td> <td>可搬型バッテリ</td> <td>可搬型窒素ボンベ</td> <td>可搬型直流変換器</td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	2 n + α	可搬型代替電源車	可搬型直流電源用発電機	可搬型大型送水ポンプ車	n + α	可搬型バッテリ	可搬型窒素ボンベ	可搬型直流変換器	n	その他			<p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・泊は島根と同様に予備確保の考え方を記載</p>
2 n + α	電源車	大量送水ポンプ（タイプ1）	熱交換ユニット																																								
n + α	高圧窒素ガスボンベ	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池																																									
n	その他																																										
2 n + α	可搬型代替交流電源設備 (高圧発電機車)	大量送水車	可搬型スプレイノズル																																								
n + α	移動式代替熱交換設備	大型送水ポンプ車																																									
n + α	逃がし安全弁用窒素ガスボンベ	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室)																																									
n	可搬式窒素供給装置	第1ベントフィルタ 出口水素濃度																																									
2 n + α	可搬型代替電源車	可搬型直流電源用発電機	可搬型大型送水ポンプ車																																								
n + α	可搬型バッテリ	可搬型窒素ボンベ	可搬型直流変換器																																								
n	その他																																										

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<b>第3-3表 屋外の可搬型設備における配備の基本方針</b>							
保管エリア 要求台数	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア			
2n + α	n	n	n	α			
n + α <sup>※1</sup>	—	—	—	—			
n	n	n	—	予備			
※1 n + αの設備は屋外の保管エリアに配備するものはない							
分類	主要設備名	使用場所	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	
2n + α	・大量送水車	E L44m <sup>※1</sup> 及び15m周辺 <sup>※2</sup> (送水用)	—	n	n	— α <sup>※5</sup> (津用)	
	・大型送水ポンプ車	E L8.5m周辺 <sup>※3</sup> (海水販水用)	n	—	—	n α <sup>※5</sup> (津用)	
	・高压発電機車	E L8.5m周辺 <sup>※3</sup> (原子炉補機や蓄冷却系用)	n	—	—	n α <sup>※6</sup> (津用)	
	・移動式代替熱交換設備	E L15m周辺 <sup>※4</sup>	n	—	—	n α <sup>※6</sup> (津用)	
	・可搬型スプレイノズル	屋内で使用	原子炉建物				
	・逃がし安全弁用窒素ガスボンベ	屋内で使用	原子炉建物、廃棄物処理建物				
n + α	・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助盤室)	屋内で使用	原子炉建物				
n <sup>※7</sup>	・可搬式窒素供給装置	E L15m周辺 <sup>※4</sup>	予備	—	—	n	
	・第1ベントフィルタ出口水素濃度	E L15m周辺 <sup>※4</sup>	予備	—	—	n	
※1：輪谷貯水槽（西1）及び（西2）を水源とした送水時は淡水取水場所（E L44m）周辺で使用。 ※2：海水取水場所（E L8.5m）周辺で使用。 ※3：海水取水場所（E L15m）周辺で使用。 ※4：接続口（E L15m）周辺で使用。 ※5：大量送水車（送水用及び海水取水用）のαは兼用とし、第4保管エリアに保管。 ※6：大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却却系用）のαと大型送水ポンプ車（原子炉建物放水設備用）の予備は兼用とし、第3保管エリアに保管。 ※7：緊急時対策所間連設備（緊急時対策所用発電機、緊急時対策所正圧化装置（空気ボンベ）、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化装置（空気ボンベ））を第1保管エリアに、予備を第4保管エリアに保管。							
分類	主要設備名	51m倉庫東側 エリア	1号炉西側 31mエリア	原子炉管運搬道筋 北西側65m <sup>※8</sup> から	1号炉北側 31mエリア	2号炉東側31mエリア (a)	
2n + α <sup>※1</sup>	・可搬型大型送水ポンプ車	n	—	α <sup>※3</sup>	—	n α <sup>※2</sup>	
	・可搬型代替蓄電池車	—	n	α <sup>※3</sup>	—	n, α <sup>※2</sup>	
	・可搬型直流電源用発電機	—	n	—	α <sup>※3</sup>	n α <sup>※2</sup>	
	・加压器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ	—	—	—	—	—	
	・加压器逃がし弁操作用バッテリ	—	—	—	—	—	
	・原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ	—	—	—	—	—	
	・格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ	—	—	—	—	—	
	・アエラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ	—	—	—	—	—	
	・可搬型直流水変換器	—	—	—	—	—	
	・可搬型スプレイノズル	予備	—	—	—	n	
	・可搬型大容量海水送水ポンプ車	予備	—	—	—	n	
n + α <sup>※9</sup>	・放水砲	—	—	—	—	—	
	・治混合設備	—	—	—	—	—	
	・可搬型タンクローリー	—	—	—	—	—	
	・小型船舶	—	n	—	—	—	
	・ホイールローダ	—	n	—	—	—	
	・バックホウ	—	—	—	—	予備	
※1：「2n + α」の可搬型設備は、故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαをそれぞれ配備する。 ※2：故障時のバックアップとしてのαを配備する。 ※3：保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαを配備する。 ※4：緊急時対策所用発電機は、n設備を2号炉東側31mエリアに、予備をT.P.10m整集水栓に、予備を51m倉庫東側エリアに配備する。							
【女川及び島根】記載内容の相違 ・建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の保管場所が相違する。							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

### 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

女川原子力発電所2号炉

第3-4表 主要可搬型設備

○ 「2n+α」の可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所					備考
				第1	第2	第3	第4	緊急時 対策建屋	
電源車	5台	2台 (2n=4)	1台	-	2台	2台	1台	-	・可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備 ・故障時パックアップ及び保守点検機除外時パックアップ1台（電源車・緊急時対策所用）の予備と兼用）
ケーブル（1組:25m）	5組	2組 (2n=4)	1組	-	2組	2組	1組	-	・可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備 ・故障時パックアップ及び保守点検機除外時パックアップ1組（緊急時対策所用代替交流電源設備として使用するケーブルの予備と兼用）
大容量送水ポンプ（タイプ1）	5台	2台 (2n=4)	1台	1台	1台	2台	1台	-	・注水設備及び除熱設備（必要容量それぞれ1台ずつ） ・故障時パックアップ及び保守点検機除外時パックアップ1台
注水用ヘッダ	3台	1台 (2n=2)	1台	-	1台	1台	1台	-	・注水設備 ・故障時パックアップ及び保守点検機除外時パックアップ1台
ホース (1組:約2,060m) ・300A:約1,620m ・150A:約440m	2組 及びホース長 ごと1本	1組 (2n=2)	ホース 長ごと 1本	-	1組	1組	1組	ホース 長ごと 1本	・注水設備 ・故障時パックアップ及び保守点検機除外時パックアップ1本
ホース (1組:300A, 約1,550m)	2組 及びホ ース長 ごと1本	1組 (2n=2)	ホース 長ごと 1本	-	1組	1組	1組	ホース 長ごと 1本	・除熱設備（熱交換器ユニット海水側用） ・故障時パックアップ及び保守点検機除外時パックアップ ホース長ごと1本
ホース (1組:約173m) ・150A:約170m ・65A:約3m	2組 及びホ ース長 ごと1本	1組 (2n=2)	ホース 長ごと 1本	原子伊建屋内に2組及びホース長ごと1本（“1組”と“1組及びホース長ごと1本”で分散保管）					・使用済燃料ブールの注水・スプレイ（原子伊建屋内敷設用） ・故障時パックアップ及び保守点検機除外時パックアップ ホース長ごと1本 ・使用済燃料ブールへのスプレイ（常設配管用） ・故障時パックアップ及び保守点検機除外時パックアップ1台 ・使用済燃料ブールへのスプレイ（可搬型用） ・故障時パックアップ及び保守点検機除外時パックアップ1台 ・故障時パックアップ及び保守点検機除外時パックアップ1台
スプレイノズル	13台	3台 (2n=6)	1台	原子伊建屋内に7台 (3台, 3台, 1台で分散保管)					※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
ホース延長回収車	5台	2台 (2n=4)	1台	-	2台	2台	1台	-	

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配置数	必要数	予備	保管場所				備考
				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	
可搬型代替交流電源設備 (高圧発電機車)	7台	3台 (2n=6)	1台	3台	0台	1台	1台	・輪谷貯水槽（西1）及び（西2）を水源とした送水時は、必要数（大量送水車（送水用）1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,440m／組）の2セット、合计大量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。
大量送水車	3台	送水用 (2n=2)	1台	0台	1台 (運用)	0台	0台	・海を水源とした送水時は、必要数（大量送水車（送水用）1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,440m／組）の2セット、合计大量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。
可搬型ストレーナー	5台	2台 (2n=4)	1台	0台	2台	2台	2台	・第4保管エリアに保管する大量送水車の予備1台は、送水用と海水用を兼用。
ホース (1組:約3,160m) 100A (1組:約340m)	2組+ 予備	1組 (2n=2)	ホース 長ごと 1本以上	ホース 長 1本以上	150A: 約2,180m 100A: 約120m	150A: 約920m 100A: 約220m	150A: 約2,180m 100A: 約120m	150A: 約2,180m 100A: 約120m 予備

(1) 「2n+α」の可搬型設備

泊発電所3号炉

設備名	配置数	必要容量	予備	保管場所				備考
				51m倉庫 車庫工7	1号炉西側 31m工7	1,2号炉北側 31m工7	2号炉東側 31m工7(b)	
可搬型大型送水ポンプ車	6台	2台 (2n=4)	2台	2台	-	2台	1台	・故障時のパックアップ用として1台、保守点検による待機解除外時のパックアップ用として1台
可搬型代替電源車	4台	1台 (2n=2)	2台	-	1台	-	1台	・故障時のパックアップ用として1台、保守点検による待機解除外時のパックアップ用として1台
可搬型直流電源用発電機	4台	1台 (2n=2)	2台	-	1台	1台	1台	・故障時のパックアップ用として1台、保守点検による待機解除外時のパックアップ用として1台

※ 各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

【女川及び島根】記載内容の相違  
・重大事故時に必要となる注水流量等が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の仕様及び数量が相違する。また、建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の保管場所が相違する。

差異理由

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																															
	<p style="text-align: center;">【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6">(1) 「<math>2n + \alpha</math>」の可搬型設備</th> </tr> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型スプレイノズル</td> <td>3台</td> <td>1台 (<math>2n=2</math>)</td> <td>1台</td> <td>原子炉建物</td> <td>第3保管 エリア</td> </tr> <tr> <td>ホース 75A(1組:約220m)</td> <td>2組+ 予備</td> <td>1組 (<math>2n=2</math>)</td> <td>ホース長 毎に 1本 以上</td> <td>原子炉建物</td> <td>2台+ 予備1台</td> </tr> <tr> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>3台</td> <td>1台 (<math>2n=2</math>)</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>2組+ 予備</td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>3台</td> <td>原子炉 冷却補 機用代 替</td> <td>1台 (<math>2n=2</math>)</td> <td>1台 (廃用)</td> <td>予備1台 (廃用)</td> </tr> <tr> <td>ホース 液体側250A(1組:約50m) 液体側250A(1組:約70m) 液体側300A(1組:約900m)</td> <td>2組+ 予備</td> <td>1組 (<math>2n=2</math>)</td> <td>ホース長 毎に 1本 以上</td> <td>1組 0組 0組</td> <td>1台 1台 1台</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	(1) 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型設備						設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考					第1保管 エリア	第2保管 エリア	可搬型スプレイノズル	3台	1台 ( $2n=2$ )	1台	原子炉建物	第3保管 エリア	ホース 75A(1組:約220m)	2組+ 予備	1組 ( $2n=2$ )	ホース長 毎に 1本 以上	原子炉建物	2台+ 予備1台	移動式代替熱交換設備	3台	1台 ( $2n=2$ )	1台	0台	2組+ 予備	大型送水ポンプ車	3台	原子炉 冷却補 機用代 替	1台 ( $2n=2$ )	1台 (廃用)	予備1台 (廃用)	ホース 液体側250A(1組:約50m) 液体側250A(1組:約70m) 液体側300A(1組:約900m)	2組+ 予備	1組 ( $2n=2$ )	ホース長 毎に 1本 以上	1組 0組 0組	1台 1台 1台	
(1) 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型設備																																																		
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考																																													
				第1保管 エリア	第2保管 エリア																																													
可搬型スプレイノズル	3台	1台 ( $2n=2$ )	1台	原子炉建物	第3保管 エリア																																													
ホース 75A(1組:約220m)	2組+ 予備	1組 ( $2n=2$ )	ホース長 毎に 1本 以上	原子炉建物	2台+ 予備1台																																													
移動式代替熱交換設備	3台	1台 ( $2n=2$ )	1台	0台	2組+ 予備																																													
大型送水ポンプ車	3台	原子炉 冷却補 機用代 替	1台 ( $2n=2$ )	1台 (廃用)	予備1台 (廃用)																																													
ホース 液体側250A(1組:約50m) 液体側250A(1組:約70m) 液体側300A(1組:約900m)	2組+ 予備	1組 ( $2n=2$ )	ホース長 毎に 1本 以上	1組 0組 0組	1台 1台 1台																																													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉	差異理由																																										
(2) 「n + α」の可搬型設備																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">保管場所</th> <th colspan="5">備考</th> </tr> <tr> <th>設備名</th> <th>配置数</th> <th>必要容量</th> <th>予備</th> <th>緊急時 対策建屋</th> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> <th>緊急時 対策建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧窒素ガスボンベ</td> <td>22本</td> <td>11本</td> <td>11本</td> <td>原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分散保管)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・故障時バックアップ及び 保守点検待機除外時バック アップ11本</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</td> <td>2個</td> <td>1個</td> <td>1個</td> <td>制御建屋内に2個 (1個と1個で分散保管)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・故障時バックアップ及び 保守点検待機除外時バック アップ1個</td> </tr> </tbody> </table>										保管場所					備考					設備名	配置数	必要容量	予備	緊急時 対策建屋	第1	第2	第3	第4	緊急時 対策建屋	高圧窒素ガスボンベ	22本	11本	11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分散保管)						・故障時バックアップ及び 保守点検待機除外時バック アップ11本	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	2個	1個	1個	制御建屋内に2個 (1個と1個で分散保管)						・故障時バックアップ及び 保守点検待機除外時バック アップ1個		
保管場所					備考																																																
設備名	配置数	必要容量	予備	緊急時 対策建屋	第1	第2	第3	第4	緊急時 対策建屋																																												
高圧窒素ガスボンベ	22本	11本	11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分散保管)						・故障時バックアップ及び 保守点検待機除外時バック アップ11本																																											
主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	2個	1個	1個	制御建屋内に2個 (1個と1個で分散保管)						・故障時バックアップ及び 保守点検待機除外時バック アップ1個																																											
<p>※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>																																																					
<p>【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配置数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逃がし安全弁用窒素 ガスボンベ</td> <td>30本</td> <td>15本</td> <td>15本 (5 本以 上)</td> <td>原子炉建物 15本+ 予備15本</td> <td>・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし 安全弁用蓄電池 (補助盤室)</td> <td>4個</td> <td>2個</td> <td>2個</td> <td>廃棄物処理建物 2個+ 予備2個</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>										設備名	配置数	必要数	予備	保管場所	備考	逃がし安全弁用窒素 ガスボンベ	30本	15本	15本 (5 本以 上)	原子炉建物 15本+ 予備15本	・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備	主蒸気逃がし 安全弁用蓄電池 (補助盤室)	4個	2個	2個	廃棄物処理建物 2個+ 予備2個	-																										
設備名	配置数	必要数	予備	保管場所	備考																																																
逃がし安全弁用窒素 ガスボンベ	30本	15本	15本 (5 本以 上)	原子炉建物 15本+ 予備15本	・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備																																																
主蒸気逃がし 安全弁用蓄電池 (補助盤室)	4個	2個	2個	廃棄物処理建物 2個+ 予備2個	-																																																
<p>(2) 「n + α」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配置数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逃がし安全弁用窒素 ガスボンベ</td> <td>30本</td> <td>15本</td> <td>15本 (5 本以 上)</td> <td>原子炉建物 15本+ 予備15本</td> <td>・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし 安全弁用蓄電池 (補助盤室)</td> <td>4個</td> <td>2個</td> <td>2個</td> <td>廃棄物処理建物 2個+ 予備2個</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>										設備名	配置数	必要数	予備	保管場所	備考	逃がし安全弁用窒素 ガスボンベ	30本	15本	15本 (5 本以 上)	原子炉建物 15本+ 予備15本	・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備	主蒸気逃がし 安全弁用蓄電池 (補助盤室)	4個	2個	2個	廃棄物処理建物 2個+ 予備2個	-																										
設備名	配置数	必要数	予備	保管場所	備考																																																
逃がし安全弁用窒素 ガスボンベ	30本	15本	15本 (5 本以 上)	原子炉建物 15本+ 予備15本	・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備																																																
主蒸気逃がし 安全弁用蓄電池 (補助盤室)	4個	2個	2個	廃棄物処理建物 2個+ 予備2個	-																																																
<p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>																																																					
<p>(2) 「n + α」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配置数</th> <th>必要容量</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器透がし弁操作用バッ テリ</td> <td>2個</td> <td>1個</td> <td>1個</td> <td>原子炉建屋内に2個保管</td> <td>故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管</td> </tr> <tr> <td>加圧器透がし弁操作用可搬 型窒素ガスボンベ</td> <td>2個</td> <td>1個</td> <td>1個</td> <td>原子炉建屋内に2個保管</td> <td>故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助冷却水サーボジタ ンク加圧用可搬型窒素ガス ボンベ</td> <td>4個</td> <td>2個</td> <td>2個</td> <td>原子炉建屋内に4個保管</td> <td>故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管</td> </tr> <tr> <td>格納容器空気サクションブレ ーキング装置用可搬型窒素 ガスボンベ</td> <td>2個</td> <td>1個</td> <td>1個</td> <td>原子炉建屋内に2個保管</td> <td>故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管</td> </tr> <tr> <td>アニラス全量排気弁操作 用可搬型窒素ガスボンベ</td> <td>2個</td> <td>1個</td> <td>1個</td> <td>原子炉建屋内に2個保管</td> <td>故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流変換器</td> <td>3個</td> <td>1個</td> <td>2個</td> <td>原子炉補助建屋内に3個保管</td> <td>故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として2台を保管</td> </tr> </tbody> </table>										設備名	配置数	必要容量	予備	保管場所	備考	加圧器透がし弁操作用バッ テリ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管	故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管	加圧器透がし弁操作用可搬 型窒素ガスボンベ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管	故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管	原子炉補助冷却水サーボジタ ンク加圧用可搬型窒素ガス ボンベ	4個	2個	2個	原子炉建屋内に4個保管	故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管	格納容器空気サクションブレ ーキング装置用可搬型窒素 ガスボンベ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管	故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管	アニラス全量排気弁操作 用可搬型窒素ガスボンベ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管	故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管	可搬型直流変換器	3個	1個	2個	原子炉補助建屋内に3個保管	故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として2台を保管		
設備名	配置数	必要容量	予備	保管場所	備考																																																
加圧器透がし弁操作用バッ テリ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管	故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管																																																
加圧器透がし弁操作用可搬 型窒素ガスボンベ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管	故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管																																																
原子炉補助冷却水サーボジタ ンク加圧用可搬型窒素ガス ボンベ	4個	2個	2個	原子炉建屋内に4個保管	故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管																																																
格納容器空気サクションブレ ーキング装置用可搬型窒素 ガスボンベ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管	故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管																																																
アニラス全量排気弁操作 用可搬型窒素ガスボンベ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管	故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1台を保管																																																
可搬型直流変換器	3個	1個	2個	原子炉補助建屋内に3個保管	故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として2台を保管																																																
<p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>																																																					

泊発電所3号炉 機器的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉											泊発電所3号炉	差異理由
島根原子力発電所2号炉											【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】	
○ 「n」の可搬型設備												
設備名	配備数	必要容量	予備	第1	第2	第3	第4	緊急時 対策建屋	備考	保管場所	備考 (必要数 n の補足)	
可搬型蒸素ガス供給装置	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台	第1保管 エリア	第4保管 エリア	
ホース(1組:50m、約90m)	1組 及びホース長ごと1本	1組 ホース長ごと1本	1組	-	-	ホース長ごと1本	-	-	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ ホース長ごと1本			
大容量送水ポンプ(タイプII)	3台	2台	1台	1台	1台	-	1台	-	・放水設備及び水の供給設備(代替淡水槽(淡水貯水槽No.1)及び淡水貯水槽No.2)補給)(必要容量、それぞれ1台ずつ) ・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台			
放水砲	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台			
泡消火薬剤混合装置	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台			
ホース(1組:300m、約1,450m)	1組 及びホース長ごと1本	1組 ホース長ごと1本	1組	-	-	-	ホース長ごと1本	-	・放水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ ホース長ごと1本			
ホース(1組:300m、約1,600m)	1組 及びホース長ごと1本	1組 ホース長ごと1本	-	1組	-			-	・水の供給設備(代替淡水槽(淡水貯水槽No.1)及び淡水貯水槽No.2)補給) ・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ ホース長ごと1本			
シルトフェンス	3組	2組	1組	2組	-	-	1組	-	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1組			
タンクローリー	3台	2台	1台	-	1台	1台	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台			
可搬型モニタリングポスト	11台	9台	2台	2台	6台	-	2台	1台	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ2台			
小型船舶	2艇	1艇	1艇	1艇	-	-	1艇	-	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1艇			
代替気象観測設備	2台	1台	1台	-	1台	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台			
中央制御室待避所加圧設備(空気ポンベ)	80本	40本	40本	制御建屋				-	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ40本			
緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)	540本	415本	125本	-	-	-	-	540本	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ125本			
(3) 「n」の可搬型設備												
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	保管場所	保管場所	保管場所	保管場所	備考	備考	備考	
可搬式蒸素供給装置	2台	1台	1台	ホース (1組:約230m)	1組+子備	1組+子備	1組+子備	1組+子備	・1台で水素濃度測定が可能。			
第1ペントフィルタ 出口水素濃度	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	0台	1台	・1台で水素濃度測定が可能。			
シリトフェンス	約40m	約20m	約20m	約10m+子備約10m	0m	0m	約10m+子備約10m		・2号炉放水接合槽用			

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(3) 「n」の可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	保管場所	保管場所	保管場所	保管場所	備考	備考	備考	
可搬型大容量海水送水ポンプ車	2台	1台	1台	1号炉西側 31m±37	1号炉北側 31m±37(a)	2号炉東側 31m±37(b)	周防駅西側 60m±47	周防駅東側 60m±47	緊急時 対策建屋	緊急時 対策建屋	緊急時 対策建屋	
可搬型スプレノズル	4台	2台	2台	-	-	2台	-	-	-	-	-	
放水砲	2台	1台	1台	-	-	1台	-	-	-	-	-	
危機混合肥	2台	1台	1台	-	-	1台	-	-	-	-	-	
放射性物質吸着剤	4組	3組	1組	-	-	-	-	-	T.P.+10m整地水槽3箇所に3組保管	保水点検による待機除外時 のバッカアップ用として1組を保管	保水点検による待機除外時 のバッカアップ用として1組を保管	
可搬型タンクローリー	4台	2台	-	-	-	-	-	2台	-	-	-	
可搬型モニタリングポスト	13個	12個	1個	-	-	-	-	-	緊急時対策所内に13個保管	保水点検による待機除外時 のバッカアップ用として2台を保管	保水点検による待機除外時 のバッカアップ用として2台を保管	
小型船舶	2台	1台	-	-	1台	-	-	1台	-	-	-	
可搬型気象観測設備	3個	2個	1個	-	-	-	-	-	緊急時対策所内に3個保管	保水点検による待機除外時 のバッカアップ用として1台を保管	保水点検による待機除外時 のバッカアップ用として1台を保管	
空気供給装置	2式	2台	-	-	-	-	-	-	緊急時対策所内に2式保管	保水点検による待機除外時 のバッカアップ用として1台を保管	保水点検による待機除外時 のバッカアップ用として1台を保管	
緊急時対策所用充電機	8台	4台	-	-	-	-	-	2台	-	-	-	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																		
	<p style="text-align: center;">【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="3">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルトフェンス</td> <td>約630m</td> <td>約640m</td> <td>約40m</td> <td>予備約40m 約320m+</td> <td>0m</td> <td>0m</td> <td>約320m ・輪空運用</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (運用)</td> <td>1隻 (運用)</td> <td>予備1隻 (運用)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (運用) ・シルトフェンスを1隻で設置可能。 ・海上モニタリング用と兼用。</td> </tr> <tr> <td>放射性物質吸着材</td> <td>4組</td> <td>3組</td> <td>1組</td> <td>予備1組</td> <td>0組</td> <td>0組</td> <td>3組 ・設置箇所3箇所にそれぞれ1組を設置。</td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台 (運用)</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台 (運用)</td> <td>1台 ・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉機代冷却系用と原子炉建物放水設備用を兼用。</td> </tr> <tr> <td>放水池</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>消防火薬剤容器</td> <td>6個</td> <td>5個</td> <td>1個</td> <td>予備1個</td> <td>0個</td> <td>0個</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>300m (1組:約760m) 250m (1組:約140m)</td> <td>1組+ 予備</td> <td>1組</td> <td>ホース長 毎に 1本以上</td> <td>予備</td> <td>0組</td> <td>1組</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所			備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	シルトフェンス	約630m	約640m	約40m	予備約40m 約320m+	0m	0m	約320m ・輪空運用	小型船舶	2隻	1隻 (運用)	1隻 (運用)	予備1隻 (運用)	0隻	0隻	1隻 (運用) ・シルトフェンスを1隻で設置可能。 ・海上モニタリング用と兼用。	放射性物質吸着材	4組	3組	1組	予備1組	0組	0組	3組 ・設置箇所3箇所にそれぞれ1組を設置。	大型送水ポンプ車	2台	1台	1台 (運用)	0台	0台	予備1台 (運用)	1台 ・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉機代冷却系用と原子炉建物放水設備用を兼用。	放水池	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	消防火薬剤容器	6個	5個	1個	予備1個	0個	0個	5個	ホース	300m (1組:約760m) 250m (1組:約140m)	1組+ 予備	1組	ホース長 毎に 1本以上	予備	0組	1組	
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所			備考 (必要数nの補足)																																																										
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア																																																																	
シルトフェンス	約630m	約640m	約40m	予備約40m 約320m+	0m	0m	約320m ・輪空運用																																																														
小型船舶	2隻	1隻 (運用)	1隻 (運用)	予備1隻 (運用)	0隻	0隻	1隻 (運用) ・シルトフェンスを1隻で設置可能。 ・海上モニタリング用と兼用。																																																														
放射性物質吸着材	4組	3組	1組	予備1組	0組	0組	3組 ・設置箇所3箇所にそれぞれ1組を設置。																																																														
大型送水ポンプ車	2台	1台	1台 (運用)	0台	0台	予備1台 (運用)	1台 ・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉機代冷却系用と原子炉建物放水設備用を兼用。																																																														
放水池	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台																																																														
消防火薬剤容器	6個	5個	1個	予備1個	0個	0個	5個																																																														
ホース	300m (1組:約760m) 250m (1組:約140m)	1組+ 予備	1組	ホース長 毎に 1本以上	予備	0組	1組																																																														

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																									
	<p style="text-align: center;">【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数との補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>3台</td> <td>【①用】 1台 【②用】 1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td></td> <td>           • ①緊急時専用発電機への補給専用。            • ②緊急時専用発電機以外への補給用。            • 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。         </td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>子備1隻 (兼用)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td></td> <td>           • 1隻で海上モニタリングを実施可能。            • シルトフェンス設置用と兼用。         </td> </tr> <tr> <td>可搬式モニタリング・ ボスト</td> <td>12台</td> <td>10台</td> <td>2台</td> <td>5台+</td> <td>子備1台</td> <td>0台</td> <td>5台+</td> <td>• 合計10台で測定可能。</td> </tr> <tr> <td>中央制御室排煙正圧化 装置(空気洗浄機)</td> <td>50本</td> <td>15本</td> <td>35本</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15本+ 子備35本</td> <td>           • 合計15本で中央制御室排煙室を 窒息防止しつつ、10時間正圧化 することが可能。         </td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測装置</td> <td>2台</td> <td></td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>           • 気象観測は1台で測定可能。         </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(3) 「n」の可搬型設備</p> <p style="text-align: center;">※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数との補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	タンクローリー	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	予備1台		• ①緊急時専用発電機への補給専用。 • ②緊急時専用発電機以外への補給用。 • 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。	小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	子備1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)		• 1隻で海上モニタリングを実施可能。 • シルトフェンス設置用と兼用。	可搬式モニタリング・ ボスト	12台	10台	2台	5台+	子備1台	0台	5台+	• 合計10台で測定可能。	中央制御室排煙正圧化 装置(空気洗浄機)	50本	15本	35本				15本+ 子備35本	• 合計15本で中央制御室排煙室を 窒息防止しつつ、10時間正圧化 することが可能。	可搬式気象観測装置	2台		1台	1台	0台	0台	予備1台	• 気象観測は1台で測定可能。	
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数との補足)																																																
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																							
タンクローリー	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	予備1台		• ①緊急時専用発電機への補給専用。 • ②緊急時専用発電機以外への補給用。 • 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。																																																				
小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	子備1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)		• 1隻で海上モニタリングを実施可能。 • シルトフェンス設置用と兼用。																																																				
可搬式モニタリング・ ボスト	12台	10台	2台	5台+	子備1台	0台	5台+	• 合計10台で測定可能。																																																				
中央制御室排煙正圧化 装置(空気洗浄機)	50本	15本	35本				15本+ 子備35本	• 合計15本で中央制御室排煙室を 窒息防止しつつ、10時間正圧化 することが可能。																																																				
可搬式気象観測装置	2台		1台	1台	0台	0台	予備1台	• 気象観測は1台で測定可能。																																																				

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																													
	<p>【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(3) 「n」の可搬型設備</th> </tr> <tr> <th>設備名</th> <th>預備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考 (必要数との補足)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>予備2台</td> <td>・1台で緊急時対策所に給電するため必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所正圧化装置 (空気弁シーベ)</td> <td>540本</td> <td>454本</td> <td>86本</td> <td>454本+予備56本</td> <td>0本</td> <td>・454本で緊急時対策所を窒息防止しつつ、11時間正圧化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 送風機</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+予備1台</td> <td>0台</td> <td>・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+予備1台</td> <td>0台</td> <td>・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	(3) 「n」の可搬型設備						設備名	預備数	必要数	予備	保管場所	備考 (必要数との補足)					第1保管エリア	第2保管エリア	緊急時対策所用発電機	4台	2台	2台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に給電するため必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。	緊急時対策所正圧化装置 (空気弁シーベ)	540本	454本	86本	454本+予備56本	0本	・454本で緊急時対策所を窒息防止しつつ、11時間正圧化することが可能。	緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+予備1台	0台	・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。	緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+予備1台	0台	・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。	
(3) 「n」の可搬型設備																																																
設備名	預備数	必要数	予備	保管場所	備考 (必要数との補足)																																											
				第1保管エリア	第2保管エリア																																											
緊急時対策所用発電機	4台	2台	2台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に給電するため必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。																																										
緊急時対策所正圧化装置 (空気弁シーベ)	540本	454本	86本	454本+予備56本	0本	・454本で緊急時対策所を窒息防止しつつ、11時間正圧化することが可能。																																										
緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+予備1台	0台	・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。																																										
緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+予備1台	0台	・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。																																										

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉																																																	
<b>第3-5表 保管場所等における主要設備</b>																																																	
○アクセスルート確保のための可搬型設備																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要容量</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> <th>緊急時対策建屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>・故障時バックアップ及び保守点検機除外時バックアップ1台</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>・故障時バックアップ及び保守点検機除外時バックアップ1台</td> </tr> </tbody> </table>										設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考	第1	第2	第3	第4	緊急時対策建屋	ブルドーザ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	・故障時バックアップ及び保守点検機除外時バックアップ1台	バックホウ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	・故障時バックアップ及び保守点検機除外時バックアップ1台						
設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考																																									
				第1	第2	第3	第4		緊急時対策建屋																																								
ブルドーザ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	・故障時バックアップ及び保守点検機除外時バックアップ1台																																								
バックホウ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	—	・故障時バックアップ及び保守点検機除外時バックアップ1台																																								
※各重機の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																																	
○その他設備（自主的に所有している設備）																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>2台</td> <td>第3保管エリア及び第4保管エリア</td> <td>・第3保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台</td> </tr> <tr> <td>大型化学高所放水車</td> <td>2台</td> <td>第1保管エリア及び第4保管エリア</td> <td>・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台</td> </tr> <tr> <td>泊原液槽蓄車</td> <td>2台</td> <td>第1保管エリア及び第4保管エリア</td> <td>・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台</td> </tr> <tr> <td>泊原液搬送車</td> <td>1台</td> <td>第3保管エリア</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>薬液補給装置</td> <td>2台</td> <td>第1保管エリア及び第4保管エリア</td> <td>・原子炉換熱器フィルタベントフィルタ装置への補給用 ・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台</td> </tr> <tr> <td>放射性物質吸着材</td> <td>100袋</td> <td>第1保管エリア及び第4保管エリア</td> <td>・第1保管エリア：50個 ・第4保管エリア：50個</td> </tr> <tr> <td>号炉間電力融通ケーブル（可搬型）</td> <td>1巻</td> <td>第2保管エリア</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車</td> <td>1台</td> <td>第1保管エリア</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>2台</td> <td>第1保管エリア及び第4保管エリア</td> <td>・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台</td> </tr> </tbody> </table>										設備名	配備数	保管場所	備考	化学消防自動車	2台	第3保管エリア及び第4保管エリア	・第3保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台	大型化学高所放水車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台	泊原液槽蓄車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台	泊原液搬送車	1台	第3保管エリア	—	薬液補給装置	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・原子炉換熱器フィルタベントフィルタ装置への補給用 ・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台	放射性物質吸着材	100袋	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：50個 ・第4保管エリア：50個	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	1巻	第2保管エリア	—	放射能観測車	1台	第1保管エリア	—	ホイールローダ	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
設備名	配備数	保管場所	備考																																														
化学消防自動車	2台	第3保管エリア及び第4保管エリア	・第3保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台																																														
大型化学高所放水車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台																																														
泊原液槽蓄車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台																																														
泊原液搬送車	1台	第3保管エリア	—																																														
薬液補給装置	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・原子炉換熱器フィルタベントフィルタ装置への補給用 ・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台																																														
放射性物質吸着材	100袋	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：50個 ・第4保管エリア：50個																																														
号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	1巻	第2保管エリア	—																																														
放射能観測車	1台	第1保管エリア	—																																														
ホイールローダ	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台																																														
※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																																	

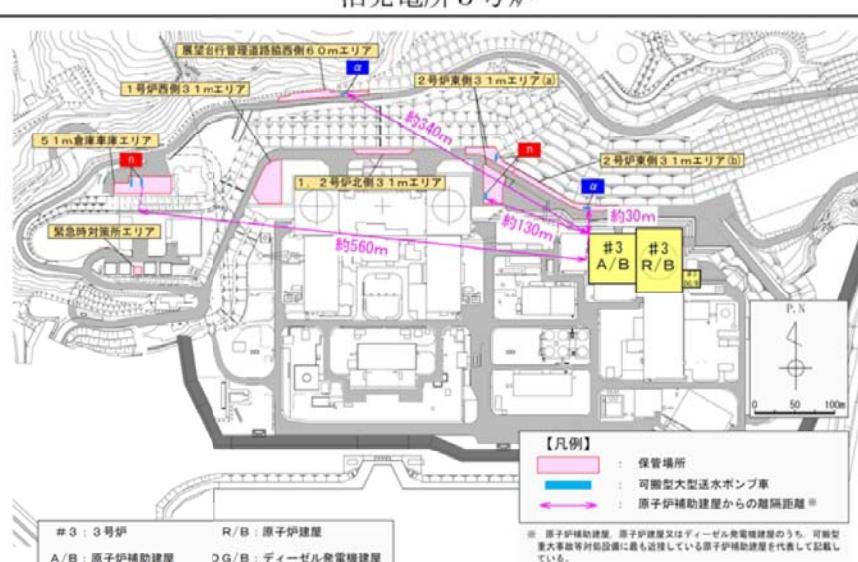
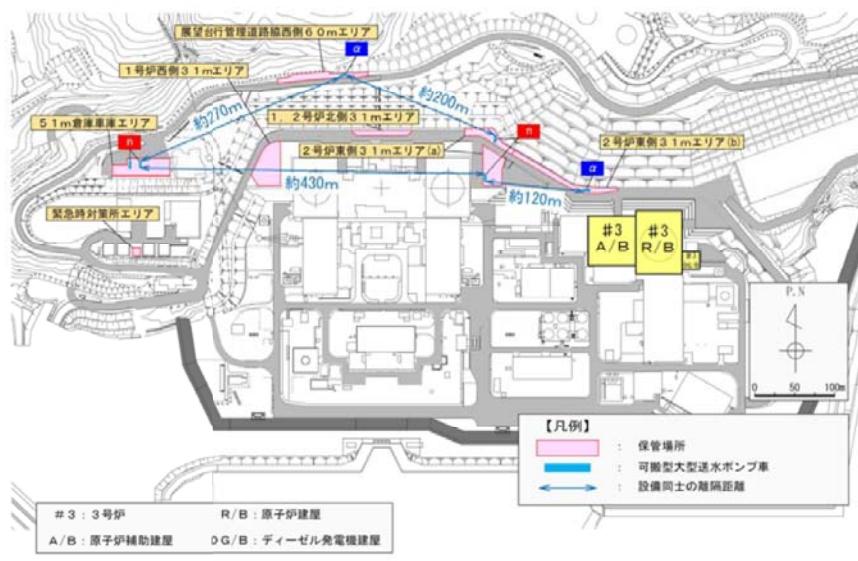
島根原子力発電所2号炉																																								
<b>【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</b>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>										設備名	配備数	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備1台	—													
設備名	配備数	保管場所				備考																																		
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																			
ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備1台	—																																		
※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																								
泊発電所3号炉																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要容量</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1号炉西側31m<sup>2</sup>/7t</th> <th>1号炉東側31m<sup>2</sup>/7t(a)</th> <th>2号炉東側31m<sup>2</sup>/7t(b)</th> <th>展望台行管理室附近西側60m<sup>2</sup>/7t</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>										設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考	1号炉西側31m <sup>2</sup> /7t	1号炉東側31m <sup>2</sup> /7t(a)	2号炉東側31m <sup>2</sup> /7t(b)	展望台行管理室附近西側60m <sup>2</sup> /7t	ホイールローダ	2台	1台	—	1台	—	—	—	—	バックホウ	2台	1台	—	1台	—	—	—	—
設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考																																
				1号炉西側31m <sup>2</sup> /7t	1号炉東側31m <sup>2</sup> /7t(a)	2号炉東側31m <sup>2</sup> /7t(b)	展望台行管理室附近西側60m <sup>2</sup> /7t																																	
ホイールローダ	2台	1台	—	1台	—	—	—	—																																
バックホウ	2台	1台	—	1台	—	—	—	—																																
※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																								
差異理由																																								

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																				
	<p style="text-align: center;">【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th colspan="3">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型ホース展張車(300A)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・資機材 エリア</td> </tr> <tr> <td>ホース運搬車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>直流水給電車115V</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>直流水給電車230V</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>小型船舶運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>シルトフェンス運搬車</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>放射性物質貯蔵材運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>消防火薬剤運搬車</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>モニタリング設備運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>燃料ブールスピリット流量計</td> <td>2台</td> <td></td> <td>原子炉建物</td> <td>2台</td> <td>一</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	保管場所			備考	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	大型ホース展張車(300A)	2台	1台	0台	0台	・資機材 エリア	ホース運搬車	2台	1台	0台	0台	・資機材	直流水給電車115V	1台	1台	0台	0台	・資機材	直流水給電車230V	1台	1台	0台	0台	・資機材	小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	・資機材	シルトフェンス運搬車	2台	0台	0台	0台	・資機材	放射性物質貯蔵材運搬車	1台	0台	0台	0台	・資機材	消防火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	・資機材	モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	・資機材	燃料ブールスピリット流量計	2台		原子炉建物	2台	一	
設備名	配備数			保管場所				備考																																																															
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア																																																																			
大型ホース展張車(300A)	2台	1台	0台	0台	・資機材 エリア																																																																		
ホース運搬車	2台	1台	0台	0台	・資機材																																																																		
直流水給電車115V	1台	1台	0台	0台	・資機材																																																																		
直流水給電車230V	1台	1台	0台	0台	・資機材																																																																		
小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	・資機材																																																																		
シルトフェンス運搬車	2台	0台	0台	0台	・資機材																																																																		
放射性物質貯蔵材運搬車	1台	0台	0台	0台	・資機材																																																																		
消防火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	・資機材																																																																		
モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	・資機材																																																																		
燃料ブールスピリット流量計	2台		原子炉建物	2台	一																																																																		

泊発電所3号炉 機器の能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

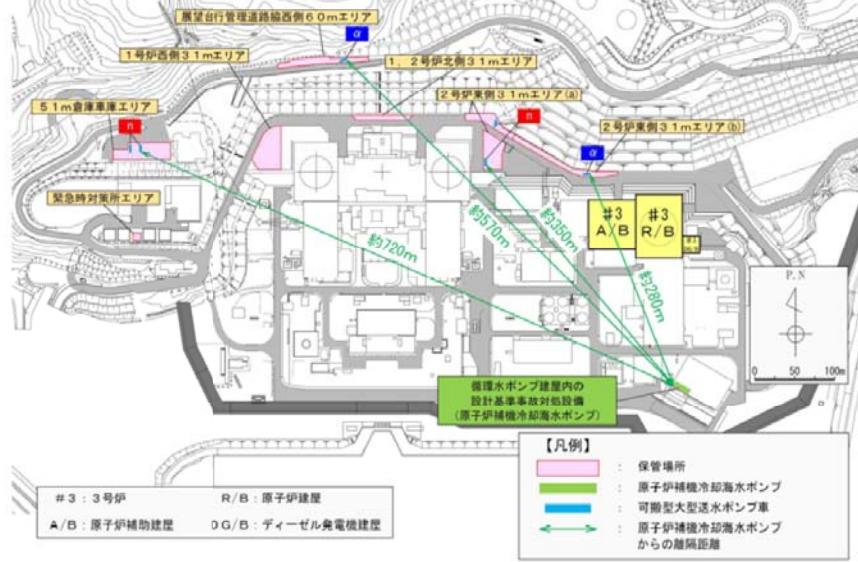
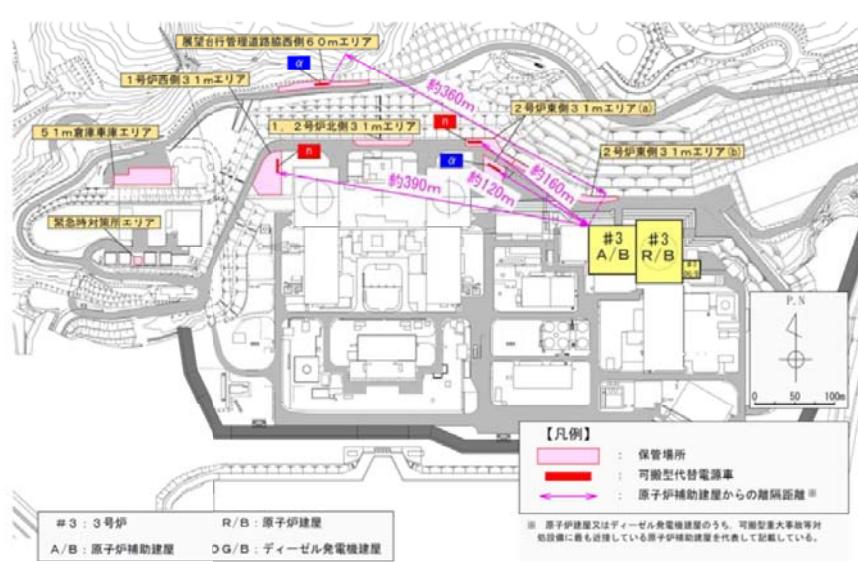
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ : 保管場所</li> <li>■ : 可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>↔ : 原子炉補助建屋からの離隔距離</li> </ul> <p>※ 原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対策設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ : 保管場所</li> <li>■ : 可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>↔ : 設備同士の離隔距離</li> </ul> <p>可搬型大型送水ポンプ車の相互の離隔距離</p>	<p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は保管場所における可搬型設備の離隔距離を明確化している。</li> </ul>

第3-3図 可搬型設備の配置（1／9）

泊発電所 3号炉 機器的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	差異理由
		 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保管場所</li> <li>■ 原子炉補機冷却海水ポンプ</li> <li>■ 可搬型大型送水ポンプ車</li> <li>■ 原子炉補機冷却海水ポンプからの離隔距離</li> </ul> <p>可搬型大型送水ポンプ車と原子炉補機冷却海水ポンプとの離隔距離</p>	
		 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保管場所</li> <li>■ 可搬型代替電源車</li> <li>■ 原子炉補助建屋からの離隔距離</li> </ul> <p>可搬型代替電源車と原子炉補助建屋との離隔距離</p>	

第3-3 図 可搬型設備の配置（2／9）

泊発電所 3号炉 機器的能力 比較表

赤字：機器、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、機器名の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

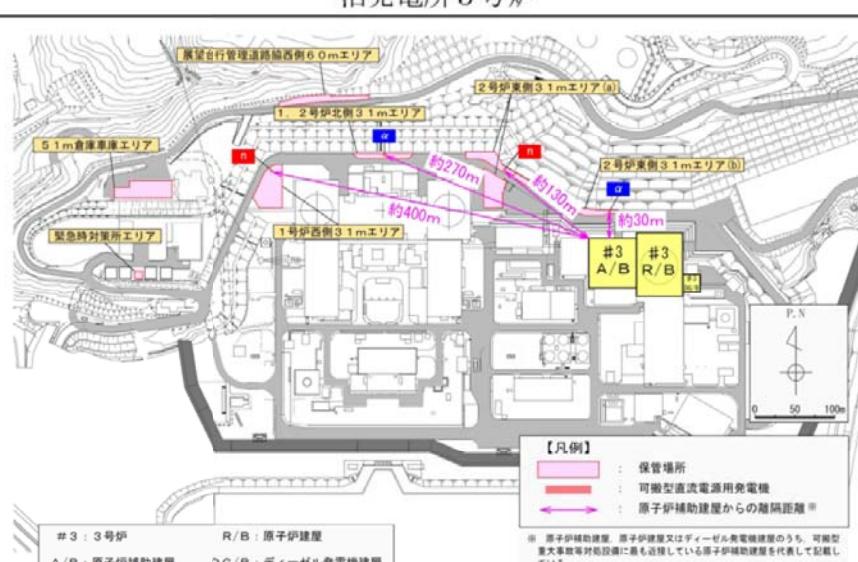
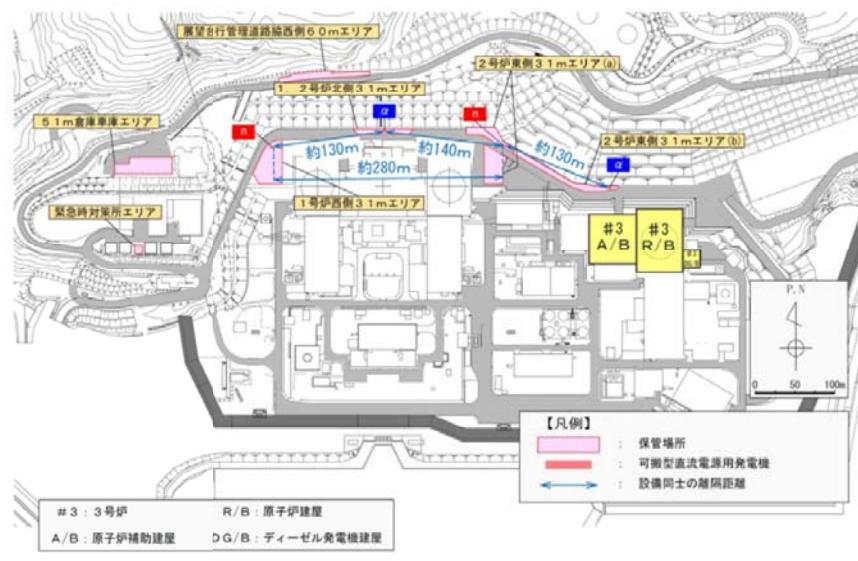
女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	差異理由
		 <p style="color: #00FFFF;">可搬型代替電源車の相互の離隔距離</p>	
		 <p style="color: #00FFFF;">可搬型代替電源車と代替非常用発電機との離隔距離</p>	

第3-3 図 可搬型設備の配置 (3 / 9)

泊発電所3号炉 機器の能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

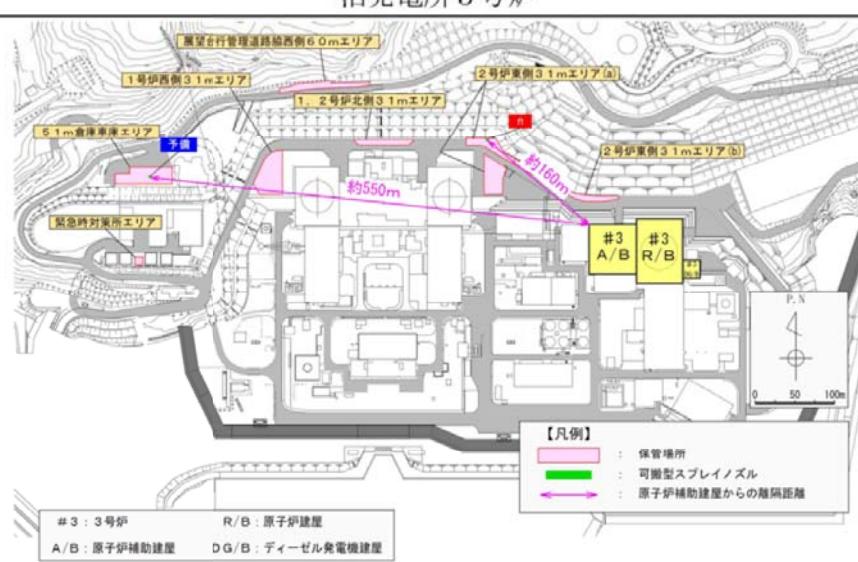
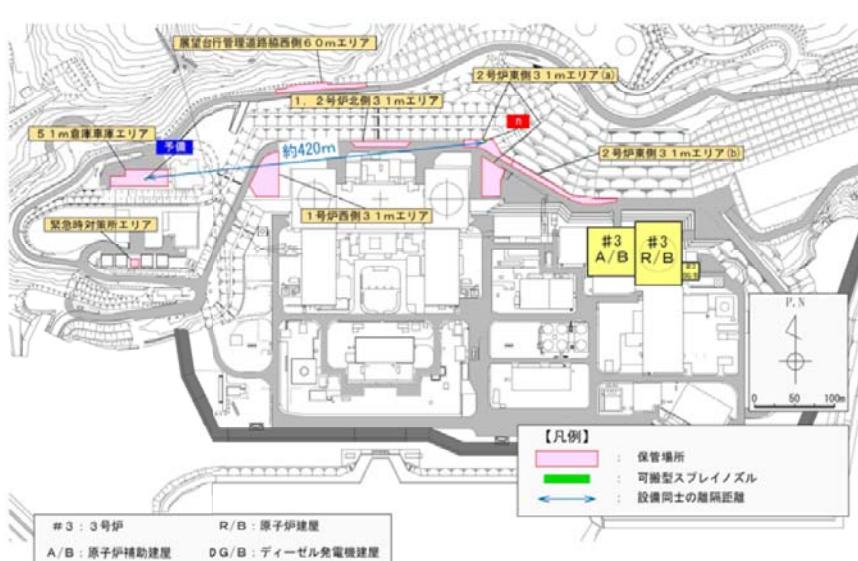
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>可搬型直流電源用発電機</li> <li>原子炉補助建屋からの離隔距離</li> </ul> <p>※原子炉補助建屋、原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。</p> <p>可搬型直流電源用発電機と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>可搬型直流電源用発電機</li> <li>設備同士の離隔距離</li> </ul> <p>可搬型直流電源用発電機の相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置（4／9）

泊発電所3号炉 機器的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		 <p>可搬型スプレイノズルと原子炉補助建屋との離隔距離</p>	
		 <p>可搬型スプレイノズルの相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置 (5/9)

泊発電所3号炉 機器の能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		 <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車・泡混合設備・放水砲と 原子炉補助建屋との離隔距離</p>	
		 <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車・泡混合設備・放水砲の 相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置 (6/9)

泊発電所 3号炉 機器の能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">可搬型タンクローリーと原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p style="text-align: center;">可搬型タンクローリーの相互の離隔距離</p>	
		<p style="text-align: center;">第3-3 図 可搬型設備の配置 (7 / 9)</p>	

泊発電所 3号炉 機器の能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	差異理由
		<p style="color: #00FFFF;">小型船舶と原子炉補助建屋との離隔距離</p>	
		<p style="color: #00FFFF;">小型船舶の相互の離隔距離</p>	

第3-3 図 可搬型設備の配置 (8 / 9)

泊発電所 3号炉 機器の能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	差異理由
		<p>ホイールローダー・バックホウと原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p>ホイールローダー・バックホウの相互の離隔距離</p>	<p>赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)      青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)      緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(4) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは、緊急時対策所から原子炉建物内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第2-2表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①、②の条件を満足するものとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①基準津波の影響を受けない、防波壁内側のルート</li> <li>②基準地震動 S s による被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート               <ul style="list-style-type: none"> <li>②-1：基準地震動 S s による被害の影響を受けないルート</li> <li>②-2：重機による復旧が可能なルート</li> <li>②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。</li> </ul>	<p>(5) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定し、加えて、アクセスの多様性確保の観点を踏まえた自主整備ルートを整備する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第3-5表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを以下のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①及び②の条件を満足するルートを複数設定する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①基準津波の影響を受けない防潮堤内側又は基準津波の影響を受けない敷地高さ以上のルート</li> <li>②基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物の損壊）の影響考慮した以下のいずれかのルート               <ul style="list-style-type: none"> <li>②-1：基準地震動による被害の影響を受けないルート</li> <li>②-2：重機による復旧が可能なルート</li> <li>②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。</li> <li>・自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。</li> </ul>	<p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・泊は、自主整備ルートの設定について記載</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】名称の相違 【島根】設備の相違 ・泊は一部、防潮堤に取り囲まれた範囲外をアクセスルートに設定していることから、基準津波において評価点を設定し、津波が遡上しないことを確認する予定。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、自主整備ルートの設定について記載</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帶内側（一部、防火帶外側のトンネル区間を含む。）に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第2-3,4図に屋外アクセスルートを示す。 ・緊急時対策所及び保管場所から目的地（保管場所、作業場所（2号炉周辺、淡水、海水取水場所等）、原子炉建物入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>・防波壁の内側かつ防火帶の内側（一部、防火帶外側のトンネル区間を含む。別紙(25)参照）に、基準地震動S sによる被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動S sによる被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。具体的には、「①1、2号炉原子炉建物南側を経由したルート」と「②第二輪谷トンネルを経由したルート」の2ルートを設定する。また、保管場所を起点若しくは経由したルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 ルートA：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点としたE L8.5m及びE L15mエリア作業用アクセスルート ルートB：緊急時対策所を起点とし、第4保管エリアを経由したE L8.5m及びE L15mエリア作業用アクセスルート ルートC：緊急時対策所を起点とし、第2保管エリアを経由したE L44mエリア作業用アクセスルート ルートD：緊急時対策所を起点とし、第3保管エリアを経由したE L13~33m及びE L44mエリア作業用アクセスルート</p>	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帶内側に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第3-4、5、6図に屋外アクセスルートを示す。 ・保管場所から目的地（作業場所（3号炉周辺、海水及び淡水取水場所等）、建屋入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>・防潮堤の内側かつ防火帶の内側に、基準地震動による被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。 ・保管場所からT.P.+10m作業エリアへのアクセスルートを複数設定する。具体的には、「①3号炉原子炉建屋北側を経由したルート」と「②アクセスルートトンネルを経由したルート」の2ルートを設定し、保管場所を起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 ルートA①：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.+10m作業エリアへのルート ルートA②：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.+10m作業エリアへのルート ルートB①：51m倉庫車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.+10m作業エリアへのルート ルートB②：51m倉庫車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.+10m作業エリアへのルート</p>	<p>【島根】設計内容の相違 ・泊はアクセスルート及びサブルートは防火帶内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・泊はアクセスルート及びサブルートは防火帶内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

泊発電所3号炉 機器的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

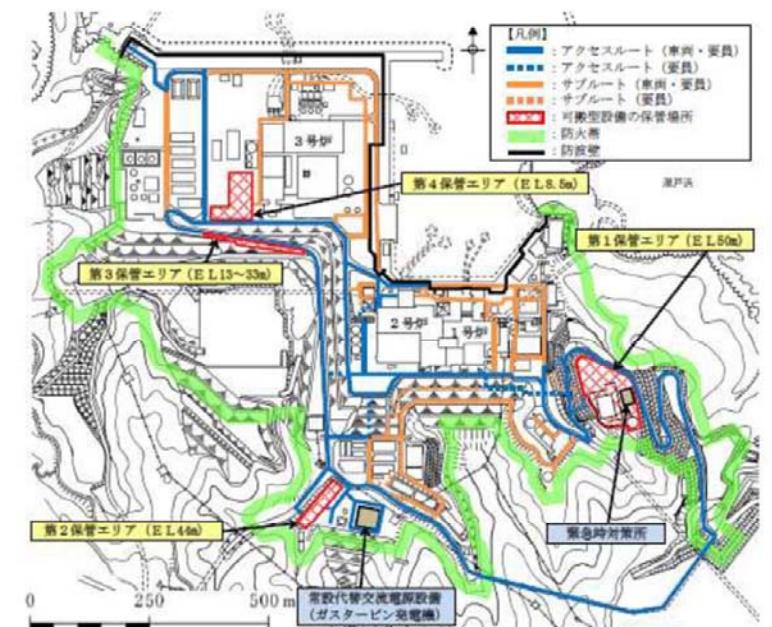
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淡水取水場所（E L44m）と接続口（E L15m）で標高差があることを踏まえ、ホースを速やかに配置するために、2号炉原子炉建物西側及び南側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。</li> <li>・通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ鉄筋コンクリート床版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。</li> <li>・緊急時対策所から原子炉建物内へ直接入域するアクセスルートは、基準地震動 S s の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。</li> <li>・緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動 S s の影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。</li> <li>・地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。</li> </ul> <p>c. 屋外アクセスルート選定 設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動 S s による被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。</li> <li>・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・T.P. 10m 作業エリアから建屋入口への屋外アクセスルートを複数設定する。具体的には、「③3号炉原子炉建屋東側を経由したルート」と「④3号炉原子炉建屋西側を経由したルート」の2ルートを設定し、T.P. +10m 作業エリアを起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。</li> </ul> <p>ルート③：3号炉原子炉建屋東側を経由したルート ルート④：3号炉原子炉建屋西側を経由したルート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・51m 倉庫車庫エリアと敷地 T.P. +31m で標高差があることを踏まえ、保管場所まで速やかに移動するために、1号炉原子炉建屋西側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。</li> </ul> <p>c. 屋外アクセスルート選定 設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。</li> <li>・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。</li> </ul>	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違による アクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違による アクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・段差緩和対策内容の相違。 【島根】記載表現の相違 ・泊は、自主整備ルートの設定について記載</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、自主整備ルートの設定について記載</p>

## 泊発電所3号炉 機器的能力 比較表

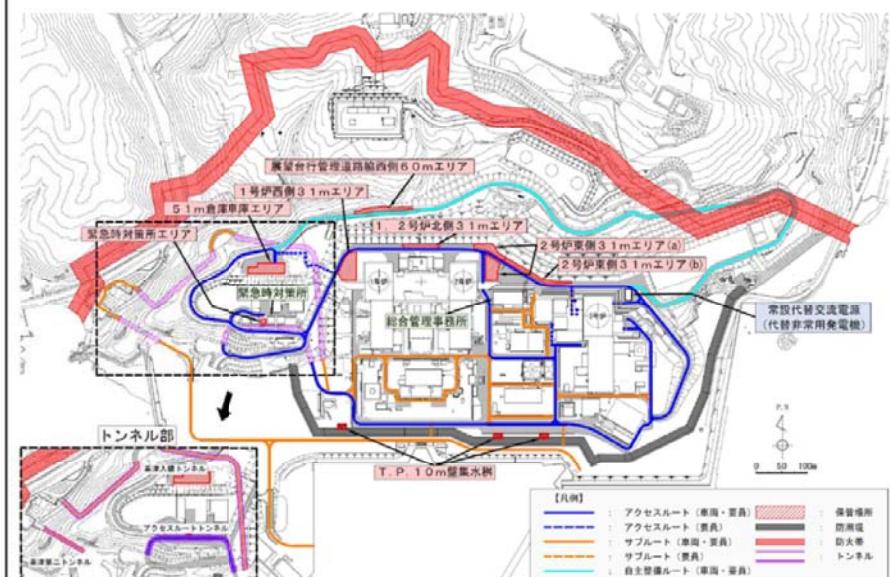
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																									
	<p><b>第2-2表 屋外アクセスルートの用語の定義</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>大分類</th><th>小分類</th><th>概要説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋外</td><td>屋外アクセスルート</td><td>アクセスルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。</li> <li>・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td></td><td>サブルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び津波時に期待しないルート。</li> <li>・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。</li> <li>・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</li> </ul>		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び津波時に期待しないルート。</li> <li>・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</li> </ul>	<p><b>第3-6表 屋外アクセスルートの用語の定義</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>大分類</th><th>小分類</th><th>概要説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋外</td><td>屋外アクセスルート</td><td>アクセスルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。</li> <li>・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td></td><td>サブルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び津波時に期待しないルート。</li> <li>・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td></td><td>自主整備ルート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用が可能な場合に活用するルート</li> <li>・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。</li> <li>・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</li> </ul>		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び津波時に期待しないルート。</li> <li>・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</li> </ul>		自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用が可能な場合に活用するルート</li> <li>・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</li> </ul>	<p><b>【島根】設計方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、自主整備ルートの設定について記載</li> </ul>
場所	大分類	小分類	概要説明																									
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。</li> <li>・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</li> </ul>																									
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び津波時に期待しないルート。</li> <li>・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</li> </ul>																									
場所	大分類	小分類	概要説明																									
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。</li> <li>・有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</li> </ul>																									
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び津波時に期待しないルート。</li> <li>・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</li> </ul>																									
		自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用が可能な場合に活用するルート</li> <li>・地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</li> </ul>																									



第2-3図 屋外アクセスルート図

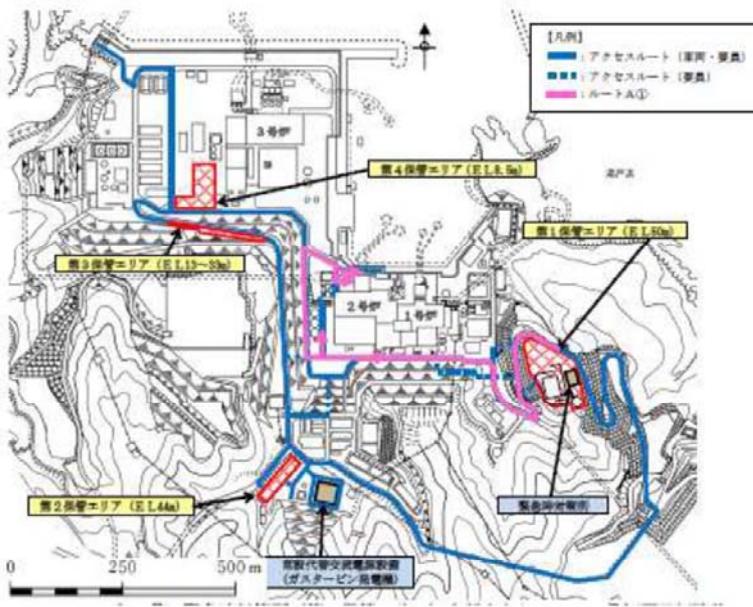
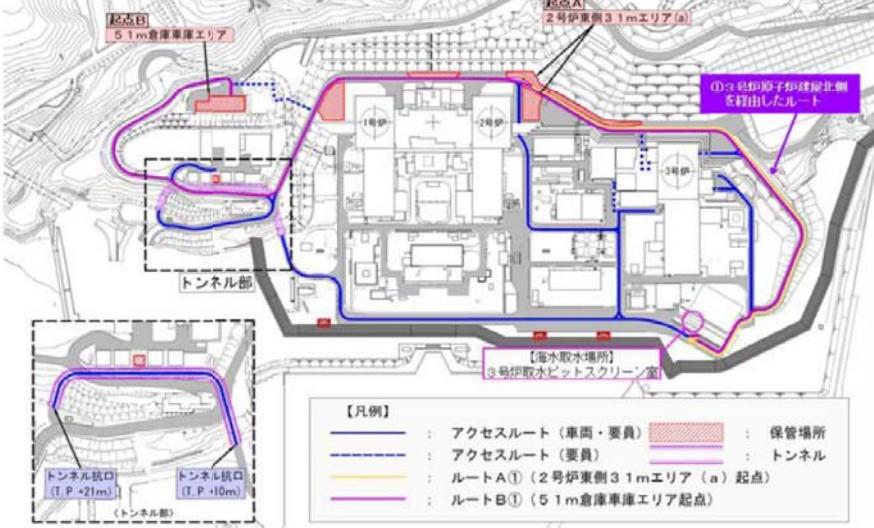


第3-4図 屋外アクセスルート図

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

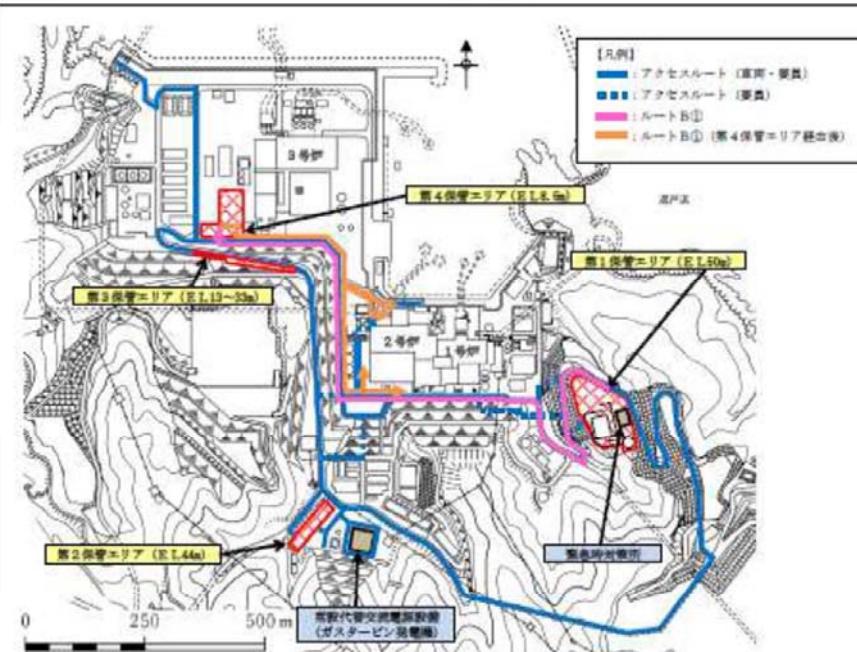
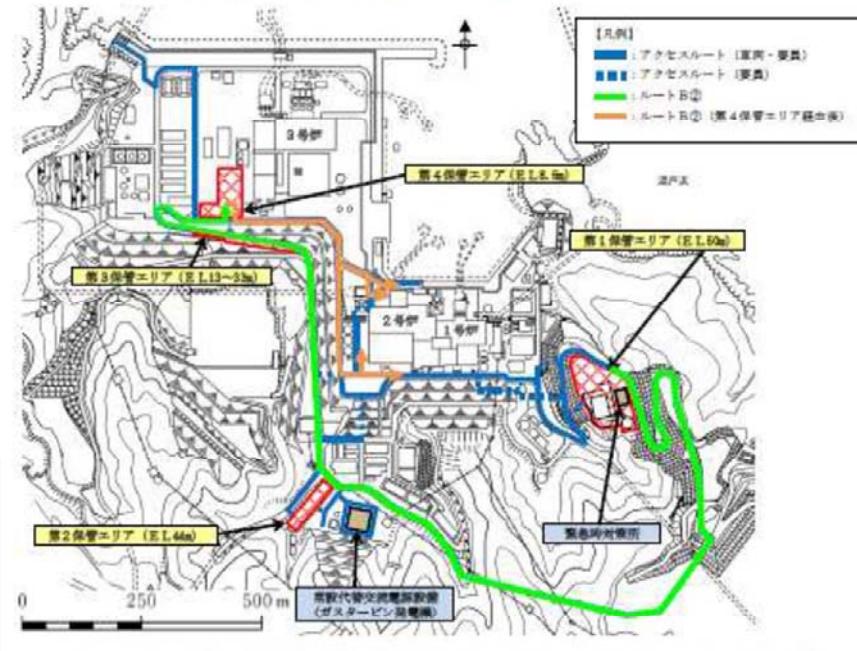
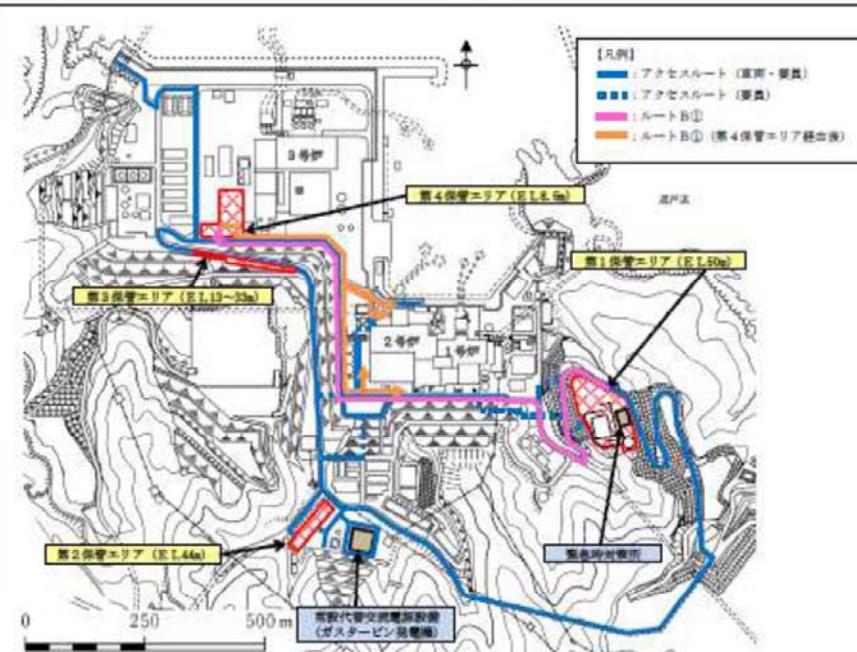
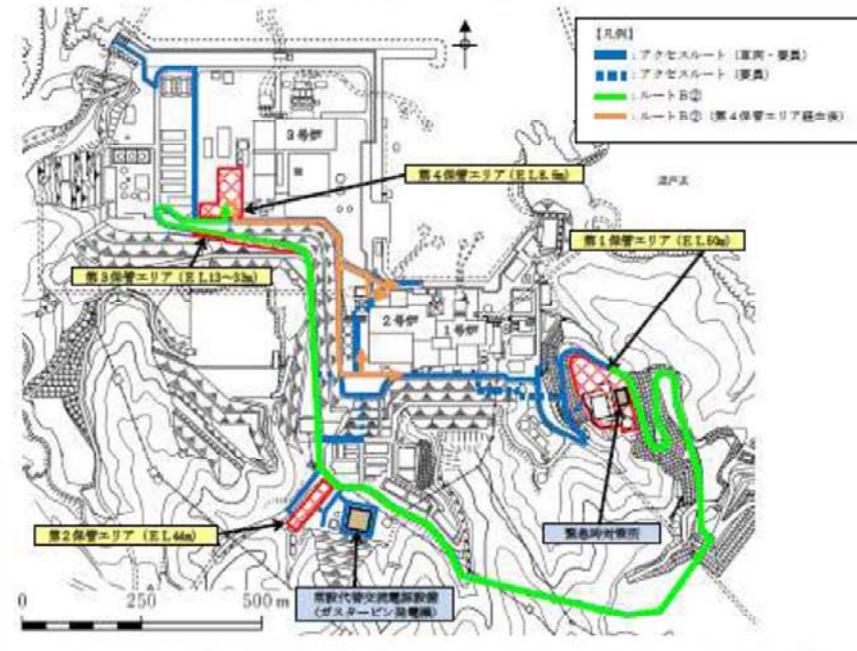
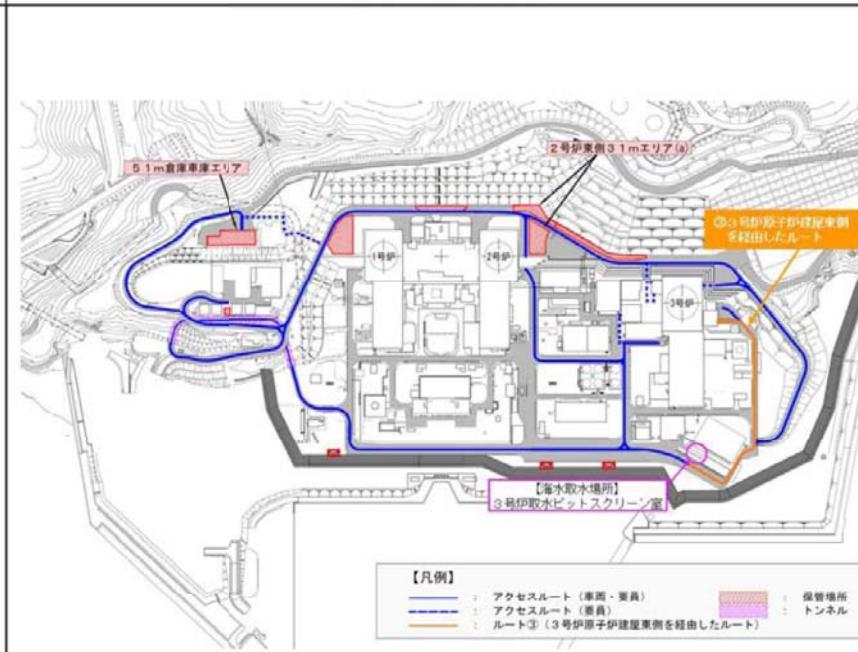
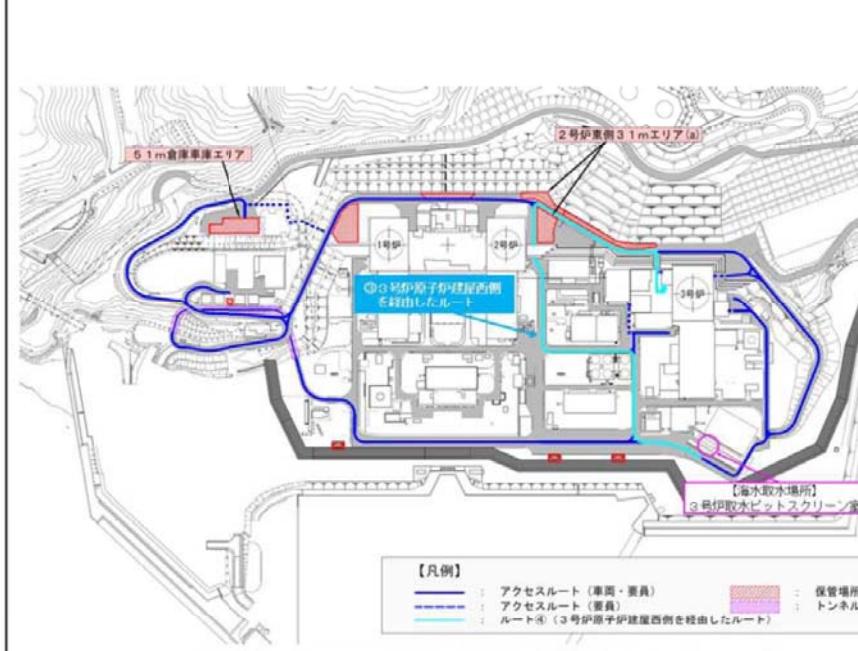
### 1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>【島根】設計内容の相違      ・プラントの相違による      アクセスルート設定の      相違。</p>
<p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1, 2号炉原子炉建物南側を経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要 (1/4)</p>	<p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1, 2号炉原子炉建物南側を経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要 (1/4)</p>	<p>ルートA①*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.+10m作業エリアへのルート      ルートB①*：51m倉庫車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.+10m作業エリアへのルート</p> <p>ルートA②*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.+10m作業エリアへのルート      ルートB②*：51m倉庫車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.+10m作業エリアへのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号取水ピットスクリーン室）】      ルートA①：760m, ルートB①：1,710m      ルートA②：1,570m, ルートB②：1,590m      ※ 有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第3-5図 保管場所からT.P.+10m作業エリアへの      アクセスルート概要</p>	<p>ルートA①*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.+10m作業エリアへのルート      ルートB①*：51m倉庫車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.+10m作業エリアへのルート</p> <p>ルートA②*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.+10m作業エリアへのルート      ルートB②*：51m倉庫車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.+10m作業エリアへのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号取水ピットスクリーン室）】      ルートA①：760m, ルートB①：1,710m      ルートA②：1,570m, ルートB②：1,590m      ※ 有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第3-5図 保管場所からT.P.+10m作業エリアへの      アクセスルート概要</p>

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

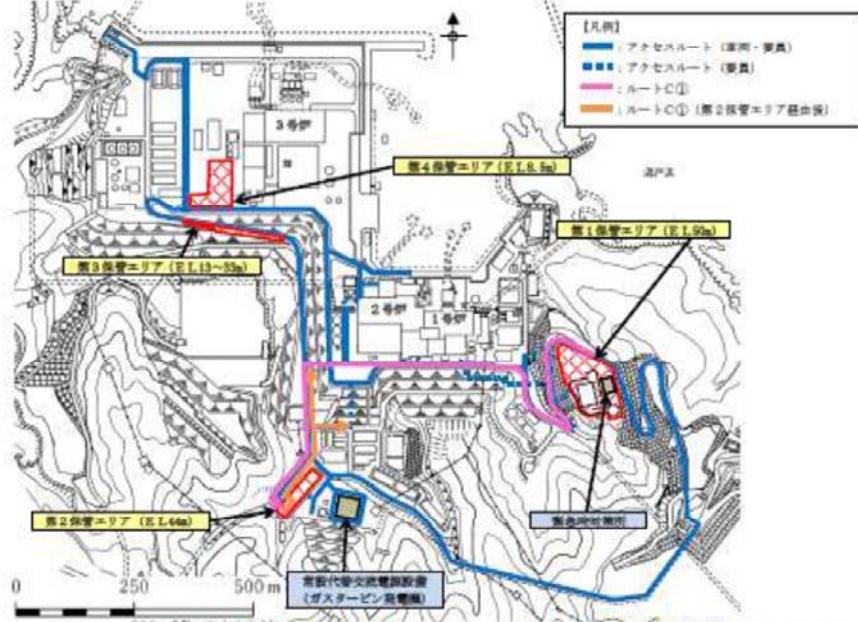
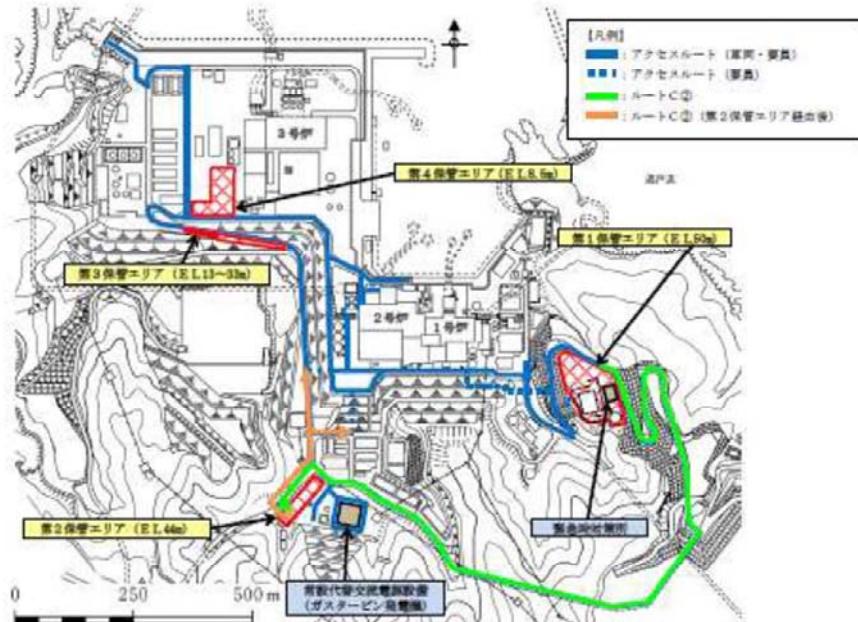
### 1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1, 2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p>	 <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1, 2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p>	 <p>ルート③※：3号炉原子炉建屋東側を経由したルート</p>  <p>ルート④※：3号炉原子炉建屋西側を経由したルート</p>	<p>【島根】設計内容の相違      ・プラントの相違による      アクセスルート設定の      相違。</p>
<p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要 (2/4)</p>		<p>【ルート距離 (3号取水ピットスクリーン室～建屋接続口)】      ルート③：350m, ルート④：800m</p> <p>※ 有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型      大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第3-5図 T.P.+10m 作業エリアから建屋入口へのアクセスルート概要</p>	

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 1.0 重大事故等対策における共通事項

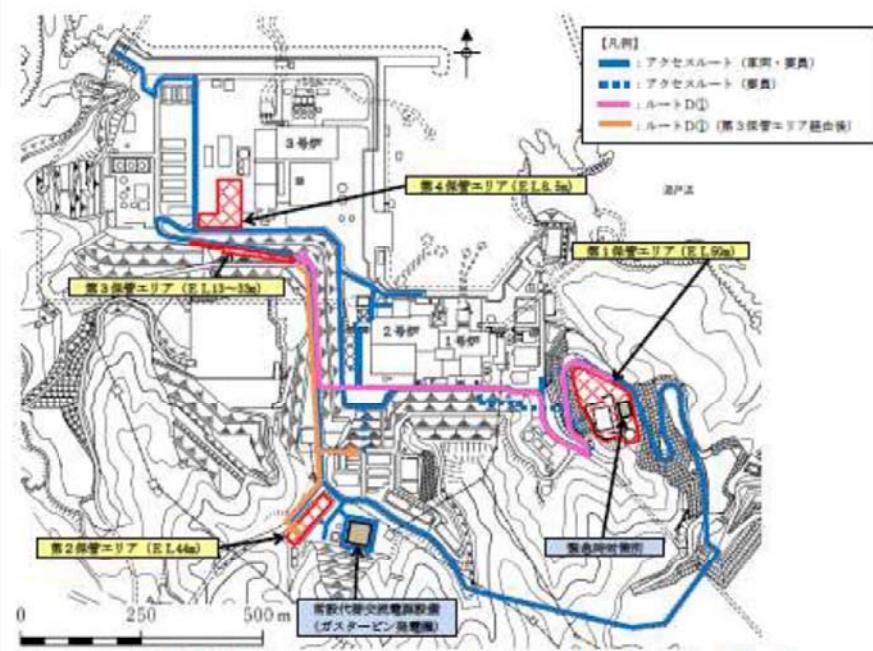
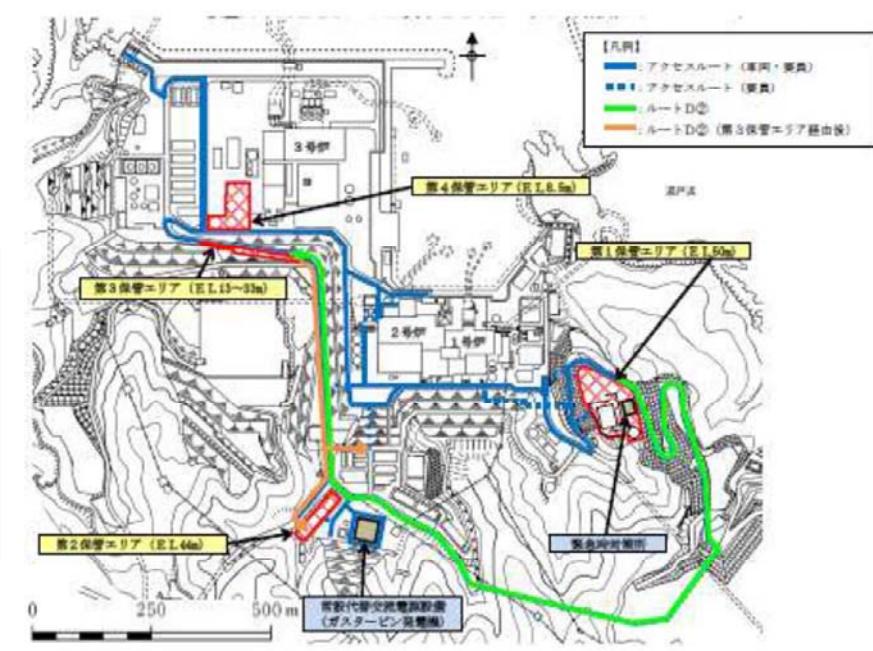
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>ルートC①：緊急時対策所を起点とし、1, 2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由したEL44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートC②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由したEL44m エリア作業用アクセスルート</p>		<p>【島根】設計内容の相違      ・プラントの相違による      アクセスルート設定の      相違。</p>

第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要 (3/4)

泊発電所3号炉 機器的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>【凡例】          ■: アクセスルート（実施・実績）          ■■: アクセスルート（実質）          ■: ルートD①          ■: ルートD② (第3保管エリア経由後)</p> <p>第4保管エリア (E L 8.5m)      第3保管エリア (E L 13~33m)      第2保管エリア (E L 44m)      第1保管エリア (E L 50m)      廃油貯留場      施設代用空港電源装置 (ガスタービン装置場)</p> <p>0 250 500 m</p> <p>ルートD①：緊急時対策所を起点とし、1, 2号炉原子炉建物南側及び第3保管エリアを経由したE L 13~33m 及びE L 44m エリア作業用アクセスルート</p>		<p>【島根】 設計内容の相違      • プラントの相違による      アクセスルート設定の相違。</p>
	 <p>【凡例】          ■: アクセスルート（実施・実績）          ■■: アクセスルート（実質）          ■: ルートD②          ■: ルートD② (第3保管エリア経由後)</p> <p>第4保管エリア (E L 8.5m)      第3保管エリア (E L 13~33m)      第2保管エリア (E L 44m)      第1保管エリア (E L 50m)      廃油貯留場      施設代用空港電源装置 (ガスタービン装置場)</p> <p>0 250 500 m</p> <p>ルートD②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第3保管エリアを経由したE L 13~33m 及びE L 44m エリア作業用アクセスルート</p>		

第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要 (4/4)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(5) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外から直接原子炉建物内に入域するための原子炉建物の入口は、以下の条件を考慮し設定する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①原子炉建物の入口を複数設定する。</li> <li>②上記①のうち、基準地震動 S s の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも 2箇所設定する。</li> <li>・アクセスルート及び迂回路は、基準地震動 S s の影響を受けない建物に設定する。</li> <li>・アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①各階には各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。</li> <li>②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素ガス内包機器については、地震時に火災源とならない。</li> <li>③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。</li> <li>④アクセスルート及び迂回路近傍の常置品及び仮置資機材については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。</li> <li>なお、迂回路は、転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行も考慮する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(b) 地震以外の自然現象の考慮</p> <p>地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) その他の考慮事項</p> <p>アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p>	<p>(6) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外から原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋（以下「主要建屋」という。）内に入域するための入口は、以下の条件を考慮し設定する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①操作場所まで移動するための主要建屋の入口を複数設定する。</li> <li>②上記①のうち、基準地震動の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも 2箇所設定する。</li> <li>・アクセスルート及び迂回路は、基準地震動の影響を受けない建屋に設定する。</li> <li>・アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①各階には各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。</li> <li>②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素内包機器については、地震時に火災源とならない。</li> <li>③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。</li> <li>④アクセスルート及び迂回路近傍の常設物及び仮置物については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。</li> <li>なお、当該常設物及び仮置物が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があること、又は通行可能な通路幅がない場合であっても、人力による排除又は乗り越えによる通行も考慮する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(b) 地震以外の自然現象の考慮</p> <p>地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) その他の考慮事項</p> <p>アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p>	<p>【島根】記載名称の相違</p> <p>【島根】記載名称及び記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・建屋に入域する入口は、直接原子炉建屋内に入域するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートで繋がっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載にしていない。</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・泊3は、迂回路の評価をアクセスルートと同等の評価を実施している。</p>

泊発電所3号炉 機器的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート及び迂回路を以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 原子炉建物入口 重大事故等時に屋外から直接、原子炉建物内に入域するため基準地震動 S s の影響を受けない入口を原子炉建物の西側に2箇所、南側に1箇所設定する。</p> <p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動 S s の影響を受けない原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室から原子炉建物及び廃棄物処理建物までのルート。</li> <li>・原子炉建物及び廃棄物処理建物の各階層間を移動するためのルート。</li> </ul> <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路</li> <li>・迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路</li> </ul> <p>(6) 島根原子力発電所1号炉の廃止措置の影響 廃止措置中である島根原子力発電所1号炉の廃止措置関連工事の実施に当たっては、島根原子力発電所2号炉の重大事故等対応に必要となる可搬型設備の保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼさないよう工事を実施し、運用管理を原子炉施設保安規定に規定し、QMS規程に基づき実施する。 なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p>	<p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート及び迂回路を以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 主要建屋入口 重大事故等時に屋外から主要建屋内に入域するため基準地震動の影響を受けない主要建屋の入口として原子炉補助建屋の北側に2箇所、原子炉建屋の東側に2箇所、ディーゼル発電機建屋の東側に1箇所設定する。</p> <p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動の影響を受けない主要建屋に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室から原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋までのルート。</li> <li>・主要建屋の各階層間を移動するためのルート。</li> </ul> <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路</li> <li>・迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路</li> </ul>	<p>【島根】記載表現及び建屋名称等の相違 【島根】記載内容の相違 ・建屋に入域する入口は、直接原子炉建屋内に入域するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートで繋がっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載にしていない。</p> <p>【島根】廃止措置関連工事の実施の有無による相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由												
<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>a. 想定する自然現象</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。</p> <p>自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>(7) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの自然現象等に対する影響評価</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす自然現象等について、抽出の考え方及び概略影響評価結果を以下に示す。詳細評価については(8)、3.～5.に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>a. 自然現象</p> <p>(a) 自然現象抽出の考え方</p> <p>自然現象抽出の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した55事象を母集団とする。 (別紙(34)参照)</li> <li>・収集した55事象について、第2-3表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。 (別紙(34)参照)</li> </ul> <p>第2-3表 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（自然現象）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th> <th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【10事象】</td> <td>干ばつ／砂嵐／雪崩／カルスト／地下水による浸食／湖又は河川の水位低下／氷結（水面の凍結）／氷壁／河川の迂回／土壌の収縮又は膨張 塩害、塩露／海岸浸食（水面下の浸食）</td> </tr> <tr> <td>ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】</td> <td>高温／もや／霧／高水温（海水温高）／低水温（海水温低）／太陽フレア、磁気嵐／濃霧</td> </tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】</td> <td>地殻活動：地面の隆起／陥没／泥湧出（液状化） 津波：海水面低／海水面高／海底地滑り／湧潮／静振／高潮／波浪 洪水：湖又は河川の水位上昇 風（台風）：ハリケーン 電離：極限的な気圧／ひょう 積雪（豪雪）：氷晶 堆積り、土石流<sup>①</sup>：土砂崩れ（山崩れ、崖崩れ） 火山（火山活動・隕石）：水蒸気、熱湯噴出／毒性ガス 生物学的事象：動物／水中の有機物質 森林火災：草原火災</td> </tr> <tr> <td>影響が他の事象に包含される事象【21事象】</td> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雷石 ※：降水に起因して発生する地滑り及び土石流を考慮</td> </tr> </tbody> </table>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】	影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【10事象】	干ばつ／砂嵐／雪崩／カルスト／地下水による浸食／湖又は河川の水位低下／氷結（水面の凍結）／氷壁／河川の迂回／土壌の収縮又は膨張 塩害、塩露／海岸浸食（水面下の浸食）	ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】	高温／もや／霧／高水温（海水温高）／低水温（海水温低）／太陽フレア、磁気嵐／濃霧	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】	地殻活動：地面の隆起／陥没／泥湧出（液状化） 津波：海水面低／海水面高／海底地滑り／湧潮／静振／高潮／波浪 洪水：湖又は河川の水位上昇 風（台風）：ハリケーン 電離：極限的な気圧／ひょう 積雪（豪雪）：氷晶 堆積り、土石流 <sup>①</sup> ：土砂崩れ（山崩れ、崖崩れ） 火山（火山活動・隕石）：水蒸気、熱湯噴出／毒性ガス 生物学的事象：動物／水中の有機物質 森林火災：草原火災	影響が他の事象に包含される事象【21事象】	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】		雷石 ※：降水に起因して発生する地滑り及び土石流を考慮	<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす外部事象について、概略影響評価結果を以下に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルート及び自主整備ルートは、それぞれ地震及び津波時に期待しないルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>a. 想定する自然現象</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。</p> <p>自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・泊の屋外アクセスルートは、島根の考え方を参考としているから、島根の記載を取り入れている。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートの設定について記載</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている</p>
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】														
影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【10事象】	干ばつ／砂嵐／雪崩／カルスト／地下水による浸食／湖又は河川の水位低下／氷結（水面の凍結）／氷壁／河川の迂回／土壌の収縮又は膨張 塩害、塩露／海岸浸食（水面下の浸食）														
ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】	高温／もや／霧／高水温（海水温高）／低水温（海水温低）／太陽フレア、磁気嵐／濃霧														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】	地殻活動：地面の隆起／陥没／泥湧出（液状化） 津波：海水面低／海水面高／海底地滑り／湧潮／静振／高潮／波浪 洪水：湖又は河川の水位上昇 風（台風）：ハリケーン 電離：極限的な気圧／ひょう 積雪（豪雪）：氷晶 堆積り、土石流 <sup>①</sup> ：土砂崩れ（山崩れ、崖崩れ） 火山（火山活動・隕石）：水蒸気、熱湯噴出／毒性ガス 生物学的事象：動物／水中の有機物質 森林火災：草原火災														
影響が他の事象に包含される事象【21事象】	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】														
	雷石 ※：降水に起因して発生する地滑り及び土石流を考慮														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。</li> <li>・保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。</li> <li>・保管場所、その他現場における屋外作業や屋外アクセスルートの通行が可能のこと。</li> <li>・屋内アクセスルートの通行が可能であること。</li> </ul> <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畠を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>(b) 自然現象の影響評価（概略）</p> <p>「(a)自然現象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を除いた事象（12事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-4表に示す。</p>	<p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。</li> <li>・保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。</li> <li>・保管場所、その他現場における屋外作業や屋外のアクセスルートの通行が可能のこと。</li> <li>・屋内のアクセスルートの通行が可能であること。</li> </ul> <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畠を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>・泊は女川と同様に影響評価における確認事項を記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違</p>

泊発電所3号炉 機構的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			差異理由	
自然現象	評価結果		概略評価結果			評価結果			【女川及び島根】記載内容の相違	
	保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	
地震	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違
津波	・基準津波に対し防潮堤や防潮壁を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ週上する浸水はない。したがって、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、アクセスルートまで週上する浸水はない。	・同左	・同左	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ週上する浸水はない。したがって、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、アクセスルートへ週上する浸水はない。	・基準津波に対し防潮堤を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ週上する浸水はない。したがって、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対し防潮堤を設置することから、アクセスルートへ週上する浸水はない。	・基準津波に対し防潮堤を設置することから、アクセスルートへ週上する浸水はない。	・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違
洪水	・敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていてから、敷地が洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左	・敷地周辺に河川等がないことから、洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは風（台風）による影響を受けない。	・敷地の地形及び表流水の状況から、洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左	・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違
風（台風）	・設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、風による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないことから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・台風によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。	・建屋内であり影響は受けない。	・設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、風（台風）による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風（台風）により飛散することはないとから、同時に機能喪失しない。	・風（台風）によりアクセスルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・建物内でありアクセスルートは風（台風）による影響を受けない。	・設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、風（台風）による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないとから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・風（台風）によりがれきが発生した場合でも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。	・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			差異理由	
			第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(2/4)							
自然現象	概略評価結果		保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	自然現象	評価結果		【女川及び島根】記載内容の相違	
	保管場所	屋外のアクセスルート					保管場所	屋外のアクセスルート		
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は竜巻に対して頑健な建屋に設置していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。</li> <li>保管エリアに配備する可搬型設備は原子炉建屋等に対し離隔距離の確保、又は飛散防止対策を実施することから原子炉建屋等へ影響を与えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>竜巻によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。</li> <li>万一、送電鉄塔が倒壊した場合であっても、複数のルートが確保されていることから、影響がないルートを選択することで目的地までのアクセスが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋等は竜巻に対し頑健性を有することから影響は受けない。</li> </ul>	竜巻	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は竜巻に対して頑健な建物内に設置していること又は防護対策を実施していることから、同時に機能喪失しない。</li> <li>可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。</li> <li>屋外に配置している竜巻防護施設近傍の可搬型設備は固縛等により飛来物とならないための対策を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>竜巻によりアクセスルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。</li> <li>通信無線鉄塔及び送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物等は竜巻に対し頑健性を有することからアクセスルートは竜巻による影響を受けない。</li> </ul>	竜巻	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準事故対処設備は竜巻に対して建屋内等の防護した場所に設置していることから、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。</li> <li>送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することと目的地へのアクセスが可能である。</li> </ul>	【女川及び島根】記載内容の相違
積雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象予報により事前の予測が十分可能であり、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対応が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象予報により事前の予測が十分可能であり、除雪を実施できる体制を構築し、ホイールローダによる除雪及び融雪剤を散布し対応するため積雪の影響はない。その上で車両に常時スタッドレスタイヤを装着し、徐行で運転することから急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配備して必要に応じて使用できるようになるとともに、すべり止め舗装を施す。（別紙(36)参照）</li> <li>また、ブルドーザにより最大152分で除雪が可能である。（別紙(5)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内であり影響は受けない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>気象予報により事前の予測が十分可能であり、除雪を実施できる体制を構築し、ホイールローダによる除雪を行うことと、急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。</li> <li>また、急勾配箇所にはすべり止め材を配備して必要に応じて使用できるようになるとともに、すべり止め舗装を施す。（別紙(36)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内であり影響は受けない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違</li> </ul>			
					<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は建物内に設置されているため影響を受けず、同時に機能喪失しない。</li> <li>気象子報により事前の予測が十分可能であり、始動に影響が出ないよう、各設備の温度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、必要に応じて、あらかじめ可搬型設備の暖気運転を行うこととしているため、影響を受けない。なお、暖気運転は事前に実施することからアクセス時間への影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路面が凍結した場合にも、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物内でありアクセスルートは凍結による影響を受けない。</li> </ul>			
			降水	降水	<ul style="list-style-type: none"> <li>構内排水設備は十分な排水能力があることから、保管場所に滞留水は発生しない。（別紙(26)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構内排水設備は十分な排水能力があることから、アクセスルートに滞留水は発生しない。（別紙(26)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水防止対策を施された建物内であり、アクセスルートは降水による影響を受けない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対応が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。</li> <li>・気象予報により事前の予測が十分可能であり、除雪を実施できる体制を構築し、ホイールローダによる除雪を行うため積雪の影響はない。その上で車両に常時スタッドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからスリップする可能性は低い。</li> <li>・また、ホイールローダにより最大56分で除雪が可能である。（別紙(5)参照）</li> </ul>	・建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			差異理由																												
自然現象	評価結果		評価結果			自然現象	評価結果		評価結果			【女川及び島根】記載内容の相違																									
	保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																									
凍結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所に設置されている可搬型設備は屋外であるが、設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、影響を受けないことがから設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。</li> <li>・凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤を散布し対応するため凍結の影響はない。その上で車両に常時スタッドレスタイヤを装着し、徐行で運転することから急勾配の下りでもリップナビの可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配備して必要に応じて使用できるようにするとともに、すべり止め舗装を施す。（別紙(36)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況等を見計らいながら行うことでの対応が可能であることから、設計基準事故対応設備と重大事故等対応設備は同時に機能喪失しない。</li> <li>・また、保管場所等の除雪はホイールローダによる実施も可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋内であり影響を受けない。</li> </ul>	積雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況等を見計らいながら行うことでの対応が可能である。なお、ホイールローダにより最大77分で除雪が可能である。（別紙(23)参照）</li> <li>・積雪時においても、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物内でありアクセスルートは積雪による影響を受けない。</li> </ul>	凍結 (極低温)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所に設置されている可搬型設備は屋外であるが、設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、影響を受けないことから設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。</li> <li>・凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、各設備の温度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、始動に影響が出ないよう必要に応じてあらかじめ可搬型設備の暖機運転を行うことにより影響を受けない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。</li> </ul>	降水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海域へ排水されることから影響は受けない。</li> <li>・また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。</li> <li>・排水路の性能については別紙(6)参照。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海域へ排水されることから影響は受けない。</li> <li>・浸水防止対策が施された建屋内であり、影響は受けない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落雷により影響を受ける範囲は限定され、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。</li> <li>・1回の落雷により影響を受ける範囲は限定され、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。</li> </ul>	落雷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準事故対応設備は避雷対策を施した建物内に設置されており、かつ保管場所とは位置的分散が図られていることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。</li> <li>・1回の落雷により影響を受ける範囲は限定されるため、保管場所は2セットを離隔して位置的分散を図っており、影響を受けない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落雷により影響を受けることはない。</li> <li>・落雷発生中は、屋内に退避し、状況を見て屋外作業を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋には避雷設備を設置しておりアクセスルートは落雷による影響を受けない。</li> </ul>	地滑り・土石流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は地滑り・土石流の影響範囲外に設置していることから、同時に機能喪失しない。</li> <li>・地滑り・土石流により影響を受ける範囲は限定され、屋外に配置している可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数のアクセスルートのうち、地滑り・土石流により影響を受ける範囲外のアクセスルートを用いることから、影響はない。（別紙(38)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋等は地滑り・土石流により影響を受ける範囲にないため、アクセスルートは影響を受けない。（別紙(38)参照）</li> </ul>	降水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海域へ排水されることから影響は受けない。</li> <li>・また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。</li> <li>・排水路の性能については別紙(6)参照。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海域へ排水されることから影響は受けない。</li> <li>・浸水防止対策が施された建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。</li> </ul>	地滑り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり地形分布図や土砂災害危険箇所図によると女川原子力発電所には地滑り、土石流並びに崖崩れを起こすような地形は存在しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落雷により影響を受ける範囲は限定され、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。</li> <li>・1回の落雷により影響を受ける範囲は限定され、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。</li> </ul>	落雷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準事故対応設備は避雷対策を施された建屋内に設置されており、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。</li> <li>・建屋には避雷設備を設置しており、アクセスルートは影響を受けない。</li> <li>・落雷発生中は、屋内に退避し、状況を見て屋外作業を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準事故対応設備は、地滑りの影響を受ける範囲にない建屋内に設置されており、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。</li> <li>・屋外に配備している可搬型設備は、地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。（別紙(38)参照）</li> </ul>	地滑り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は地滑りにより影響を受けない範囲にないため、アクセスルートは影響を受けない。（別紙(38)参照）</li> </ul>	【女川及び島根】記載内容の相違	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																													
自然現象	評価結果		第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(4/4)	評価結果																														
	保管場所	屋外アクセスルート		保管場所	屋外のアクセスルート																													
火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。また、ブルドーザにより最大171分で除灰が可能である。（別紙(5)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。また、ブルドーザにより最大171分で除灰が可能である。（別紙(5)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内であり影響は受けない。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th colspan="3">概略評価結果</th></tr> <tr> <th>保管場所</th><th>屋外のアクセスルート</th><th>屋内のアクセスルート</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の影響</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。また、ブルドーザにより最大171分で除灰が可能である。（別紙(5)参照）</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。また、ブルドーザにより最大171分で除灰が可能である。（別紙(5)参照）</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内でありアクセスルートは火山による影響を受けない。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>生物学的事象</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>影響なし。</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧歛類の侵入による影響を受けない。また、海生生物により、保管場所及び可搬型設備は影響を受けない。したがって、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧歛類の侵入による影響を受けない。また、保管場所等の除灰はホイールローダによる実施も可能である。</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>容易に排除可能であるため、アクセスルートに影響はない。</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>森林火災</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対処設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。</li> <li>万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性に支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。</li> <li>ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。</li> <li>ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。</li> </ul> </td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>高潮</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P. (女川原子力発電所工事用基準面) +3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P. (女川原子力発電所工事用基準面) +3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P. (女川原子力発電所工事用基準面) +3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。</li> </ul> </td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	自然現象	概略評価結果			保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート		火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。また、ブルドーザにより最大171分で除灰が可能である。（別紙(5)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。また、ブルドーザにより最大171分で除灰が可能である。（別紙(5)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内でありアクセスルートは火山による影響を受けない。</li> </ul>	生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧歛類の侵入による影響を受けない。また、海生生物により、保管場所及び可搬型設備は影響を受けない。したがって、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧歛類の侵入による影響を受けない。また、保管場所等の除灰はホイールローダによる実施も可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容易に排除可能であるため、アクセスルートに影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。</li> </ul>	森林火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対処設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。</li> <li>万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性に支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。</li> <li>ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。</li> <li>ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。</li> </ul>			高潮	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P. (女川原子力発電所工事用基準面) +3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P. (女川原子力発電所工事用基準面) +3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P. (女川原子力発電所工事用基準面) +3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。</li> </ul>		
自然現象	概略評価結果																																	
保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																																
火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。また、ブルドーザにより最大171分で除灰が可能である。（別紙(5)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。また、ブルドーザにより最大171分で除灰が可能である。（別紙(5)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内でありアクセスルートは火山による影響を受けない。</li> </ul>																															
生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧歛類の侵入による影響を受けない。また、海生生物により、保管場所及び可搬型設備は影響を受けない。したがって、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧歛類の侵入による影響を受けない。また、保管場所等の除灰はホイールローダによる実施も可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容易に排除可能であるため、アクセスルートに影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。</li> </ul>																													
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対処設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。</li> <li>万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性に支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。</li> <li>ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。</li> <li>ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンバを閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。</li> </ul>																															
高潮	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P. (女川原子力発電所工事用基準面) +3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P. (女川原子力発電所工事用基準面) +3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P. (女川原子力発電所工事用基準面) +3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。</li> </ul>																															
生物学的事象				<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th colspan="3">評価結果</th></tr> <tr> <th>保管場所</th><th>屋外のアクセスルート</th><th>屋内のアクセスルート</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の影響</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダにより最大218分で除灰が可能である。（別紙(24)参照）</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダにより最大218分で除灰が可能である。（別紙(24)参照）</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td> <p style="text-align: center;">追面【地震津波側審査の反映】 (火山灰の層厚及び密度について、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p> </td></tr> <tr> <td>生物学的事象</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準事故対処設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。</li> <li>保管場所は複数箇所あり、位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。</li> <li>可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。（別紙(27)参照）</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>影響なし。</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。</li> <li>保管場所に配備する可搬型設備は、位置的分散を図り複数箇所に保管していることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。</li> <li>可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	自然現象	評価結果			保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート		火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダにより最大218分で除灰が可能である。（別紙(24)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダにより最大218分で除灰が可能である。（別紙(24)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。</li> </ul>				<p style="text-align: center;">追面【地震津波側審査の反映】 (火山灰の層厚及び密度について、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p>	生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準事故対処設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。</li> <li>保管場所は複数箇所あり、位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。</li> <li>可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。（別紙(27)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。</li> <li>保管場所に配備する可搬型設備は、位置的分散を図り複数箇所に保管していることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。</li> <li>可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。</li> </ul>									
自然現象	評価結果																																	
保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																																
火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダにより最大218分で除灰が可能である。（別紙(24)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダにより最大218分で除灰が可能である。（別紙(24)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。</li> </ul>																															
			<p style="text-align: center;">追面【地震津波側審査の反映】 (火山灰の層厚及び密度について、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p>																															
生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準事故対処設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。</li> <li>保管場所は複数箇所あり、位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。</li> <li>可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。（別紙(27)参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。</li> <li>保管場所に配備する可搬型設備は、位置的分散を図り複数箇所に保管していることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。</li> <li>可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。</li> </ul>																														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				差異理由
		自然現象	評価結果			
			保管場所	屋外のアセスルート	屋内のアセスルート	
	<p>(c)自然現象の重畠事象評価</p> <p>単独事象を組み合わせて、自然現象が重畠した場合の影響について確認した。各重畠事象の影響確認結果を別紙(1)に示す。また、重畠事象のうち、単独事象と比較して影響が増長される事象の組合せと影響評価結果を以下に示す。</p> <p>①屋外のアセスルートの復旧作業が追加される組合せ</p> <p>単独事象でそれぞれアセスルートの復旧が必要な事象について、重畠の影響としてそれぞれの事象で発生する作業を実施する必要がある。具体的には、除雪と除灰の組合せ等が該当する。</p> <p>アセスルートの復旧においては、気象子報等を踏まえてアセス性に支障が生じる前にあらかじめ除雪や除灰等の活動を開始する運用であることから、例えばアセスルートの復旧に時間を要する除灰の場合でも、約 220 分程度でアセスルートの機能を維持することが可能である。（別紙(24)参照）</p> <p>②可搬型設備の機能に影響がある組合せ</p> <p>単独事象と比較して荷重が増長し、可搬型設備に影響を及ぼすことがある組合せは、積雪と風（台風）、火山の影響と風（台風）、降水と火山の影響、積雪と火山の影響、積雪と地震の 5 事象である。ただし、可搬型設備に堆積した雪及び降下火碎物を除雪、除灰することで、重畠による影響は緩和可能である。</p> <p>(d)まとめ</p> <p>上記より、保管場所、屋外及び屋内のアセスルートへ影響を及ぼす可能性のある自然現象は地震及び津波であることを確認した。それ以外の自然現象については、単独事象、重畠事象が発生した場合でも、取り得る手段が残っており、事故対応を行うことができるることを確認した。地震及び津波の詳細評価については(8), 3.～5.に示す。</p> <p>なお、設計上の想定を超える自然現象が発生した場合でも、可搬型設備の分散配置、アセスルートの複数確保、各種運用（除雪等）により対応は可能である。</p>	森林火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対処設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。</li> <li>万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、消防員が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスルートは防火帯の内側であり、アセス性に支障はない。また、幅射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。（別紙(8)参照）</li> <li>万一、小規模な火災が発生したとしても、消防員がアセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。</li> <li>ばい煙については、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気吸入ダンバの閉止、換気空調系の停止又は閉回路循環運転により建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。</li> </ul>	<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は女川と同様に自然現象の重畠について、は「別紙4」に記載している。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. +10m）以上に設置することから影響を受けることはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. +10m）以上に設置することから影響を受けることはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. +10m）以上に設置するため、アセスルートは影響を受けない。</li> </ul>	
						<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計想定を超えた自然現象への対応については大規模損壊発生時の対応で整理する。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

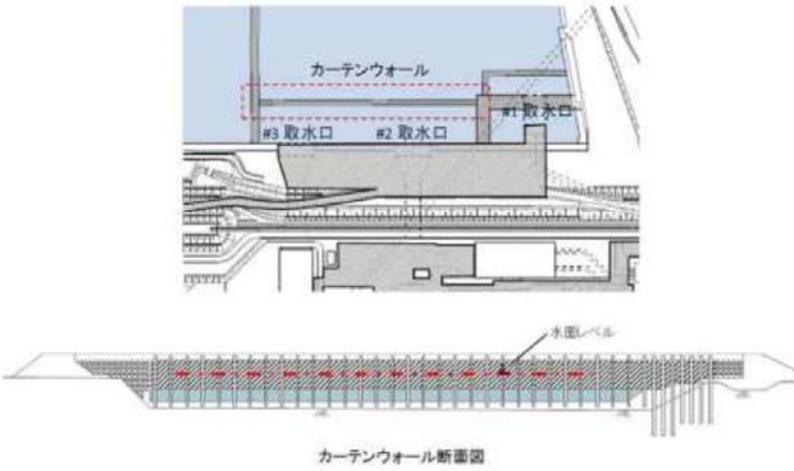
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由												
b. 人為事象	<p>b. 人為事象</p> <p>(a) 人為事象抽出の考え方</p> <p>人為事象抽出の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき人為事象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した事象から、故意によるものを除いた23事象を母集団とする。（別紙(34)参照）</li> <li>・収集した23事象について、第2-5表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。（別紙(34)参照）</li> </ul> <p>(b) 人為事象の影響評価（概略）</p> <p>「(a)人為事象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を加えた事象（8事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-6表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第2-5表保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（外部人為事象）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th><th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】</td><td>バイオライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル</td></tr> <tr> <td>ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】</td><td>—</td></tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【3事象】</td><td>発電所内貯蔵の化学物質流出／薬剤工事／内部溢水</td></tr> <tr> <td>影響が他の事象に包含される事象【8事象】</td><td>爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水中への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水</td></tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】</td><td>人工衛星の落下／タービン・ミサイル</td></tr> </tbody> </table>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】	影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	バイオライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル	ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】	—	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【3事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／薬剤工事／内部溢水	影響が他の事象に包含される事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水中への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	人工衛星の落下／タービン・ミサイル	(2) 人為事象	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は女川と同様に抽出プロセスは他の審査項目を呼び込んでいる。</li> </ul>
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】														
影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	バイオライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル														
ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】	—														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【3事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／薬剤工事／内部溢水														
影響が他の事象に包含される事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水中への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水														
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	人工衛星の落下／タービン・ミサイル														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊、石油コンビナート施設の火災は、敷地周辺に発生要因がない又は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については取水口外側にカーテンウォールが設置されており、保管場所及びアクセスルートに直接衝突されるおそれがないこと、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や、複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>			<p>【女川】記載表現の相違 ・石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災を含めて、近隣工場等の火災と記載している。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は取水口周辺をアクセスルートに設定していないため、船舶の衝突による影響を受けない。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>
 <p>第4-1 図 カーテンウォール構造図</p>		<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については保管場所及びアクセスルートが船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置されていること、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下等）、爆発、近隣工場等の火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や、複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合状況説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>【女川】名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																						
	<p><b>第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(1/2)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人為事象</th> <th colspan="3">概略評価結果</th> </tr> <tr> <th>保管場所</th> <th>屋外のアセスルート</th> <th>屋内のアセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。</li> <li>また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時に機能喪失しない。</li> <li>万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。</li> <li>防火帯内部へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のシングル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。</li> <li>また、熱影響を受けないアセスルートにより通行が可能であるため、アセス性に支障はない。（別紙(25)参照）</li> <li>万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物は防火帯の内側であり、アセスルートは延焼の影響を受けない。</li> <li>万一、ばい煙の影響を受ける場合は、セルフエアセット等の装備にて対応する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>飛来物 (航空機落下)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保することともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数のアセスルートを確保していることから影響はない。</li> <li>複数のアセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突予の他のテロリズムへの対応」に示す。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物等への航空機落下確率は <math>10^{-7}/\text{炉}\cdot\text{年}\cdot\text{飛行時間}</math> であることから影響はない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>爆発</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアセスルートを確保していることから影響はない。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アセスルートは影響を受けない。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	人為事象	概略評価結果			保管場所	屋外のアセスルート	屋内のアセスルート	森林火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。</li> <li>また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時に機能喪失しない。</li> <li>万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。</li> <li>防火帯内部へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のシングル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。</li> <li>また、熱影響を受けないアセスルートにより通行が可能であるため、アセス性に支障はない。（別紙(25)参照）</li> <li>万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物は防火帯の内側であり、アセスルートは延焼の影響を受けない。</li> <li>万一、ばい煙の影響を受ける場合は、セルフエアセット等の装備にて対応する。</li> </ul>	飛来物 (航空機落下)	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保することともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数のアセスルートを確保していることから影響はない。</li> <li>複数のアセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突予の他のテロリズムへの対応」に示す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物等への航空機落下確率は <math>10^{-7}/\text{炉}\cdot\text{年}\cdot\text{飛行時間}</math> であることから影響はない。</li> </ul>	ダムの崩壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。</li> </ul>	爆発	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアセスルートを確保していることから影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アセスルートは影響を受けない。</li> </ul>	<p><b>【島根】記載方針の相違</b> ・各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。</p>
人為事象	概略評価結果																								
	保管場所	屋外のアセスルート	屋内のアセスルート																						
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。</li> <li>また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時に機能喪失しない。</li> <li>万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。</li> <li>防火帯内部へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のシングル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。</li> <li>また、熱影響を受けないアセスルートにより通行が可能であるため、アセス性に支障はない。（別紙(25)参照）</li> <li>万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物は防火帯の内側であり、アセスルートは延焼の影響を受けない。</li> <li>万一、ばい煙の影響を受ける場合は、セルフエアセット等の装備にて対応する。</li> </ul>																						
飛来物 (航空機落下)	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保することともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数のアセスルートを確保していることから影響はない。</li> <li>複数のアセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突予の他のテロリズムへの対応」に示す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物等への航空機落下確率は <math>10^{-7}/\text{炉}\cdot\text{年}\cdot\text{飛行時間}</math> であることから影響はない。</li> </ul>																						
ダムの崩壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアセスルートへの影響はない。</li> </ul>																						
爆発	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアセスルートを確保していることから影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アセスルートは影響を受けない。</li> </ul>																						

泊発電所3号炉 機器的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																						
	<p><b>第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(2/2)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人為事象</th> <th colspan="3">概略評価結果</th> </tr> <tr> <th>保管場所</th> <th>屋外のアクセスルート</th> <th>屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣工場等の火災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>航空機落下による火災に対して、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。</li> <li>発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。</li> <li>発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される原子炉建物等の空調を停止し、防護具等を装備することから影響はない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>通路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	人為事象	概略評価結果			保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	近隣工場等の火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>航空機落下による火災に対して、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。</li> </ul>		有毒ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。</li> <li>発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。</li> <li>発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される原子炉建物等の空調を停止し、防護具等を装備することから影響はない。</li> </ul>	船舶の衝突	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。</li> </ul>	電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。</li> </ul>	<p><b>【島根】記載方針の相違</b> ・各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。</p>
人為事象	概略評価結果																								
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																						
近隣工場等の火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>航空機落下による火災に対して、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。</li> </ul>																							
有毒ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。</li> <li>発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。</li> <li>発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される原子炉建物等の空調を停止し、防護具等を装備することから影響はない。</li> </ul>																						
船舶の衝突	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。</li> </ul>																						
電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。</li> </ul>																						

泊発電所3号炉 機器的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(8)屋内外作業に係る成立性評価の概要</p> <p>a. 概要</p> <p>(a)評価の概要</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある自然現象及び人為事象は、地震及び津波と考えられるため、地震、津波時における以下の評価を実施し、有効性評価に対する作業の成立性について検討を実施した。</p> <p>①保管場所については、外部起因事象として地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>②屋外のアクセスルートについては、地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>③屋内のアクセスルートについては、地震及び地震によって発生する火災及び溢水を想定しそれらの影響を評価する。</p> <p>(b)検討フロー</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの有効性・成立性について、第2-5図の検討フローにて評価する。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートについては、地震及び津波時に期待しないルートとして位置付けるため、影響評価の対象外とする。</p> <pre> graph TD     A[保管場所及び屋外のアクセスルートの評価] --&gt; B[地震・津波の被害想定 (津波によるアセスメントへの影響)]     B --&gt; C[保管場所の影響評価 可搬型設備の損壊・通行障害防止]     C --&gt; D[保管場所の適合性検証]     D --&gt; E[アクセスルートの影響評価]     E --&gt; F[仮復旧が可能なアクセスルートの抽出]     F --&gt; G[アクセスルートの復旧時間評価]     G --&gt; H[屋外作業の必要時間評価]     H --&gt; I[地震発生時の アクセスルートの必要時間の評価]     I --&gt; J[地震発生時の作業成立性の評価]      K[屋内のアクセスルートの評価] --&gt; L[地震による被害を想定]     K --&gt; M[地震馴染火災を想定]     K --&gt; N[地震馴染溢水を想定]     L --&gt; O[アセスメント周辺機器の調査 (アシストツールの実施)]     M --&gt; P[アセスメント周辺機器を抽出 RCF、油内充填部]     N --&gt; Q[地盤の溢水筋を抽出 伊勢溢水筋結果を利用]     O --&gt; R[周辺機器が堆積物に上り軽微な落下方りることを確認]     P --&gt; S[火災源としての適切性評価 RCFで野面し袖脛を確認]     Q --&gt; T[ワードと溢水水位を 開口部入口高さで評価]     R --&gt; U[アセスメント上に進行を阻害する機器がないことを確認]     S --&gt; V[火災源となる機器がないことと近接がないことを確認]     T --&gt; W[アセスメント上の各ワードが歩行可能であることを確認]     U --&gt; X[アセスメント上に進行を阻害する機器がないことを確認]     V --&gt; Y[アセスメント上の各ワードが歩行可能であることを確認]     W --&gt; Z[アセスメント上の各ワードが歩行可能であることを確認]     X --&gt; Y     Y --&gt; Z     Z --&gt; J   </pre> <p>第2-5図 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの有効性・成立性検討フロー</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川の資料構成をベースとしている。</p>

泊発電所3号炉 機器的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

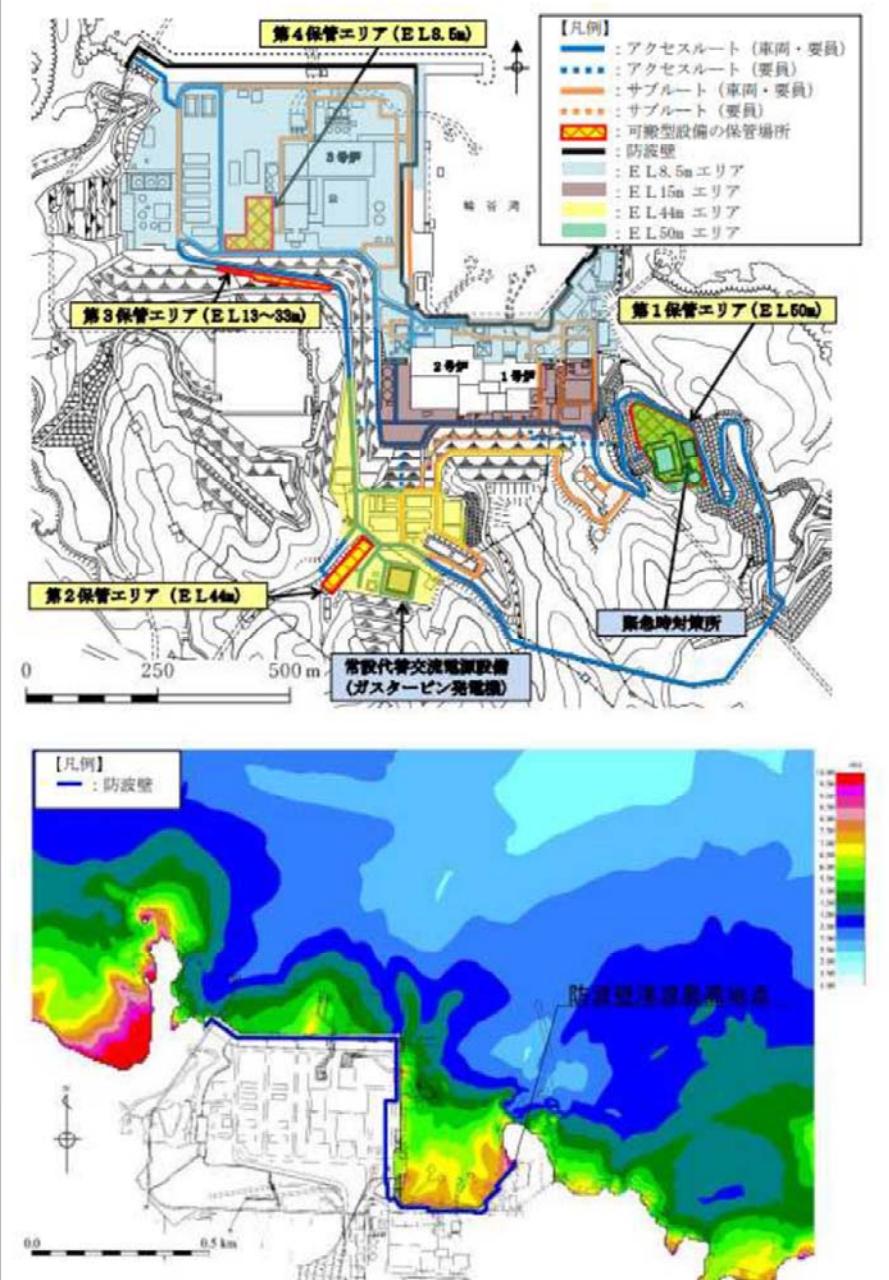
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																									
	<p>(c) 地震による被害想定</p> <p>地震による保管場所及び屋外のアクセスルートへの被害要因・被害事象を第2-7表のとおり想定し、それぞれ影響を評価する。</p> <p>なお、サブルートについては、地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p> <p>第2-7表保管場所及び屋外のアクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th><th>保管場所で懸念される被害事象</th><th>アクセスルートで懸念される被害事象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td><td>① 周辺構造物の損壊 (建物、鉄塔等)</td><td>損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>損壊物によるアクセスルートの閉塞</td></tr> <tr> <td>② 周辺タンク等の損壊</td><td>火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td></tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td><td>土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td rowspan="2">土砂流入、道路損壊による通行不能</td></tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面・道路面のすべり</td><td>敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td></tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び挿すり込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり</td><td>不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能</td></tr> <tr> <td>⑥ 地盤支持力の不足</td><td>可搬型設備の転倒、通行不能</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑦ 地中埋設構造物の損壊</td><td>陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td><td>陥没による通行不能</td></tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象	地震	① 周辺構造物の損壊 (建物、鉄塔等)	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞	② 周辺タンク等の損壊	火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤ 液状化及び挿すり込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—	⑦ 地中埋設構造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は女川と同様に「5. 保管場所の評価、(1) 保管場所への影響評価」及び「6. 屋外のアクセスルートの評価、(1) 屋外のアクセスルートへの影響評価」に記載している。</li> </ul>
自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象																									
地震	① 周辺構造物の損壊 (建物、鉄塔等)	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞																									
	② 周辺タンク等の損壊	火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能																									
	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能																									
	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																										
	⑤ 液状化及び挿すり込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能																									
	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—																									
	⑦ 地中埋設構造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能																									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(d)津波による被害想定</p> <p>E L15m の防波壁等を設置することにより、津波による週上波を地上部及び取水路、放水路等の経路から敷地に到達又は流入させないため、保管場所は津波による被害は想定されない。（「設計基準対象施設について」第五条：津波による損傷の防止）</p> <p>また、アクセスルートは、保管場所と同様、敷地に津波を到達又は流入させないため、津波による被害は想定されない。津波週上解析の結果を第2-6図に示す。</p> <p>なお、サブルートは、津波時に期待しない。</p>  <p>第2-6図 最大水位上昇量分布（基準津波1, 防波堤無し）</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・津波は自然現象の評価において評価済みであるため。</p>

泊発電所3号炉 機構的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

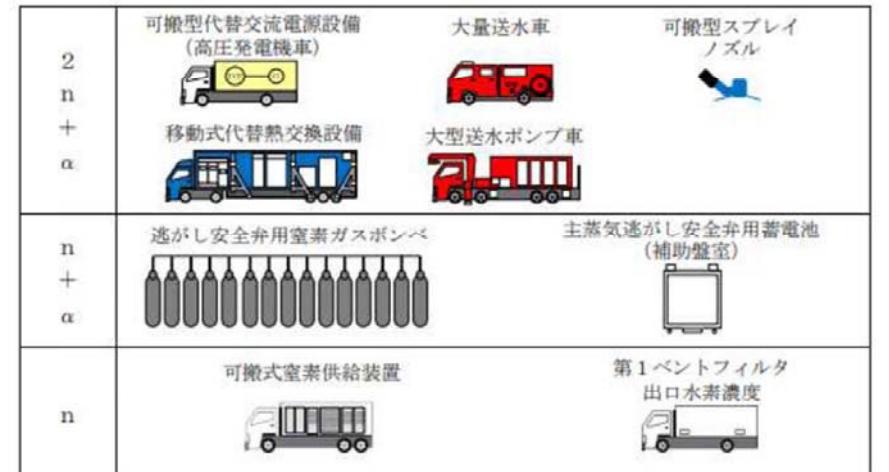
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>5. 保管場所の評価          「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち保管場所に大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、保管場所に対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>3. 保管場所の評価          (1) 保管場所における主要可搬型設備等          主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第3-1図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第3-1表に、主要設備の配備数を第3-2表に示す。可搬型設備の配備数については「<math>2n + \alpha</math>」、「<math>n + \alpha</math>」、「<math>n</math>」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。          また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「<math>2n + \alpha</math>」の可搬型設備の<math>\alpha</math>及び「<math>n</math>」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第1～第4保管エリア）に保管する。<math>n</math>と<math>\alpha</math>及び<math>n</math>と予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。          なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛※を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。          さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリの背後搭載タンクは、空状態で保管する。          ※：飛来物発生防止対策エリア内のみが対象。</p> <p>a. 「<math>2n + \alpha</math>」の可搬型設備          原子炉建物外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水泵車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。          なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。          また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建物内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建物内に分散配置する。</p>	<p>5. 保管場所の評価          「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち保管場所に大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、保管場所に対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>【島根】資料構成の相違          ・泊の資料構成は女川をベースとし、島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【島根】記載箇所の相違          ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>

泊発電所3号炉 機器の能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p><b>b. 「n + α」の可搬型設備</b> 負荷に直接接続する、逃がし安全弁用窒素ガスボンベ、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、逃がし安全弁用窒素ガスボンベは原子炉建物内にそれぞれ分散配置する。また、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は廃棄物処理建物内にそれぞれ分散配置する。</p> <p><b>c. 「n」の可搬型設備（その他）</b> 上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。 可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。 また、「2 n + α」と「n + α」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p> 		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>

第3-1 主な可搬型重大事故等対処設備の分類

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		差異理由
第3-1表 保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置						
分類	主要設備名	使用場所	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア
2 n + α	・大量送水車	E L 44m <sup>※1</sup> 及び 15m周辺 <sup>※2</sup> (送水用)	—	n	n	— ※5 (使用)
	・大型送水ポンプ車	E L 8.5m周辺 <sup>※3</sup> (海水取水用)	n	—	—	n ※4 (使用)
n + α	・高压発電機車	E L 8.5m周辺 <sup>※3</sup> (原子炉補機代替冷却系用)	n	—	— α <sup>※6</sup> (使用)	n
	・移動式代替熱交換設備	E L 15m周辺 <sup>※4</sup>	屋内で使用	—	原子炉建物	n
	・可搬型スプレイノズル	—	屋内で使用	—	原子炉建物、廃棄物処理建物	n
	・逃がし安全弁用窒素ガスボンベ	—	屋内で使用	—	原子炉建物、廃棄物処理建物	n
n <sup>※7</sup>	・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助器室）	E L 15m周辺 <sup>※4</sup>	予備	—	—	n
	・可搬式塗装供給装置	—	—	—	—	n
※1：輪谷野水槽（西1）及び（西2）を水源とした送水時は淡水取水場所（E L 44m）周辺で使用。 ※2：海を水源とした送水時は接続口（E L 15m）周辺で使用。 ※3：海水取水場所（E L 8.5m）周辺で使用。 ※4：接続口（E L 15m）周辺で使用。 ※5：大量送水車（送水用及び海水取水用）のαは運用とし、第4保管エリアに保管。 ※6：大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）のαと大型送水泵（原子炉建物改水設備用）の予備は運用とし、第3保管エリアに保管。 ※7：緊急時対策所用送風機、緊急時対策所空気浄化装置（空気ポンベ）、緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）は、n設備を第1保管エリアに、予備を第4保管エリアに保管。						

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 機械的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																		
<p>(1) 「<math>2n + \alpha</math>」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th><th>配備数</th><th>必要数</th><th>予備</th><th>保管場所</th><th>備考</th></tr> <tr> <th></th><th></th><th></th><th></th><th>第1保管エリア</th><th>第2保管エリア</th><th>第3保管エリア</th><th>第4保管エリア</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型大群交流電源設備 (高圧発電機車)</td><td>7台</td><td>3台 (<math>2n = 6</math>)</td><td>1台</td><td>3台</td><td>0台</td><td>予備1台</td><td>3台</td><td>・必要数(3台/セット)の2セット、合計6台。</td></tr> <tr> <td>大量送水車</td><td>3台</td><td>送水用 (<math>2n = 2</math>)</td><td>1台 (運用)</td><td>0台</td><td>1台</td><td>1台</td><td>0台</td><td>・輪谷貯水槽(西1)及び(西2)を水源とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、可搬型トレーナー2台、ホース約3,490m/組)の2セット、合計大量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。 ・湯を水源とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、大量送水車(海水取水用)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,490m/組)の2セット、合計大量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。</td></tr> <tr> <td>可搬型トレーナー</td><td>5台</td><td>海水貯水用 (<math>2n = 4</math>)</td><td>2台</td><td>1台</td><td>0台</td><td>2台</td><td>2台</td><td>予備1台</td></tr> <tr> <td>ホース</td><td>150A (1組:約3,100m) 100A (1組:約3,400m)</td><td>2組+ 予備 (<math>2n = 2</math>)</td><td>ホース長 毎に 1本以上</td><td>150A: 約2,180m 100A: 約120m</td><td>150A: 約320m 100A: 約220m</td><td>150A: 約920m 100A: 約220m 予備</td><td>150A: 約2,180m 100A: 約120m 予備</td><td>・第4保管エリアに保管する大量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。 ※:各設備の保管場所・数量について、は、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</td></tr> </tbody> </table>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考					第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	可搬型大群交流電源設備 (高圧発電機車)	7台	3台 ( $2n = 6$ )	1台	3台	0台	予備1台	3台	・必要数(3台/セット)の2セット、合計6台。	大量送水車	3台	送水用 ( $2n = 2$ )	1台 (運用)	0台	1台	1台	0台	・輪谷貯水槽(西1)及び(西2)を水源とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、可搬型トレーナー2台、ホース約3,490m/組)の2セット、合計大量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。 ・湯を水源とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、大量送水車(海水取水用)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,490m/組)の2セット、合計大量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。	可搬型トレーナー	5台	海水貯水用 ( $2n = 4$ )	2台	1台	0台	2台	2台	予備1台	ホース	150A (1組:約3,100m) 100A (1組:約3,400m)	2組+ 予備 ( $2n = 2$ )	ホース長 毎に 1本以上	150A: 約2,180m 100A: 約120m	150A: 約320m 100A: 約220m	150A: 約920m 100A: 約220m 予備	150A: 約2,180m 100A: 約120m 予備	・第4保管エリアに保管する大量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。 ※:各設備の保管場所・数量について、は、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。			<p>【島根】記載箇所の相違      ・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考																																																
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																														
可搬型大群交流電源設備 (高圧発電機車)	7台	3台 ( $2n = 6$ )	1台	3台	0台	予備1台	3台	・必要数(3台/セット)の2セット、合計6台。																																													
大量送水車	3台	送水用 ( $2n = 2$ )	1台 (運用)	0台	1台	1台	0台	・輪谷貯水槽(西1)及び(西2)を水源とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、可搬型トレーナー2台、ホース約3,490m/組)の2セット、合計大量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。 ・湯を水源とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、大量送水車(海水取水用)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,490m/組)の2セット、合計大量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,880m。																																													
可搬型トレーナー	5台	海水貯水用 ( $2n = 4$ )	2台	1台	0台	2台	2台	予備1台																																													
ホース	150A (1組:約3,100m) 100A (1組:約3,400m)	2組+ 予備 ( $2n = 2$ )	ホース長 毎に 1本以上	150A: 約2,180m 100A: 約120m	150A: 約320m 100A: 約220m	150A: 約920m 100A: 約220m 予備	150A: 約2,180m 100A: 約120m 予備	・第4保管エリアに保管する大量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。 ※:各設備の保管場所・数量について、は、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。																																													

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																	
<p>(1) 「<math>2n + \alpha</math>」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型スプレイノズル</td> <td>3台</td> <td>1台 (<math>2n = 2</math>)</td> <td>1台</td> <td>第1保管エリア 第2保管エリア</td> <td>第3保管エリア 第4保管エリア</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>75A (1組+予備)</td> <td>1組 (<math>2n = 2</math>)</td> <td>ホース長 毎に 1本 以上</td> <td>原子炉建物 予備1台</td> <td>原子炉建物 予備2組 必要数 (1組/セット) の2セット、合計2組</td> </tr> <tr> <td>移動式代燃熱交換設備</td> <td>3台</td> <td>1台 (<math>2n = 2</math>)</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>予備1台 1台</td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>3台</td> <td>原子炉冷却系機器用代替 1台 (<math>2n = 2</math>)</td> <td>1台 (廃用)</td> <td>0台</td> <td>子備1台 (廃用) 1台</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>海水側250A (1組:約50m) 海水側250A (1組:約70m) 海水側300A (1組:約900m)</td> <td>1組 (<math>2n = 2</math>)</td> <td>ホース長 毎に 1本 以上</td> <td>1組 0組</td> <td>0組 1組+予備 必要数 (移動式代燃熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組) の2セット ホース移動式代燃熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。 第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉補機代替冷却系用と原子炉建物改水装置用を兼用。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考	可搬型スプレイノズル	3台	1台 ( $2n = 2$ )	1台	第1保管エリア 第2保管エリア	第3保管エリア 第4保管エリア	ホース	75A (1組+予備)	1組 ( $2n = 2$ )	ホース長 毎に 1本 以上	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 予備2組 必要数 (1組/セット) の2セット、合計2組	移動式代燃熱交換設備	3台	1台 ( $2n = 2$ )	1台	0台	予備1台 1台	大型送水ポンプ車	3台	原子炉冷却系機器用代替 1台 ( $2n = 2$ )	1台 (廃用)	0台	子備1台 (廃用) 1台	ホース	海水側250A (1組:約50m) 海水側250A (1組:約70m) 海水側300A (1組:約900m)	1組 ( $2n = 2$ )	ホース長 毎に 1本 以上	1組 0組	0組 1組+予備 必要数 (移動式代燃熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組) の2セット ホース移動式代燃熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。 第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉補機代替冷却系用と原子炉建物改水装置用を兼用。
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考																															
可搬型スプレイノズル	3台	1台 ( $2n = 2$ )	1台	第1保管エリア 第2保管エリア	第3保管エリア 第4保管エリア																															
ホース	75A (1組+予備)	1組 ( $2n = 2$ )	ホース長 毎に 1本 以上	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 予備2組 必要数 (1組/セット) の2セット、合計2組																															
移動式代燃熱交換設備	3台	1台 ( $2n = 2$ )	1台	0台	予備1台 1台																															
大型送水ポンプ車	3台	原子炉冷却系機器用代替 1台 ( $2n = 2$ )	1台 (廃用)	0台	子備1台 (廃用) 1台																															
ホース	海水側250A (1組:約50m) 海水側250A (1組:約70m) 海水側300A (1組:約900m)	1組 ( $2n = 2$ )	ホース長 毎に 1本 以上	1組 0組	0組 1組+予備 必要数 (移動式代燃熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組) の2セット ホース移動式代燃熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。 第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉補機代替冷却系用と原子炉建物改水装置用を兼用。																															

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																	
	<p>(2) 「<math>n + \alpha</math>」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逃がし安全弁用鋼索 ガスボンベ</td> <td>30本</td> <td>15本</td> <td>15本 (5 本以 上)</td> <td>原子炉建物 15本+ 予備15本</td> <td>・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。</td> </tr> <tr> <td>主蒸気遮がし 安全弁用蓄電池 (補助蓄電池)</td> <td>4個</td> <td>2個</td> <td>2個 + 予備2個</td> <td>廃棄物処理建物</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・數量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考	逃がし安全弁用鋼索 ガスボンベ	30本	15本	15本 (5 本以 上)	原子炉建物 15本+ 予備15本	・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。	主蒸気遮がし 安全弁用蓄電池 (補助蓄電池)	4個	2個	2個 + 予備2個	廃棄物処理建物	-	<p>【島根】記載箇所の相違      ・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考															
逃がし安全弁用鋼索 ガスボンベ	30本	15本	15本 (5 本以 上)	原子炉建物 15本+ 予備15本	・30本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。															
主蒸気遮がし 安全弁用蓄電池 (補助蓄電池)	4個	2個	2個 + 予備2個	廃棄物処理建物	-															

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																							
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数 n の補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式薬素供給装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・1台で薬素供給が可能。</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組: 約230m)</td> <td>1組+ 子備</td> <td>1組</td> <td>小一 ス長 毎に 1本 以上</td> <td>ターピン建物</td> <td>1組+ 子備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第1ベントフィルタ 出入口水素濃度 シルトフェンス</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・1台で水素濃度測定が可能。 約10m+ 予備約10m 予備約10m ・2号炉放水接合槽用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量について、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数 n の補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	可搬式薬素供給装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で薬素供給が可能。	ホース (1組: 約230m)	1組+ 子備	1組	小一 ス長 毎に 1本 以上	ターピン建物	1組+ 子備	—	—	—	第1ベントフィルタ 出入口水素濃度 シルトフェンス	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で水素濃度測定が可能。 約10m+ 予備約10m 予備約10m ・2号炉放水接合槽用	<p>【島根】記載箇所の相違          ・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数 n の補足)																														
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																					
可搬式薬素供給装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で薬素供給が可能。																																		
ホース (1組: 約230m)	1組+ 子備	1組	小一 ス長 毎に 1本 以上	ターピン建物	1組+ 子備	—	—	—																																		
第1ベントフィルタ 出入口水素濃度 シルトフェンス	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で水素濃度測定が可能。 約10m+ 予備約10m 予備約10m ・2号炉放水接合槽用																																		

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																													
(3) 「n」の可搬型設備																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルトフエンス</td> <td>約680m</td> <td>約640m</td> <td>約40m</td> <td>第1保管エリア 約320m+子備約40m</td> <td>第2保管エリア 0m</td> <td>第3保管エリア 0m</td> <td>約320m ・輪谷専用</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>(未用)</td> <td>1隻</td> <td>予備1隻 (未用)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (未用) ・シルトフエンスを1隻で設置可能。 ・海上モニタリング用と兼用。</td> </tr> <tr> <td>放射性物質吸着材</td> <td>4組</td> <td>3組</td> <td>1組</td> <td>予備 1組</td> <td>0組</td> <td>0組</td> <td>3組 ・設置箇所3箇所にそれぞれ1組を設置。</td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>2台</td> <td>放原子水子供建物用</td> <td>1台</td> <td>1台 (未用)</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台 (未用) 1台</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>2台</td> <td></td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原予炉抽水機代替冷却系用と原子炉建物放水設備用を兼用。</td> </tr> <tr> <td>消防火薬剤容器</td> <td>6個</td> <td></td> <td>5個</td> <td>予備1個</td> <td>0個</td> <td>0個</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>300A (1組: 約760m) 250A (1組: 約140m)</td> <td>1組+予備</td> <td>1組</td> <td>ホース長 毎に 1本 以上</td> <td>予備</td> <td>0組</td> <td>1組</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考	シルトフエンス	約680m	約640m	約40m	第1保管エリア 約320m+子備約40m	第2保管エリア 0m	第3保管エリア 0m	約320m ・輪谷専用	小型船舶	2隻	(未用)	1隻	予備1隻 (未用)	0隻	0隻	1隻 (未用) ・シルトフエンスを1隻で設置可能。 ・海上モニタリング用と兼用。	放射性物質吸着材	4組	3組	1組	予備 1組	0組	0組	3組 ・設置箇所3箇所にそれぞれ1組を設置。	大型送水ポンプ車	2台	放原子水子供建物用	1台	1台 (未用)	0台	0台	予備1台 (未用) 1台	放水砲	2台		1台	予備1台	0台	0台	第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原予炉抽水機代替冷却系用と原子炉建物放水設備用を兼用。	消防火薬剤容器	6個		5個	予備1個	0個	0個	5個	ホース	300A (1組: 約760m) 250A (1組: 約140m)	1組+予備	1組	ホース長 毎に 1本 以上	予備	0組	1組	<p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考																																																											
シルトフエンス	約680m	約640m	約40m	第1保管エリア 約320m+子備約40m	第2保管エリア 0m	第3保管エリア 0m	約320m ・輪谷専用																																																									
小型船舶	2隻	(未用)	1隻	予備1隻 (未用)	0隻	0隻	1隻 (未用) ・シルトフエンスを1隻で設置可能。 ・海上モニタリング用と兼用。																																																									
放射性物質吸着材	4組	3組	1組	予備 1組	0組	0組	3組 ・設置箇所3箇所にそれぞれ1組を設置。																																																									
大型送水ポンプ車	2台	放原子水子供建物用	1台	1台 (未用)	0台	0台	予備1台 (未用) 1台																																																									
放水砲	2台		1台	予備1台	0台	0台	第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原予炉抽水機代替冷却系用と原子炉建物放水設備用を兼用。																																																									
消防火薬剤容器	6個		5個	予備1個	0個	0個	5個																																																									
ホース	300A (1組: 約760m) 250A (1組: 約140m)	1組+予備	1組	ホース長 毎に 1本 以上	予備	0組	1組																																																									

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由				
(3) 「n」の可搬型設備							
設備名	配備数 必要数	予備	参考 (必要数 n の補足)				
		第1保管 エリア	保管場所 第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	備考 (必要数 n の補足)	
タンクローリー	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	予備1台	・①緊急時対策用所用発電機への補給専用。 ・②緊急時対策用所用発電機以外への補給用。 ・2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実現可能。
小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	予備1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	・1隻で海上モニタリングを実施可能。 ・シルトフェンス設置用と兼用。
可搬式モニタリング・ ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	0台	5台+ 予備1台
中央制御室待機室正圧化 装置 (空気ボンベ)	50本	15本	35本	15本+ 予備35本			・合計15本で中央制御室待機室を 窒息防止しつつ、10時間正圧化 することが可能。
可搬式気象測定装置	2台	1台	1台	0台	0台	予備1台	・気象観測は1台で測定可能。

※：各設備の保管場所・数量について、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

【島根】記載箇所の相違  
 ・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																								
<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="3">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数 n の補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備2台</td> <td>・1台で緊急時対策所に給電するため必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンベ)</td> <td>540本</td> <td>454本</td> <td>86本</td> <td>454本+ 予備56本</td> <td>0本</td> <td>0本</td> <td>・454本で緊急時対策所を窒息防止しつつ、11時間正圧化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化送風機</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所			備考 (必要数 n の補足)	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	緊急時対策所用発電機	4台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に給電するため必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。	緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンベ)	540本	454本	86本	454本+ 予備56本	0本	0本	・454本で緊急時対策所を窒息防止しつつ、11時間正圧化することが可能。	緊急時対策所空気浄化送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。	緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。
設備名					配備数	必要数	予備		保管場所			備考 (必要数 n の補足)																															
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア																																								
緊急時対策所用発電機	4台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に給電するため必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。																																				
緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンベ)	540本	454本	86本	454本+ 予備56本	0本	0本	・454本で緊急時対策所を窒息防止しつつ、11時間正圧化することが可能。																																				
緊急時対策所空気浄化送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。																																				
緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。																																				

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																									
<p>(1) 重機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th colspan="3">保管場所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダー</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>子備 1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>(2) その他設備（自主的に所有している設備）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th colspan="3">保管場所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付水槽車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>小型放水砲</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射能輻射計車</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機海水ポンプ電動機</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> </tr> <tr> <td>ラフタークレーン</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> </tr> <tr> <td>中型ホース履張車(150A)</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> </tr> <tr> <td>大型ホース履張車(150A)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・子備品</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・子備品数値設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・資機材</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	保管場所			備考			第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	ホイールローダー	3台	1台	0台	1台	子備 1台						—	設備名	配備数	保管場所			備考			第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	化学消防自動車	2台	1台	0台	0台	1台	小型動力ポンプ付水槽車	2台	1台	0台	0台	1台	小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台	放射能輻射計車	1台	—	—	—	—	原子炉補機海水ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台	ラフタークレーン	1台	1台	0台	0台	0台	中型ホース履張車(150A)	2台	0台	1台	1台	0台	大型ホース履張車(150A)	2台	1台	0台	0台	1台						・子備品						・子備品数値設備						・資機材						・資機材
設備名	配備数	保管場所			備考																																																																																																							
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																																																																							
ホイールローダー	3台	1台	0台	1台	子備 1台																																																																																																							
					—																																																																																																							
設備名	配備数	保管場所			備考																																																																																																							
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																																																																							
化学消防自動車	2台	1台	0台	0台	1台																																																																																																							
小型動力ポンプ付水槽車	2台	1台	0台	0台	1台																																																																																																							
小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台																																																																																																							
放射能輻射計車	1台	—	—	—	—																																																																																																							
原子炉補機海水ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台																																																																																																							
ラフタークレーン	1台	1台	0台	0台	0台																																																																																																							
中型ホース履張車(150A)	2台	0台	1台	1台	0台																																																																																																							
大型ホース履張車(150A)	2台	1台	0台	0台	1台																																																																																																							
					・子備品																																																																																																							
					・子備品数値設備																																																																																																							
					・資機材																																																																																																							
					・資機材																																																																																																							

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																			
<p>(2) その他設備（自主的に所有している設備）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th colspan="3">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型ホース巻張車(300A)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>第4保管 エリア ・資機材</td> </tr> <tr> <td>ホース運搬車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>直流給電車115V</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>直流給電車230V</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型船舶運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>ショルトフェンス運搬車</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>2台 ・資機材</td> </tr> <tr> <td>放射性物質搬送車運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台 ・資機材</td> </tr> <tr> <td>消防火薬剤運搬車</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>2台 ・資機材</td> </tr> <tr> <td>モニタリング設備運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台 ・資機材</td> </tr> <tr> <td>燃料アールスプレイ流量</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td>原子炉建物 2台</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量について、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	保管場所			備考	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	大型ホース巻張車(300A)	2台	1台	0台	0台	第4保管 エリア ・資機材	ホース運搬車	2台	1台	0台	0台	・資機材	直流給電車115V	1台	1台	0台	0台	—	直流給電車230V	1台	1台	0台	0台	—	小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	・資機材	ショルトフェンス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台 ・資機材	放射性物質搬送車運搬車	1台	0台	0台	0台	1台 ・資機材	消防火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	2台 ・資機材	モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台 ・資機材	燃料アールスプレイ流量	2台			原子炉建物 2台	—	<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名			配備数	保管場所			備考																																																															
	第1保管 エリア	第2保管 エリア		第3保管 エリア																																																																		
大型ホース巻張車(300A)	2台	1台	0台	0台	第4保管 エリア ・資機材																																																																	
ホース運搬車	2台	1台	0台	0台	・資機材																																																																	
直流給電車115V	1台	1台	0台	0台	—																																																																	
直流給電車230V	1台	1台	0台	0台	—																																																																	
小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	・資機材																																																																	
ショルトフェンス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台 ・資機材																																																																	
放射性物質搬送車運搬車	1台	0台	0台	0台	1台 ・資機材																																																																	
消防火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	2台 ・資機材																																																																	
モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台 ・資機材																																																																	
燃料アールスプレイ流量	2台			原子炉建物 2台	—																																																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

I.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																												
(1) 保管場所への影響評価  地震による保管場所への被害要因及び被害事象を第5-1表のとおり想定し、設定した保管場所が影響を受けないことを確認する。  なお、2011年東北地方太平洋沖地震時の被害状況を別紙(9)に示す。	<p>(2) 地震による保管場所への影響評価概要 地震による保管場所への影響について、網羅的に①～⑦の被害要因について評価した結果、第3-3表に示すとおり影響のある被害要因はないことを確認した。被害要因に対する詳細な確認結果については、「(3) 地震による保管場所への影響評価」に示す。</p> <p>第3-3表 地震による保管場所への影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th><th colspan="4">評価結果</th></tr> <tr> <th>第1保管エリア</th><th>第2保管エリア</th><th>第3保管エリア</th><th>第4保管エリア</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺構造物の損壊</td><td>問題なし</td><td>問題なし</td><td>該当なし</td><td>問題なし</td></tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td><td>問題なし</td><td>問題なし</td><td>問題なし</td><td>問題なし</td></tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td><td>問題なし</td><td>問題なし</td><td>問題なし</td><td>問題なし</td></tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td><td>問題なし</td><td>該当なし</td><td>問題なし</td><td>該当なし</td></tr> <tr> <td>⑤液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり</td><td>問題なし</td><td>問題なし</td><td>該当なし</td><td>該当なし</td></tr> <tr> <td>⑥地盤支持力の不足</td><td>問題なし [接地王(支持力)]</td><td>問題なし [接地王(支持力)]</td><td>問題なし [接地王(支持力)]</td><td>問題なし [接地王(支持力)]</td></tr> <tr> <td>⑦地中埋設構造物の損壊</td><td>該当なし</td><td>問題なし</td><td>該当なし</td><td>該当なし</td></tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	①周辺構造物の損壊	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし	②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	③周辺斜面の崩壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	④敷地下斜面のすべり	問題なし	該当なし	問題なし	該当なし	⑤液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし	⑥地盤支持力の不足	問題なし [接地王(支持力)]	問題なし [接地王(支持力)]	問題なし [接地王(支持力)]	問題なし [接地王(支持力)]	⑦地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	(1) 保管場所への影響評価  地震による保管場所への被害要因及び被害事象を第5-1表のとおり想定し、設定した保管場所が影響を受けないことを確認する。	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊の資料構成は女川をベースとし、島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は「2.概要、(8)屋内外作業に係る成立性評価の概要」に記載</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、東北地方太平洋沖地震と同様な被害実績はない</p>
被害要因	評価結果																																														
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																											
①周辺構造物の損壊	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし																																											
②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし																																											
③周辺斜面の崩壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし																																											
④敷地下斜面のすべり	問題なし	該当なし	問題なし	該当なし																																											
⑤液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし																																											
⑥地盤支持力の不足	問題なし [接地王(支持力)]	問題なし [接地王(支持力)]	問題なし [接地王(支持力)]	問題なし [接地王(支持力)]																																											
⑦地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし																																											
第5-1表 保管場所に対する被害要因及び被害事象		第5-1表 保管場所に対する被害要因及び被害事象																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因</th><th>保管場所で懸念される被害事象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地 震</td><td>①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)</td><td>・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞</td></tr> <tr><td>②周辺タンクの損壊</td><td>・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td></tr> <tr><td>③周辺斜面の崩壊</td><td>・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td></tr> <tr><td>④敷地下斜面のすべり</td><td>・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td></tr> <tr><td>⑤液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td><td>・不等沈下による可搬型設備の損壊、通行不能</td></tr> <tr><td>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</td><td>・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊、通行不能</td></tr> <tr><td>⑦地盤支持力の不足</td><td>・可搬型設備の転倒、通行不能</td></tr> <tr><td>⑧地下構造物の損壊</td><td>・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td></tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	地 震	①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞	②周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	③周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	④敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊、通行不能	⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊、通行不能	⑦地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能	⑧地下構造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因</th><th>保管場所で懸念される被害事象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地 震</td><td>①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)</td><td>・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞</td></tr> <tr><td>②周辺タンクの損壊</td><td>・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td></tr> <tr><td>③周辺斜面の崩壊</td><td>・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td></tr> <tr><td>④敷地下斜面のすべり</td><td>・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td></tr> <tr><td>⑤液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td><td>・不等沈下による可搬型設備の損壊、通行不能</td></tr> <tr><td>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</td><td>・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊、通行不能</td></tr> <tr><td>⑦地盤支持力の不足</td><td>・可搬型設備の転倒、通行不能</td></tr> <tr><td>⑧地下構造物の損壊</td><td>・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td></tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	地 震	①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞	②周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	③周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	④敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊、通行不能	⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊、通行不能	⑦地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能	⑧地下構造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能						
自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象																																													
地 震	①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞																																													
	②周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能																																													
	③周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能																																													
	④敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																																													
	⑤液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊、通行不能																																													
	⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊、通行不能																																													
	⑦地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能																																													
	⑧地下構造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能																																													
自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象																																													
地 震	①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞																																													
	②周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能																																													
	③周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能																																													
	④敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																																													
	⑤液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊、通行不能																																													
	⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	・浮き上がった構造物による可搬型設備の損壊、通行不能																																													
	⑦地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能																																													
	⑧地下構造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能																																													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(2) 保管場所の被害要因に対する評価方法及び結果 保管場所への影響について、第5-1表の被害要因ごとに評価する。 a.周辺構造物の損壊及び周辺タンクの損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）、②周辺タンクの損壊 (a) 評価方法  周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス及び基準地震動 S<sub>s</sub>により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認している構造物については、各保管場所への影響を及ぼさない構造物とする。 耐震Sクラス及び基準地震動 S<sub>s</sub>により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。 上記以外の構造物については、基準地震動 S<sub>s</sub>により損壊するものとし、各保管場所の敷地が、設定した周辺構造物の損壊影響範囲に含まれるか否かで評価する。</p> <p>また、周辺タンクの損壊による地震随伴溢水や地震随伴火災、薬品漏えいによる影響が及ぶ範囲に各保管場所の敷地が含まれるか否かで評価する。</p> <p>(b) 評価結果 保管場所周辺にて抽出した構造物について、損壊の影響範囲を評価した結果を第5-2表、抽出結果及び対応内容を第5-3表、第5-1図に示す。 また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(11)に示す。</p>	<p>(3) 地震による保管場所への影響評価 a. 周辺構造物損壊による影響評価 ①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等） (a) 評価方針  周辺構造物の損壊に対する影響評価について、耐震Sクラス又は基準地震動 S<sub>s</sub>により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認した構造物は、各保管場所へ影響を及ぼさないと評価する。  耐震Sクラス又は基準地震動 S<sub>s</sub>により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある建物については、外装材の落下による影響範囲を建物高さの半分として設定※する。  上記以外の周辺構造物については、基準地震動 S<sub>s</sub>により損壊するものとし、各保管場所の敷地が設定した周辺構造物の影響範囲に含まれるか否かを評価する。影響範囲は、構造物が根元から保管場所側に影響するものとして設定する。</p> <p>(b) 評価結果 影響評価結果を第3-4表に、保管場所ごとの対象設備を第3-2図(1)～(4)に示す。保管場所周辺の構造物は、基準地震動 S<sub>s</sub>で倒壊しないように設計、又は耐震評価により倒壊しないことを詳細設計段階において確認する。また、損壊する可能性が否定できない構造物においては損壊による影響範囲が保管場所外であることから損壊による影響はないことを確認した。（別紙(28)参照） 第1保管エリア周辺には、免震重要棟、免震重要棟遮蔽壁、緊急時対策所、統合原子力防災NW用屋外アンテナ、非常用ろ過水タンク、通信用無線鉄塔があるが、基準地震動 S<sub>s</sub>により倒壊しない設計とする。また、損壊する可能性が否定できない建物、構築物等の構造物は、損壊に対して十分な離隔距離をとることから、保管場所の可搬型設備への影響はない。 第2保管エリア周辺には、輪谷貯水槽（西1／西2）があるが、基準地震動 S<sub>s</sub>により倒壊しない設計とする。</p>	<p>(2) 保管場所の被害要因に対する評価方法及び結果 保管場所への影響について、第5-1表の被害要因ごとに評価する。 a.周辺構造物の損壊及び周辺タンクの損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）、②周辺タンクの損壊 (a) 評価方法  周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認している構造物については、各保管場所への影響を及ぼさない構造物とする。  耐震Sクラス又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定※する。  上記以外の周辺構造物については、基準地震動により損壊するものとし、各保管場所の敷地が、設定した周辺構造物の損壊影響範囲に含まれるか否かで評価する。影響範囲は、構造物が根元から保管場所側に影響するものとして設定する。</p> <p>また、周辺タンクの損壊による地震随伴溢水や地震随伴火災、薬品漏えいによる影響が及ぶ範囲に各保管場所の敷地が含まれるか否かで評価する。</p> <p>※：外装材の落下による影響範囲は、平成20年4月1日に国土交通省住宅局建築指導課長より出された、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）」を参考に、設定する</p> <p>(b) 評価結果 保管場所周辺にて抽出した構造物について、損壊の影響範囲を評価した結果を第5-2表、抽出結果及び対応内容を第5-3表、第5-1図に示す。 また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(10)に示す。</p>	<p>【島根】記載表現の相違 ・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊は保管場所の評価において②周辺タンクの損壊による影響はないことから、女川と同様に①周辺構造物の損壊と合わせて評価している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 ・泊は外装材の落下影響範囲を(a)評価方法に記載</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に周辺構造物と周辺タンクの損壊を合わせて評価</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は外装材の落下影響範囲の注釈を(a)評価方法に記載</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第5-3表に記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>同保管場所周辺には、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔及び 220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔が設置されているが、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因について評価を行い、影響がないことを確認している。（別紙(4)参照）また、更なる安全性向上のための対策として、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔及び 220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔の基準地震動 S s における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。</p> <p>第3保管エリア周辺には、構造物がないことを確認している。 第4保管エリア周辺には、損壊する可能性が否定できない建物、構築物等の構造物があるが、損壊に対して十分な離隔距離をとることから、保管場所の可搬型設備への影響はない。 外装材以外の部材等については、保管場所に影響を及ぼさない設計とする。（別紙(37)参照）</p> <p>※：外装材の落下による影響範囲は、平成20年4月1日に国土交通省住宅局建築指導課長より出された、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）」を参考に、設定する。</p>		

第5-2表 周辺構造物の損壊に対する影響評価結果

被害要因	評価結果			
	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	該当なし
②周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	影響なし	該当なし

第3-4表 周辺構造物損壊による保管場所への影響評価結果

被害要因	評価結果			
	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
①周辺構造物の損壊 (建物、鉄塔等)	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし

第5-2表 周辺構造物の損壊に対する影響評価結果

被害要因	評価結果						
	51m 倉庫車庫 エリア	緊急時 対策所 エリア	1号炉 西側31m エリア	1、2号炉 北側31m エリア	2号炉 東側31m エリア(a)	2号炉 東側31m エリア(b)	T.P.10m盤 集水井
①周辺構造物の損壊 (建屋、鉄塔、構築物)	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし
②周辺タンクの損壊	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし

【女川及び島根】  
記載内容の相違  
・プラントの相違による  
評価結果の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			差異理由
第5-3表 周辺構造物の被害想定及び評価結果						第5-3表 周辺構造物の被害想定及び評価結果			
対象設備	被害想定	構造物の影響評価				対象設備	被害想定	構造物の評価結果	
保修センター	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	保修センターは基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、影響範囲外であり、落下に伴う影響はない。（別紙(11)参照）				1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉出入管理建屋 緊急時対策所（待機所） 空調上屋（待機所用） 緊急時対策所（指揮所） 空調上屋（指揮所用） 51m倉庫・車庫 防潮堤 泊支線No. 6 鉄塔 泊支線No. 7 鉄塔	地震により損壊し、可搬型設備に影響を与える。	基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。	【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による対象構造物、構造物の評価結果の相違。
緊急用電気品建屋		緊急用電気品建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。							
緊急時対策建屋		緊急時対策建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。							
松島幹線 No. 2 送電鉄塔		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。							
1号排気筒		1号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。							
2号排気筒		2号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。							
3号排気筒		3号排気筒は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。							
事務本館／事務別館		事務本館／事務別館は基準地震動 Ss に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。（別紙(11)参照）							
屎尿浄化槽機械室		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。							
出入管理室（1, 2号）		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。							
3号連絡通路		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。							
2号スタック放射線モニタ建屋		損壊しても影響範囲外であり、損壊に伴う影響はない。							